荒川区
基本計画

（平成29年度から平成38年度まで）

平成29年3月

荒川区

はじめに

荒川区では、平成19年3月に荒川区基本構想を策定し、概ね20年後に目指すべき将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げるとともに、分野別に6つの都市像を示しました。

これまでの10年間を振り返ってみますと、東日本大震災をはじめとした自然災害の発生や、リーマンショックに端を発した世界的な金融危機の拡大など、我が国は多くの試練を経験してまいりました。

こうした中、区民の皆様の不安を少しでも和らげ、幸せを実感できるまちを実現できるよう、区民の皆様が真に求めているものを常に考え、そのニーズに真摯に応えるべく、防災や治安対策、子育て・教育、福祉など多岐にわたる施策を展開してまいりました。

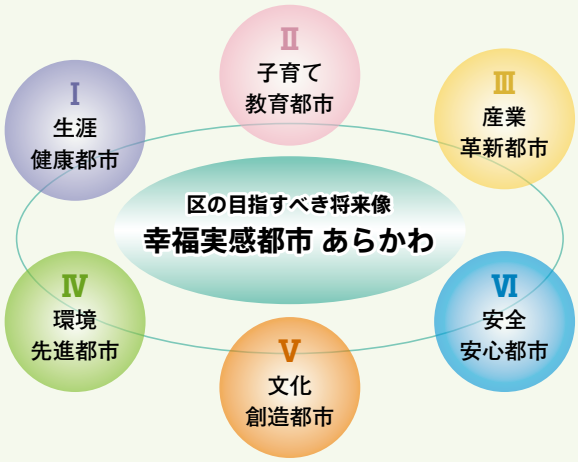

その結果、「治安が良く安心して住める街」、「子育てや共働きしやすい街」などの御評価を頂き、区の人口は約21万3千人と、10年前と比べ約2万人も増えております。特に近年では、ファミリー世帯をはじめとした若い世代の方の転入が増えるなど、多くの方に荒川区をお選びいただき、住んでいただけていることを大変嬉しく思います。

この度改定した「荒川区基本計画」は、平成29年度からの10年間を計画期間とし、中長期的な視点を持って、区と区民の皆様が共に一つの方向に進んでいくための道標となるものです。

今後とも、区民の皆様と共に「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けた歩みを着実に進め、区民の皆様の幸せ、笑顔を一つでも増やせるよう全身全霊をもって区政運営に取り組んでまいります。

荒川区長　海野太一郎

目次

第1章 基本的な考え方 1

1 荒川区基本計画の位置付け……2
2 将来人口の想定……3
3 財政収支の想定……5
4 荒川区民総幸福度（GAH）の取組について ……6

第2章 分野別の政策・施策 11

政策・施策体系図…… 12
Ⅰ 生涯健康都市…… 14
01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現 …… 16
02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 …… 22

Ⅱ 子育て教育都市…… 44
03 子育てしやすいまちの形成 …… 46
04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成 … 58

Ⅲ 産業革新都市…… 80
05 活力ある地域経済づくり …… 82
06 人が集う魅力あるまちの形成 …… 96

Ⅳ 環境先進都市……102
07 地球環境を守るまちの実現 ……104
08 良好で快適な生活環境の形成 ……110

Ⅴ　文化創造都市……114
09　伝統文化の継承と都市間交流の推進 ……116
10　活気ある地域コミュニティの形成 ……124

Ⅵ　安全安心都市……134
11　防災・防犯のまちづくり ……136
12　利便性の高い都市基盤の整備 ……144

Ⅶ　計画推進のために……152
13　区民の主体的な区政参画と連携強化 ……154
14　積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進 ……158
15　目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進 ……164

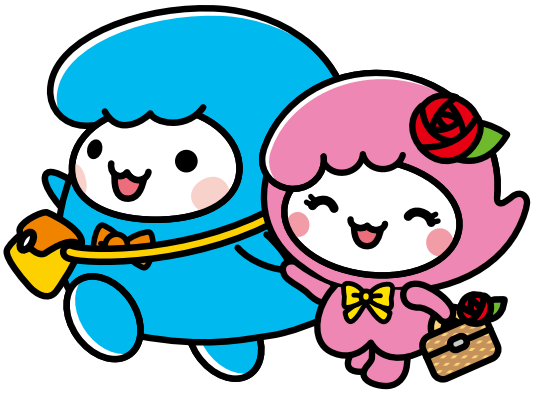

第１章
基本的な考え方

１　荒川区基本計画の位置付け
２　将来人口の想定
３　財政収支の想定
４　荒川区民総幸福度（GAH）の取組について

１．荒川区基本計画の位置付け

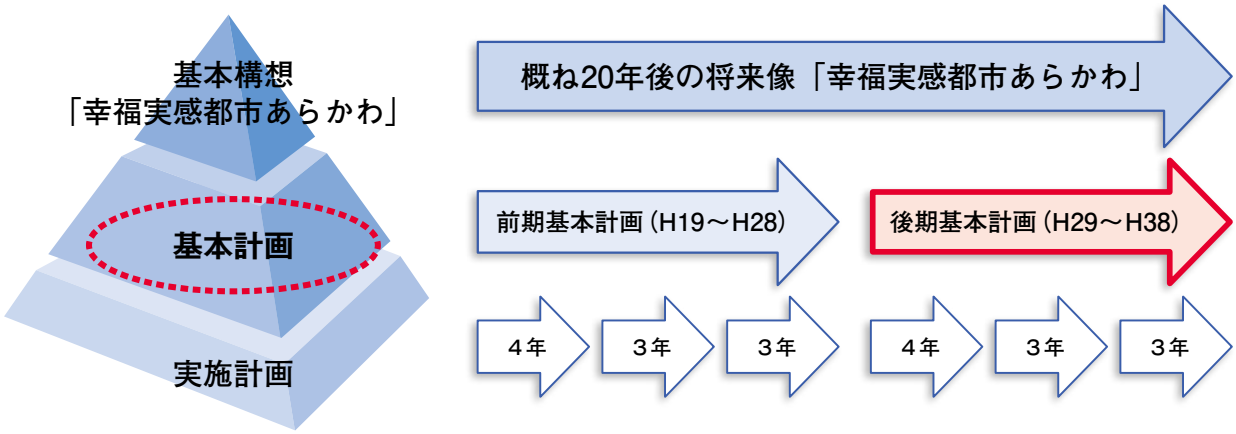

- 区では、概ね 20 年後の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げ、平成 18 年度に荒川区基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。

- 荒川区基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本構想を実現するための 10 年間の計画として位置付けられており、基本構想と併せて平成18年度に前期基本計画を策定しました。

- 平成29 年度から開始される後期基本計画は、前期基本計画の理念を踏襲しつつ、社会情勢の変化に対応するための新たな政策・施策の体系を示し「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指す計画として改定します。

- あわせて、基本計画において示した方向性を具体的に進めていくために、重点的に取り組む事務事業や目標値等を定めた計画として、荒川区実施計画（以下「実施計画」という。）を策定します。

- 実施計画は、基本計画の計画期間である平成29年度～平成38 年度の 10 年間を、前期、中期、後期の３区分に分け、４年ないし３年ごとに改定を行います。

2．将来人口の想定

平成 28 年 3 月に策定した『荒川区人口ビジョン』（以下「人口ビジョン」という。）の中で、2060 年までの人口の将来見通しについて 4 つのパターンで推計を行いました。

「パターン 1 」は、現状から出生率や人口の定住率に特段の変化がなく、現状のままで時間が経過した場合を想定した推計です。

「パターン 2 」は、区が出生率の向上や定住化促進施策等を実施したことにより、合計特殊出生率が全国平均レベル（1.43 ※平成 25 年時点 ）まで向上し、転入がパターン 1 よりも増加した場合を想定した推計です。

「パターン 3 」は、区が出生率の向上や定住化促進施策等を実施したことにより、合計特殊出生率が、東京都が「希望出生率」として掲げる数値（1.76）にまで向上し、転入がパターン 1 よりも増加した場合を想定した推計です。

「パターン 4 」は、区が出生率の向上や定住化促進施策等を実施したことにより、合計特殊出生率が、国が「希望出生率」として掲げる数値（1.80）にまで向上し、転入がパターン 1 よりも増加した場合を想定した推計です。

このうち、区では、「パターン 2 」の 2060 年（平成 72 年）時点で、229,358 人の人口規模を想定人口としています。

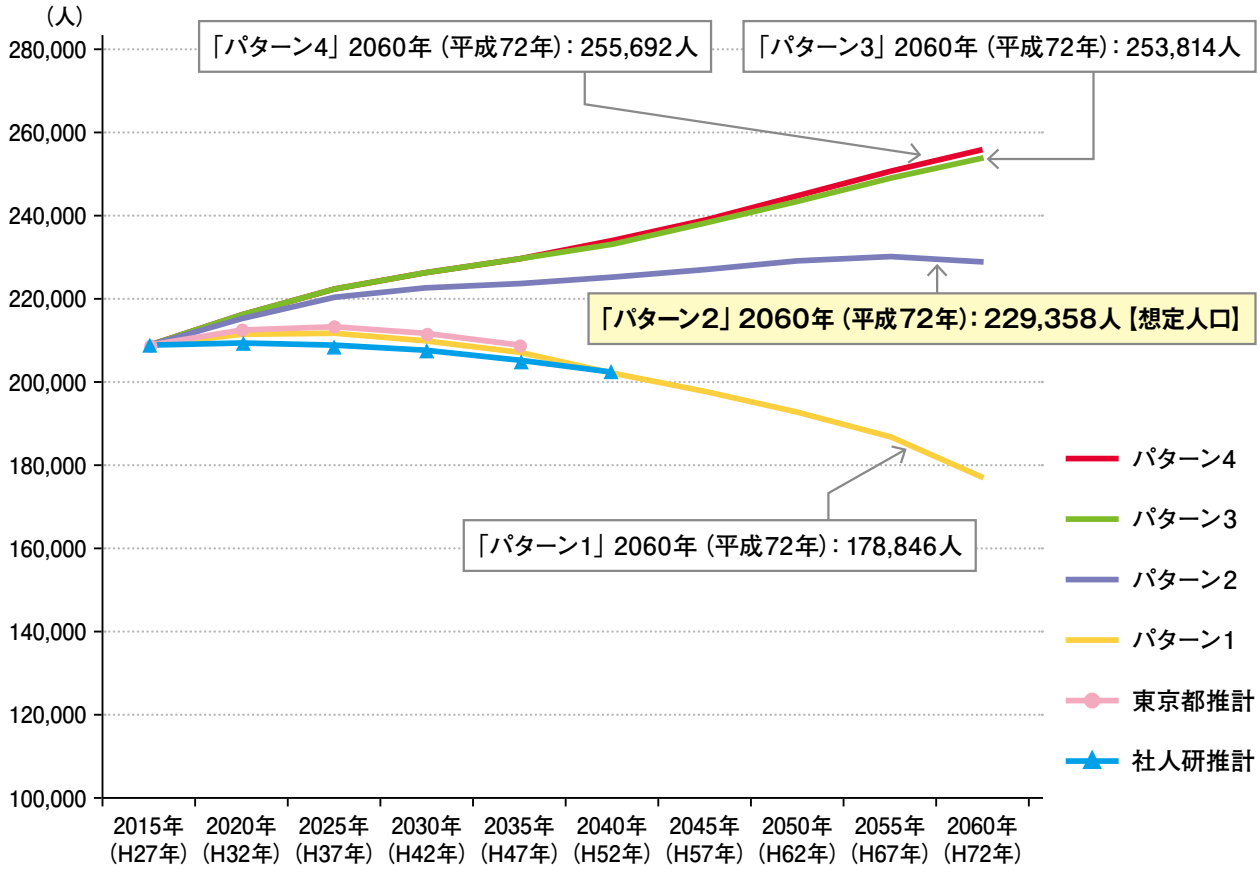

＜パターン２の年代別推計＞

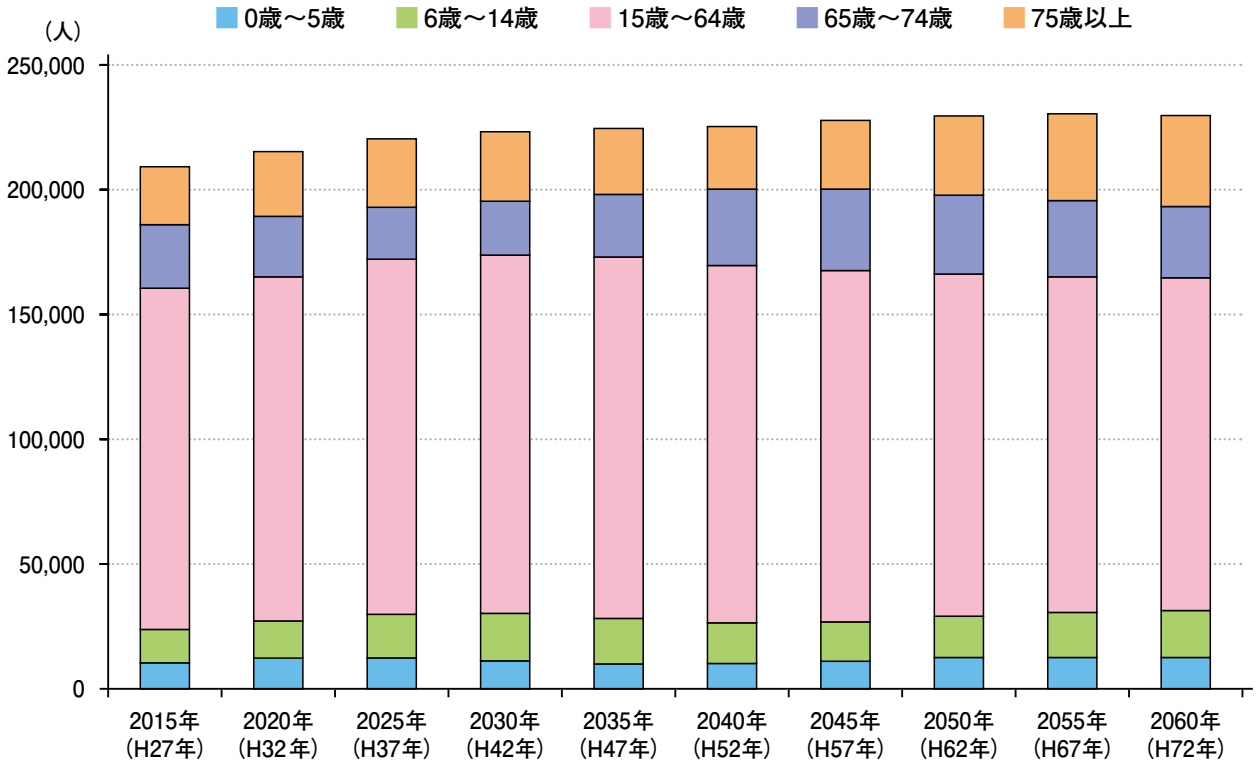

	2015年（H27年）	2020年（H32年）	2025年（H37年）	2030年（H42年）	2035年（H47年）	2040年（H52年）	2045年（H57年）	2050年（H62年）	2055年（H67年）	2060年（H72年）
0～5歳	10,483	12,474	12,456	11,341	10.269	10.537	11,493	12,518	12,878	12,322
	5.0%	5.8%	5.7%	5.1%	4.6%	4.7%	5.1%	5.5%	5.6%	5.4%
6～14歳	13,610	14,924	17,613	19,140	18,069	16,271	15,670	16,650	18,196	19,257
	6.5%	6.9%	8.0%	8.6%	8.1%	7.2%	6.9%	7.3%	7.9%	8.4%
15～64歳	136,567	138,047	141,684	143,822	145,114	143,109	140,423	137,060	133,715	133,170
	65.3%	64.1%	64.3%	64.6%	64.8%	63.5%	61.7%	59.7%	58.1%	58.1%
65～74歳	25,307	24,161	20,935	21,169	24,993	30,204	32,647	31,758	31,052	28,701
	12.1%	11.2%	9.5%	9.5%	11.2%	13.4%	14.4%	13.8%	13.5%	12.5%
75歳以上	23,120	25,602	27,654	27,256	25,425	25,223	27,192	31,429	34,493	35,908
	11.1%	11.9%	12.6%	12.2%	11.4%	11.2%	12.0%	13.7%	15.0%	15.7%
計	209,087	215,208	220,342	222,728	223,870	225,344	227,425	229,415	230,334	229,358

- ０～５歳は、2020年まで増加後2035年まで減少し、再び2055年に向けて増加する見込みです。
- ６～14歳は、2030年まで増加後2045年まで減少し、その後は再び増加する見込みです。
- 75歳以上は、2025年まで増加後2040年まで減少し、その後は再び増加する見込みです。

3．財政収支の想定

人口ビジョンや『荒川区公共施設等総合管理計画』（以下「総合管理計画」という。）、過去の実績などを考慮し、今後10年間の財政収支の推計を行いました。人口の増加などにより、歳入・歳出共に増加することを見込んでいます。今後も各種財政指標等の動向を注視しながら、健全な財政運営を行っていきます。

今後10年間の財政収支（平成29年度～平成38年度）の想定

（単位：億円）

（一般会計）		29～33年度	34～38年度	合　計
歳入	特別区税	821	840	1,661
	特別区交付金	1,868	1,863	3,731
	国・都支出金	1,186	1,204	2,390
	特別区債	100	100	200
	その他歳入	854	965	1,819
	歳入合計	4,829	4,972	9,801
歳出	人件費	838	830	1,668
	扶助費	1,552	1,688	3,240
	公債費	98	92	190
	普通建設事業費	380	392	772
	その他経費	1,961	1,970	3,931
	歳出合計	4,829	4,972	9,801

※金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、各項目を集計したものと合計金額の数値は一致しないことがあります。

【試算の前提条件】
上表は、基本計画の計画期間中における財政収支について、現行制度を前提に、以下の条件で想定したものです。

区分			見積りの考え方
歳入	特別区税		現行税制を基本に、人口ビジョンなどを考慮し試算
	特別区交付金		法人住民税の一部国税化による影響を考慮し試算
	国・都支出金	建設補助金	普通建設事業費に連動
		その他	29年度予算と同額
	特別区債		毎年度20億円発行として試算
	その他歳入	基金繰入金	普通建設事業費に連動
		その他	地方消費税交付金は、地方消費税率の引上げの影響を考慮し、その他の交付金や使用料及び手数料等は29年度予算と同額
歳出	人件費		今後の退職手当などを考慮し試算
	扶助費		生活保護、高齢者福祉、子育て支援などの区分ごとに荒川区人口ビジョンなどを考慮し試算
	公債費	既発債分	実償還額
		新発債分	毎年度20億円発行として償還額を試算
	普通建設事業費		総合管理計画などに基づき、今後の公共施設等の新築、更新需要などを考慮し試算
	その他経費		29年度予算と同額（地方消費税率の引上げの影響を考慮）

４．荒川区民総幸福度（GAH）の取組について

（１）荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）とは

荒川区では、「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメイン（事業領域）の下、「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指して、全ての区民の幸福実感をより一層高めるため、全国に先駆けて荒川区民総幸福度（Gross Arakawa Happiness：GAH）に関する取組を進めています。

区民の幸福度を測る指標の測定、分析を通じて、区民の幸福実感上の課題や地域において起きている課題を把握することにより、行政行動のターゲットを明確化し、幸福度向上のための最適な政策・施策・事務事業を実施していきます。

（２）ＧＡＨ指標

荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）指標は、次ページの図表１のとおり、46の項目からなっています。指標は、「健康・福祉」「子育て・教育」「産業」「環境」「文化」「安全・安心」の６つの分野ごとに、１つの上位指標と６～８個の下位指標があり、これらを総合する指標として、「幸福実感」指標があります。

図表１　荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）指標の体系

		分野	※上位指標	※下位指標	
荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）指標	幸福実感	健康・福祉	健康の実感	体の健康	運動の実施
					健康的な食生活
					体の休息
				心の健康	つながり★※
					自分の役割
					心の安らぎ
				健康環境	医療の充実
					福祉の充実
		子育て・教育※1	子どもの成長の実感	「生きる力」	規則正しい生活習慣
					「生きる力」の習得
				家族関係	親子コミュニケーション
					家族の理解・協力
				子育て教育環境	子育て・教育環境の充実
					地域の子育てへの理解・協力
					望む子育てができる環境の充実
		産業	生活のゆとり	仕　事	生活の安定★
					ワーク・ライフ・バランス
					仕事のやりがい
				地域経済	まちの産業
					買い物の利便性
					まちの魅力
		環境	生活環境の充実	利便性・ユニバーサルデザイン	施設のバリアフリー
					心のバリアフリー
					交通利便性
				快適性	まちなみの良さ
					周辺環境の快適さ★
				持続可能性	持続可能性
		文化	充実した余暇・文化活動、地域の人とのふれあいの実感	余暇活動	興味・関心事への取組
					生涯学習環境の充実
				地域文化	地域への愛着
					地域の人との交流の充実
					地域に頼れる人がいる実感
					文化的寛容性
		安全・安心	安全・安心の実感	犯　罪	防犯性★
				事　故	交通安全性★
					生活安全性★
				災　害	個人の備え
					災害時の絆・助け合い
					防災性

※「上位指標」とは、各分野の総合的な実感を把握するための指標を言います。
※「下位指標」とは、各分野のより具体的な実感を把握するための指標を言います。
※★印の指標は、質問文で「孤独を感じますか」「不安を感じますか」「危険を感じますか」など、負の実感を尋ねています。

※1 子育て・教育分野は、18歳未満の子どもがいる方のみを対象とした設問（指標）になります。

（３）「荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）に関する区民アンケート調査」

区では、前述の指標を用いて平成25年度から「荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）に関する区民アンケート調査」（以下「区民アンケート調査」という。）を実施しています。

区民アンケート調査では、「健康・福祉」、「子育て・教育」、「産業」、「環境」、「文化」、「安全・安心」の６つの分野において、区民の皆様が日々の生活の中で感じていることや地域について実感していることなどを伺います。図表２に示したそれぞれの指標についての実感を１（まったく感じない）から５（大いに感じる）までの５段階でお答えいただき、区民の幸福実感度を計測しました。（図表３、図表４）

図表３ 全体の平均幸福実感度

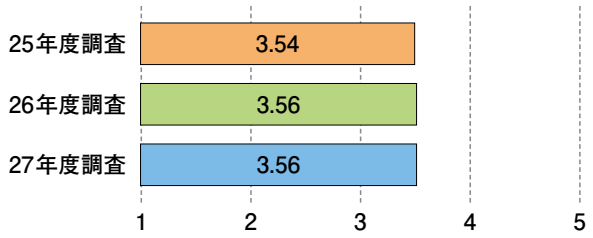

図表４ 幸福実感 回答の内訳

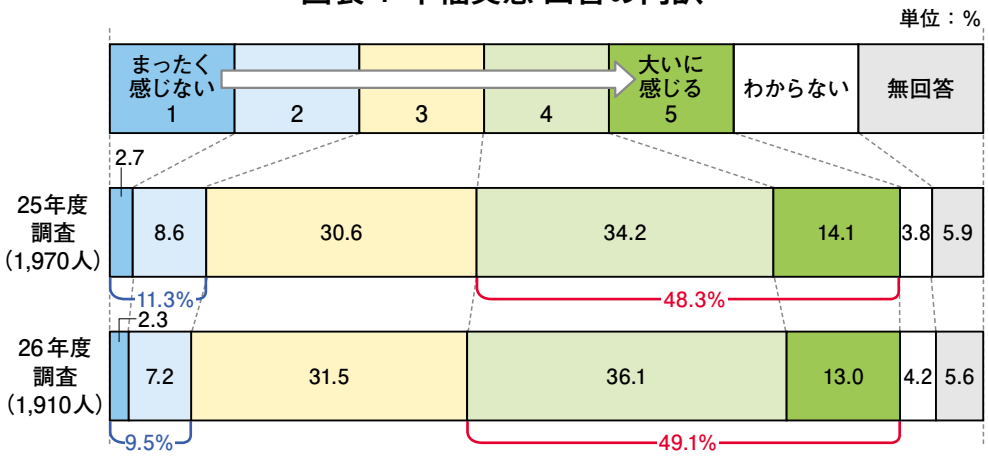

（４）ＧＡＨ指標の荒川区基本計画への活用

区では、区民アンケート調査や指標の動向を分析しながら、今より幸福を感じられるようになるには何が必要か、皆様とともに地域の課題を解決するにはどのようにすればよいのかを考え、よりよい区民サービスの実現を目指しています。

荒川区基本計画（平成29年度～平成38年度）においても、「健康・福祉」、「子育て・教育」、「産業」、「環境」、「文化」、「安全・安心」の６つの分野における実感度を分析し、今後の方向性を検討しました。（分野別の実感度については「第２章　分野別の政策・施策」に記載。）

図表２ 荒川区民総幸福度（ＧＡＨ）の指標の質問文一覧

	No.	指　標	質問文
	1	幸福実感	あなたは幸せだと感じますか？
健康・福祉	2	運動の実施	体を動かしたり運動したりすることができていると思いますか？
	3	健康的な食生活	健康的な食生活を送ることができていると感じますか？
	4	体の休息	体を休めることができていると感じますか？
	5	つながり★	孤立感や孤独感を感じますか？
	6	自分の役割	家庭や職場、学校、地域などで、自分の役割があると感じますか？
	7	心の安らぎ	心が安らぐ時間を持つことができていると感じますか？
	8	医療の充実	お住まいの地域に、安心してかかることができる医療機関（病院や薬局など）が充実していると感じますか？
	9	福祉の充実	お住まいの地域では、高齢者や障がい者への福祉が充実していると感じますか？
	10	健康の実感	心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？
子育て・教育	11	規則正しい生活習慣	お子さんが規則正しい生活習慣を身につけていると思いますか？
	12	「生きる力」の習得	お子さんが、社会で生活していく上で必要な知識や技能、社会性、体力などを身につけていると思いますか？
	13	親子コミュニケーション	親子の間でコミュニケーションがとれていると感じますか？
	14	家族の理解・協力	あなたのご家族には、子育てに関する理解や協力があると感じますか？
	15	子育て・教育環境の充実	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設など（提供しているのが、民間か行政かを問わず）が充実していると思いますか？
	16	地域の子育てへの理解・協力	お住まいの地域に、子育て家庭に対して理解し、協力する雰囲気があると感じますか？
	17	望む子育てができる環境の充実	自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？
	18	子どもの成長の実感	お子さんが健やかに成長していると感じますか？
産業	19	生活の安定★	生活を送るために必要な収入を得ていくことに不安を感じますか？
	20	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？
	21	仕事のやりがい	仕事に、やりがいや充実感を感じますか？
	22	まちの産業	荒川区の企業（お店や町工場など）は元気で活力があると感じますか？
	23	買い物の利便性	お住まいの地域での買い物が便利だと思いますか？
	24	まちの魅力	荒川区は、区外から人が訪れたくなる魅力のあるまちだと思いますか？
	25	生活のゆとり	経済的な不安がなく、買い物などに不便のない生活を送ることができていると感じますか？
環境	26	施設のバリアフリー	お住まいの地域の商業施設や公共施設が、バリアフリーの面から、誰もが使いやすいと思いますか？
	27	心のバリアフリー	お住まいの地域には、困っている人を見かけた時に、声を掛けたり協力したりしやすい雰囲気があると感じますか？
	28	交通利便性	お住まいの地域は交通の便が良いと感じますか？
	29	まちなみの良さ	お住まいの地域のまちなみ（景観・緑など）は良いと感じますか？
	30	周辺環境の快適さ★	お住まいの地域で、生活する上での不快さを感じますか？
	31	持続可能性	あなたは、節電やごみの減量など、地球環境に配慮した生活をしていると思いますか？
	32	生活環境の充実	お住まいの地域が、バリアフリーの状況や交通の便、まちなみの良さ、快適さ等の点から総合して暮らしやすい生活環境であると感じますか？
文化	33	興味・関心事への取組	興味・関心のあることに取り組むことができていると感じますか？
	34	生涯学習環境の充実	生涯にわたって学習できる環境が充実していると感じますか？
	35	地域への愛着	荒川区の文化や特色に愛着や誇りを感じますか？
	36	地域の人との交流の充実	お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？
	37	地域に頼れる人がいる実感	お住まいの地域に頼れる人がいると感じますか？
	38	文化的寛容性	お住まいの地域には、文化や言語が自分と異なる人々を理解しようとする雰囲気があると感じますか？
	39	充実した余暇・文化活動、地域の人とのふれあいの実感	充実した余暇・文化活動や地域の方とのふれあいのある生活が送れていると感じますか？
安全・安心	40	防犯性★	お住まいの地域で、犯罪への不安を感じますか？
	41	交通安全性★	お住まいの地域で、自動車や自転車などの交通事故の危険を感じますか？
	42	生活安全性★	家庭や学校・職場などで、転倒、転落、落下物などの危険を感じますか？
	43	個人の備え	災害（地震・火災・風水害）に対する備えを十分にしている安心感がありますか？
	44	災害時の絆・助け合い	災害時に近隣の人と助け合う関係があると感じますか？
	45	防災性	お住まいの地域は災害に強いと感じますか？
	46	安全・安心の実感	お住まいの地域は犯罪や事故、災害などの点から総合して安全だと感じますか？

第２章
分野別の政策・施策

- Ⅰ　生涯健康都市
- Ⅱ　子育て教育都市
- Ⅲ　産業革新都市
- Ⅳ　環境先進都市
- Ⅴ　文化創造都市
- Ⅵ　安全安心都市
- Ⅶ　計画推進のために

政策・施策体系図

区の目指すべき将来像

Ⅰ 生涯健康都市

生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

- 親子の健康推進【再掲】
- 児童生徒の健康づくりと体力向上【再掲】
- 青壮年期の健康増進
- 介護予防の推進【再掲】
- 高齢者の社会参加の促進【再掲】
- スポーツの推進【再掲】
- 健康危機管理体制の整備
- 地域医療の充実
- 健康を支える保険・医療体制の適正な運営

高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

- 高齢者の社会参加の促進
- 介護予防の推進
- 高齢者の在宅生活の支援
- 介護サービス基盤の充実
- 高齢者の住まいの確保
- 在宅医療・介護の連携推進
- 障がい者の相談・支援体制の充実
- 障がい者の住まい・日常生活に対する支援
- 障がい者の就労支援・生きがいの創生
- 障がいのある子どもの健全育成
- バリアフリーの推進
- 低所得者の自立支援
- 福祉の基盤整備

Ⅱ 子育て教育都市

子育てしやすいまちの形成

- 多様な子育て支援の展開
- 保育・幼児教育の環境整備と質の向上
- 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援
- 児童相談所の設置及び円滑な運営
- 親子の健康推進
- 小児医療の充実

心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

- 確かな学力の定着・向上
- 創意と工夫にあふれた教育の推進
- 体験学習等の推進
- 児童生徒の健康づくりと体力向上
- 魅力ある教師の育成
- 学校施設等の整備
- 小中学校・幼稚園の運営
- 余暇を利用した学習機会の提供
- 地域と連携した学校づくり
- 子どもの健全育成
- 家庭教育の支援と地域教育力の向上
- 生涯学習活動の支援
- 地域文化とコミュニティの拠点づくり【再掲】

Ⅲ 産業革新都市

活力ある地域経済づくり

- 産業基盤の整備・充実
- 創業・新事業創出の支援
- 企業経営革新の支援
- 活気あふれる商店街づくり
- 魅力あふれる個店づくり
- 就労・人材確保の支援
- 消費生活の安全安心の確保

人が集う魅力あるまちの形成

- 観光資源の発掘とにぎわいの創出
- 受入体制の充実と観光情報の発信

幸福実感都市 あらかわ

Ⅳ 環境先進都市

地球環境を守るまちの実現
- 温暖化対策の推進
- 資源循環型社会の形成
- ごみの適正処理の推進

良好で快適な生活環境の形成
- 緑とうるおい豊かな生活環境づくり
- 快適な居住環境の形成
- 快適な生活道路の整備
- まちの美化の推進
- バリアフリーの推進【再掲】

Ⅴ 文化創造都市

伝統文化の継承と都市間交流の推進
- 芸術文化の振興
- 国内・海外都市との交流の推進
- 伝統的文化の保存と継承

活気ある地域コミュニティの形成
- 地域活動の支援と人材育成
- 地域文化とコミュニティの拠点づくり
- 「読書のまちづくり」の推進
- スポーツの推進
- 青少年健全育成運動への支援
- 人権・平和の普及啓発

Ⅵ 安全安心都市

防災・防犯のまちづくり
- 災害時における体制の強化
- 防災基盤の整備
- 災害に強い街づくりの推進
- 犯罪をゆるさないまちづくりの推進
- 交通安全対策の推進

利便性の高い都市基盤の整備
- 快適な市街地環境への誘導
- 都市計画道路の整備
- 交通環境の整備
- 市街地再開発事業等の推進

Ⅶ 計画推進のために

区民の主体的な区政参画と連携強化
- 区民参画・協働の推進
- 広聴機能の充実
- 選挙の執行
- 議会運営

積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進
- 区政に関する情報提供の拡充
- 窓口サービス等の充実
- 事務の適正・公正な執行
- 統計・調査の推進
- 各種団体等との円滑な連携
- 監査機能の充実
- 事務の共同処理

目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進
- 戦略的な政策形成と行政改革の推進
- 健全な財政運営
- 税収の安定的な確保
- 人材の活用と職員育成の充実
- 情報システムの適正な整備と安全確保
- 公共施設等の効率的な活用と適正な管理

凡例　政　策　重点施策　通常の施策

Ⅰ

生涯健康都市

区民一人一人が、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまちを目指します。また、高齢者や障がい者を含め、誰もが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指します。

政策０１

生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

政策０２

高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

健康・福祉分野のＧＡＨ指標（※１）の実感度

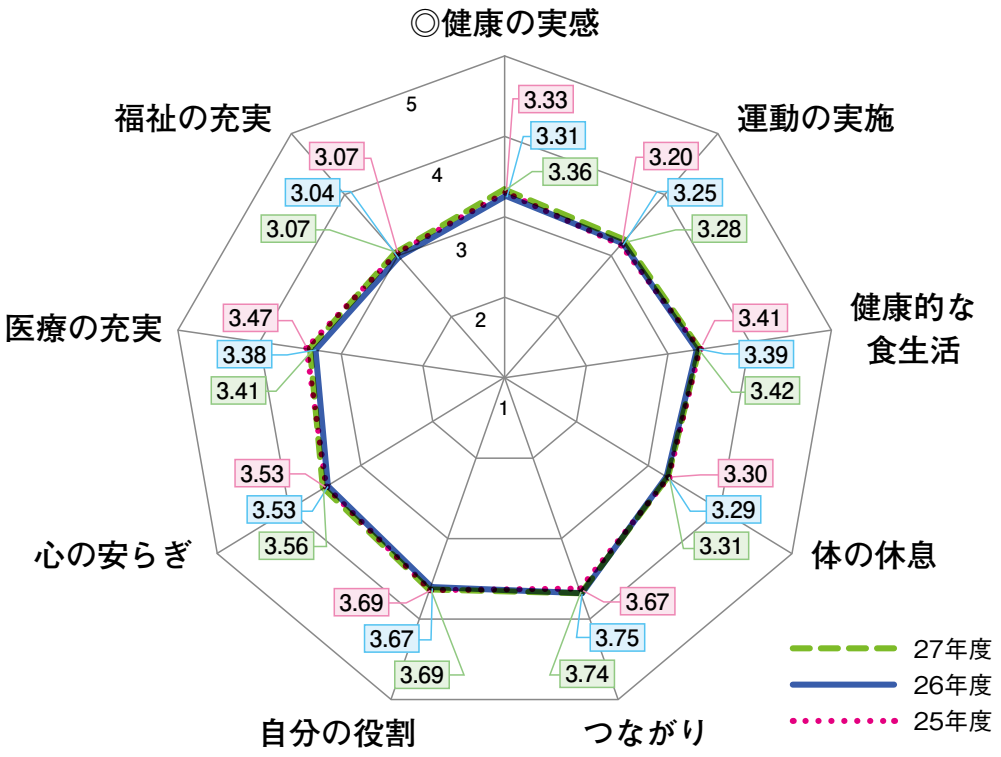

（※１）ＧＡＨ指標についての説明は、Ｐ６に記載。

「健康・福祉分野」の指標である「健康の実感」は、全ての分野の指標の中で、最も「幸福実感」との相関（関係性）が高いという結果が出ており、生涯にわたる健康は、幸せな人生の礎と言えます。

特に、年代が高くなるほど、幸せにとって「健康・福祉分野」が重要だと回答している件数が多くなっています。

一方で、平均就労時間が長い人や 40 代～ 50 代の健康の実感度については、低い傾向にあることが分かりました。

こうした結果を踏まえ、引き続き高齢者に対する健康・福祉サービスの一層の充実を図るとともに、働き盛り世代の健康づくりに力を入れていく必要があります。

政策 01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

- 親子の健康推進【再掲】
- 児童生徒の健康づくりや体力向上【再掲】
- **青壮年期の健康増進**
- 介護予防の推進【再掲】
- 高齢者の社会参加の促進【再掲】
- スポーツの推進【再掲】
- 健康危機管理体制の整備
- 地域医療の充実
- **健康を支える保険・医療体制の適正な運営**

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 誰もが生涯にわたって健康を保持し、充実した人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸と早世の減少に向けた取組を進めていきます。
- 健康づくりに対する区民の意識を高め、区民自らが健康づくりに取り組める環境や安心して医療を受けられる保険・医療体制の確保・整備を進めていきます。

体操の様子

運動講座

あらかわ満点メニュー

施策 青壮年期の健康増進

【主な所管課（※1）：健康推進課】

心身の健康は幸せな人生の礎であることから、健康的な生活習慣が形成されるよう、若いうちからの健康づくりの重要性を普及啓発し、生涯にわたり健康で充実した人生を送ることができるよう支援を行います。

現状

- アンケートの結果によると、健康状態が良いと感じる区民の割合は約４割となっています。
- 前期基本計画策定時（平成18年度）と比べ、健康寿命（※2）、早世指標ともに改善傾向となっています。
- 一方で、糖尿病が重症化し人工透析が必要な患者の数は増加傾向となっています。がん検診の受診率は改善傾向にありますが、国が示したがん検診受診率の目標値である50％と比較すると、低くなっています。
  また、近年では、運動器の障害によって要支援・要介護となる人の割合が多くなっています。
- ストレスの多い現代社会では、誰もがこころの病気に陥る可能性があり、厚生労働省が行った調査では、15人に１人が生涯に一度はこころの病気になる可能性があると報告されています。

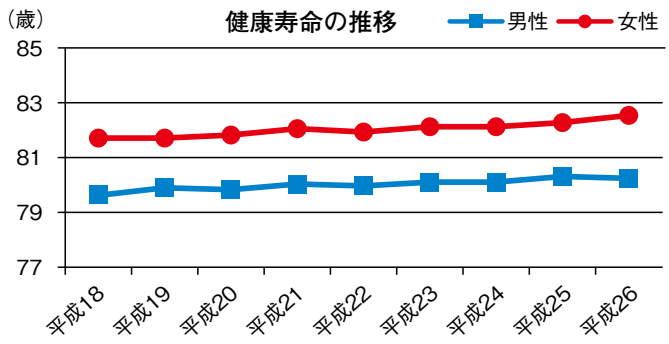

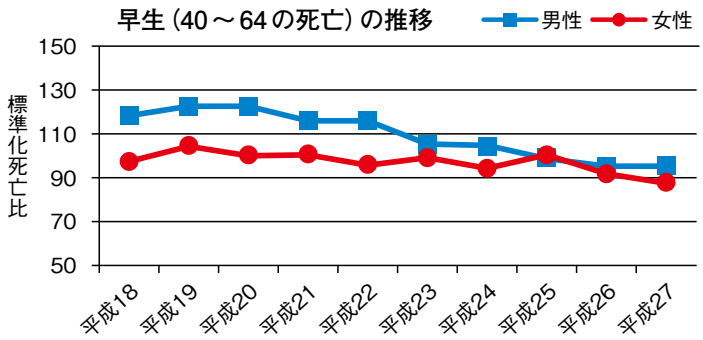

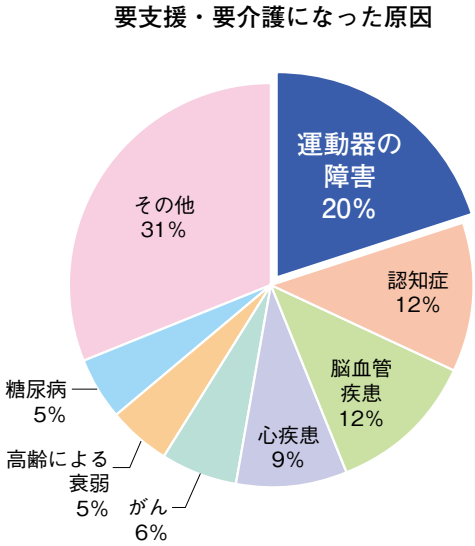

課題

- 糖尿病は自覚症状を感じにくいため、健康診断で異常があっても放置して重症化してしまうケースが多く、早期に医療機関で受診してもらうための取組が必要です。
- 運動器の障害であるロコモティブシンドローム（※3）は、運動不足や栄養不足による筋肉や骨の衰えが主な要因となっており、若い時からの正しい生活スタイルの確立が求められます。
- がん検診を受けない理由として、約４割の人が「がんであると分かると怖いから」と回答しています。がんは検診による早期発見が可能であり、早期であれば治癒率も高く経済的な負担も軽減されます。また、生活習慣の改善により予防も可能であり、がん予防知識の普及啓発とがん検診受診率向上のための取組が必要です。
- 身体の健康とこころの健康は密接に関係しており、「身体の健康」に加え、「こころの健康」という視点からも健康づくりを進めていくことが求められます。

今後の方向性

- 全ての区民が健康を実感できるまちを目指し、特に「健康寿命の延伸」と「早世の減少」のための取組を重点的に進めていきます。
- 健康寿命を延伸するための取組としては、全ての生活習慣病につながると言われている糖尿病対策と併せて、要支援・要介護要因の１位となっているロコモ対策に取り組みます。青壮年期からの運動習慣と正しい生活習慣についての普及啓発を進めるとともに、医療機関等と連携した予防から治療まで一貫した対策を進めます。
- 早世を減らすための取組としては、がんを予防する生活習慣や、がんにり患した際の生活や治療についての正しい知識の普及啓発を進めるとともに、がんの早期発見のための積極的な受診の勧奨を行います。がんにより要介護となる人が多いため、健康寿命延伸のための取組でもあります。
- こころの健康については、正しい知識や対処方法を普及啓発し、医療機関や相談機関で早い段階で支援が受けられるよう、専門医による精神保健相談や保険師による相談を充実させます。また､心身共に健康であるために「バランスのとれた食生活｣､「十分な睡眠｣､「適度な運動」の重要性について普及啓発を進めます。

（※１）主な所管課 … 平成 28 年度の組織名称を記載。（以降のページも同様。）

（※２）健康寿命 … 人の寿命において「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。

（※３）ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ、和名：運動器症候群）… 筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいう。

施策 健康を支える保険・医療制度の適正な運営

【主な所管課：国保年金課】

区民が安心して医療を受けられるよう、保険・医療制度の的確な運営に努めるとともに、糖尿病をはじめ生活習慣病の予防や重症化の遅延など、医療費の適正化を推進します。

現状

- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険における医療費は、加入者の高齢化や医療の高度化により、増加傾向にあります。
- 国民健康保険加入者の５人に一人が生活習慣病に罹患し、生活習慣病に関係する疾病が医療費の約２割を占める等、生活習慣病には多額の医療費がかかっています。
- 生活習慣病の早期発見や予防のため、特定健診や特定保健指導等を実施していますが、健康問題に無関心な層の存在等により、受診率は緩やかな増加にとどまっています。
- ジェネリック医薬品の認知度は高く、普及率は上昇傾向にあるものの、薬を変更することへの不安感等により変更を躊躇する加入者も存在します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特定健診受診率	44.0%	44.6%	45.2%
荒川区における ジェネリック 医薬品普及率（※１）	40.6%	48.5%	53.8%

課題

- 生活習慣病は、生活習慣の改善により予防や重症化の遅延が可能な疾病です。しかし、発症初期には自覚症状がないため、早期発見や迅速な医療機関受診に結び付かないケースがあります。
- 加入者の属性や健康状態、健康問題に対する関心度等に応じた効果的なアプローチを行うことで、特定健診や健康づくりへの参加を更に促進する必要があります。
- 患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品や適正受診等、医療に関連する知識を分かりやすく加入者に提供していく必要があります。

今後の方向性

- レセプトや特定健診結果等の医療健康情報を分析し、特定健診の受診や医療機関受診・保健指導等が必要な加入者を抽出の上、加入者の特性に応じた効果的な受診勧奨等を展開し、生活習慣病の予防・重症化の遅延を図ります。
- 加入者に対して、健康づくり活動などへの参加インセンティブを提供する取組の導入やアプローチ方法の工夫などにより、健康問題に無関心な層の健康づくりへの関心を惹起するよう努めます。
- ジェネリック医薬品に関する情報等、加入者に役立つ知識や加入者が知っておくべき知識を様々な機会を捉えて普及啓発していきます。
- 健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指す「日本健康会議」(※2)の一員として、データヘルスを更に推進するとともに、取組を全国に発信していきます。

（※1）ジェネリック医薬品普及率 … ジェネリック医薬品普及率は、医科及び調剤のレセプトを区独自に集計したもの。国のジェネリック医薬品普及率の計算方法とは集計方法が異なる。

（※2）日本健康会議 … 少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人一人の健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体。

政策 02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

- **高齢者の社会参加の促進**
- **介護予防の推進**
- **高齢者の在宅生活の支援**
- 介護サービス基盤の充実
- **高齢者の住まいの確保**
- **在宅医療・介護の連携推進**
- **障がい者の相談・支援体制の充実**
- **障がい者の住まい・日常生活に対する支援**
- **障がい者の就労支援・生きがいの創生**
- **障がいのある子どもの健全育成**
- **バリアフリーの推進**
- 低所得者の自立支援
- 福祉の基盤整備

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 高齢者の積極的な社会参加と活力に満ちた高齢期の生活づくりを積極的に支援していきます。
- 高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防の取組を推進するとともに、在宅や施設におけるサービスを充実させていきます。
- 障がい者が、地域社会において自立した生活を営み、様々な分野の活動に参加することができるよう、就学や就労の機会などの確保に努めるとともに、バリアフリー化の推進などユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

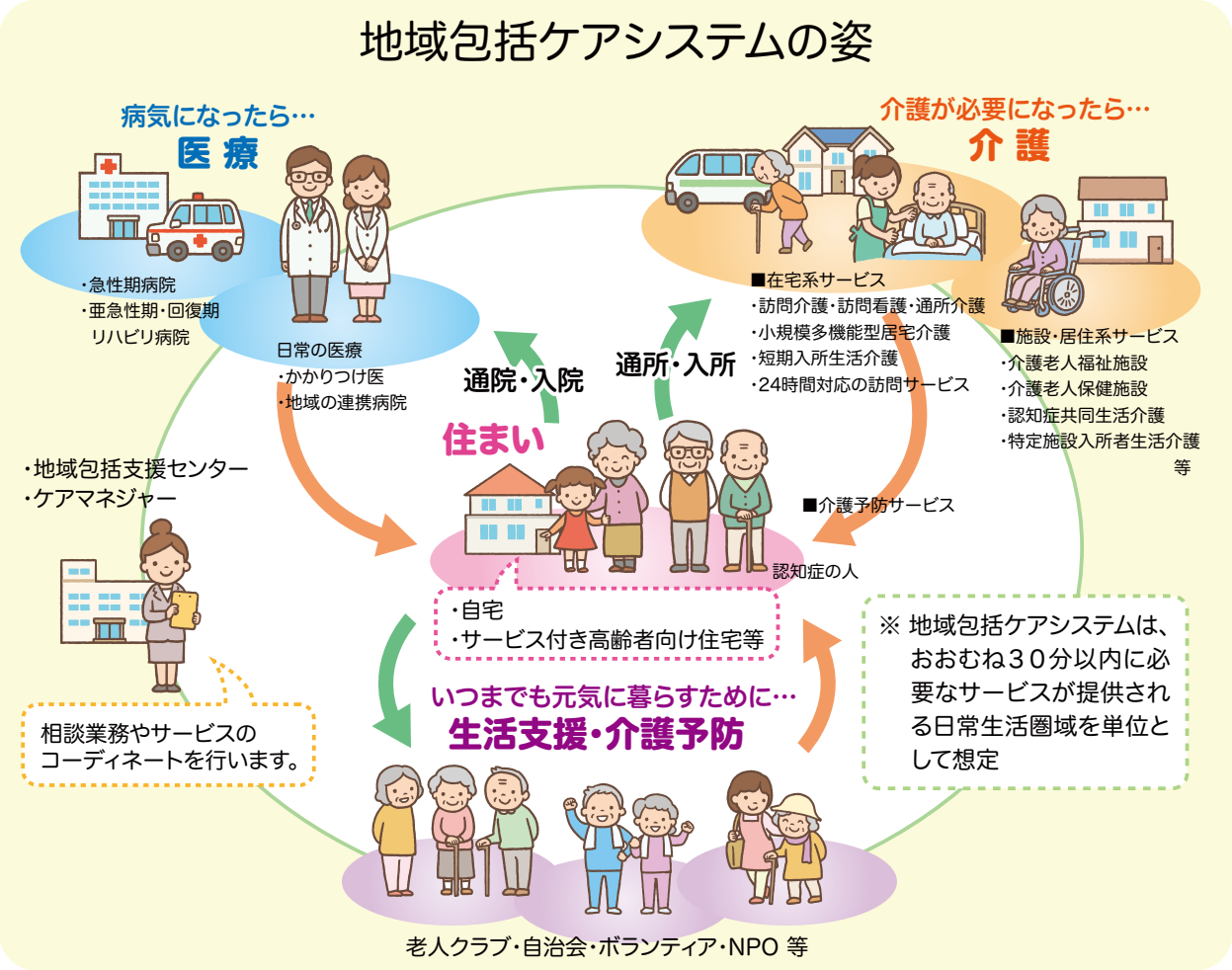

施策 高齢者の社会参加の促進

【主な所管課：高齢者福祉課】

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味、地域におけるサークル・団体活動等、高齢者一人一人が自ら希望する形で社会に参加し、生きがいを実感しながら、充実した生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

現状

- 2014年版「中小企業白書」によると、60歳以上での起業の割合が年々高まる等、積極的に活動する高齢者（アクティブシニア）が増えている反面、地域社会との接点が持てない「閉じこもり」等の状況も一定数存在します。
- 日常生活圏域ニーズ調査によると、荒川区における高年者クラブへの参加率は9.1％、地域の祭りや行事への参加率は14.9％にとどまっています。
- 荒川シルバー大学の受講者数は、1,400人程度で推移しています。受講者の内訳を見ると、女性受講者に比べ男性受講者が少ない傾向にあります。
- シルバー人材センターの就業者数は1,300人程度、受託件数は6,500件程度で推移しています。

荒川区高年者クラブ連合会
グランドゴルフ大会の様子

荒川シルバー大学
陶芸教室の様子

課題

- 高齢者の活動の方法や形態等が多様化しているため、高齢者一人一人や団体等それぞれのニーズに対応した的確な支援が求められます。
- シルバー大学をはじめ、生涯学習や世代間交流、介護予防の取組に男性の参加を促す講座等のメニューを充実させることが求められます。これまで地域活動に参加したことのない高齢者を誘い出すための工夫が必要です。
- シルバー人材センターを通じて高齢者の雇用機会の拡大を図るため、会員数・就業者数の増加と受注拡大を図る必要があります。
- シニア起業をはじめ、多様な社会参加のあり方やその可能性等についての情報を提供し、支援を行っていく必要があります。

今後の方向性

- 高年者クラブやコミュニティカレッジ卒業生等、様々な活動を行う高齢者又は団体への支援を通して、新たな活動形態の創出につなげます。
- 高年者クラブやシルバー大学の活動等の周知や運営支援を行い、高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止につなげます。また、様々な高齢者ニーズに対応するための方策を検討し、高年者クラブやシルバー大学をより多くの高齢者が活動できる場としていきます。
- シルバー人材センターの会員数拡大を図るため、同センターへの支援を行っていくとともに周知活動を充実させます。
- 個人事業やＮＰＯ法人についての情報等を提供し、高齢者が起業しやすいよう多様な支援を行っていきます。

施策 介護予防の推進

【主な所管課：高齢者福祉課】

健康寿命の延伸のため、誰もが積極的、自主的に多様な介護予防活動に取り組めるよう支援します。

また、認知症に対する区民の理解を促し、早期発見・早期診断・早期治療を通して、症状の進行を遅らせることや症状が軽いうちに今後の生活の備えをすること等により、在宅生活を続けることができる体制を整備します。

現状

- 区では、様々な介護予防事業を実施していますが、男性の参加者が少ない傾向にあります。
- 後期高齢者の増加に伴い、認知症になる方が増加しており、今後も更なる増加が予測されます。
- 認知症サポーター(※1)の数は平成19年の制度開始当時は403人でしたが、平成28年に10,000人を超えるなど、毎年着実に増加しています。

課題

- 健康づくりや介護予防の活動に対する区民の意識を高め、活動への動機付けを行っていく必要があります。
- 健康づくりや介護予防の取組に男性の参加を促す講座等のメニューを充実する必要があります。
- 認知症に対する正しい理解を普及するとともに、早期発見・早期診断の体制を整備する必要があります。
- 認知症の方やご家族等が集う「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の運営を支援し、担い手を育成するとともに、認知症サポーターを地域での具体的な活動に結び付けることが求められます。

今後の方向性

- 区民を介護予防活動に誘引するための方策を工夫するとともに、活動の継続を支援していきます。
- 男性の参加を促すことを念頭に置きつつ、介護予防・日常生活支援総合事業などの介護予防に関するメニューを充実させていきます。
- 相談体制の充実や認知症初期集中支援チームの設置、医療機関との連携強化を図るなど、早期発見・早期診断のための体制を構築します。
- 認知症サポーターの更なる養成を進めるとともに、サポーターへのフォローアップ研修の実施、認知症カフェ（オレンジカフェ）の支援など地域での支え合いの輪を広げていきます。

はつらつ能力アップ教室

まるごと元気アップ教室

認知症サポーター養成講座

（※１）認知症サポーター … 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。

施策 高齢者の在宅生活の支援

【主な所管課：高齢者福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス以外にも、高齢者の在宅生活を支援する多種多様なサービスを提供していきます。

現状

- 人口ビジョンでは、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年（2025 年）には、高齢者人口はやや減少するものの、後期高齢者の大幅な増加が見込まれています。
- 区内在住の65歳以上の高齢者３万８千人を対象に実施した日常生活圏域ニーズ調査（有効回答数２万５千人）によると、介護が必要になったら介護サービスを利用しながら、できるだけ自宅で暮らすことを望む高齢者が 34.5％と最も多い状況にあります。
- 東京都監察医務院の統計によると、区内では毎年約100人の単身高齢者が自宅で亡くなっています。
- 単身高齢者 17,506 人に対し「みまもりネットワーク事業」の名簿登録者は 4,911 人となっています。（平成 27 年８月現在）

今後の希望する生活形態

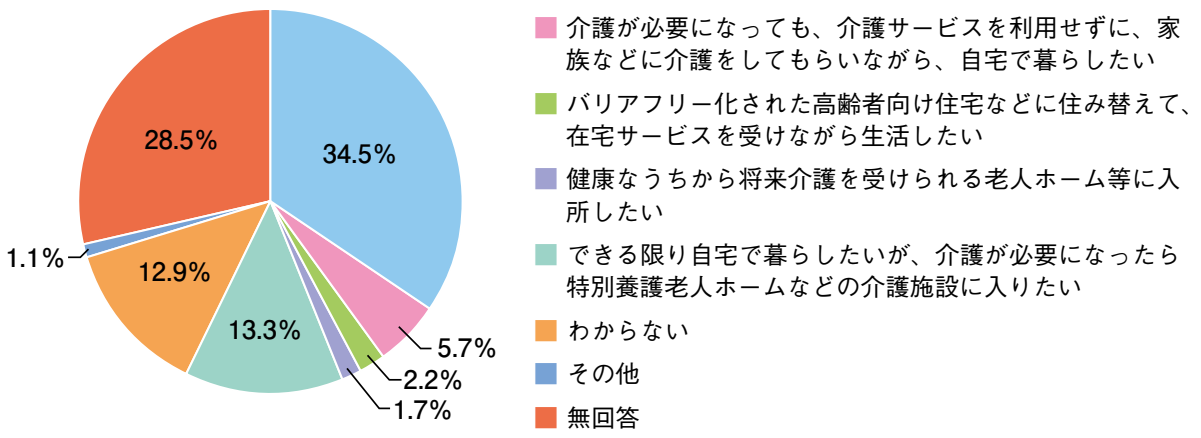

課題

- 後期高齢者の増加に対応するためには、区や介護サービス事業者だけでなく、区民や企業、地域で活動する団体等、地域で高齢者を支える担い手を増やしていくことが求められます。
- 地域の人材をはじめ様々な資源を活用し、高齢者の在宅生活を支えるための支援を充実していく必要があります。
- 高齢者の孤立を防止するため、地域での見守りの重要性について認識を深めていくとともに、「みまもりネットワーク事業」をはじめ地域における見守りの体制を充実していく必要があります。

今後の方向性

- これまで「支えられる側」と考えられてきた高齢者の中でも元気な高齢者に、「支える側」として役割を担ってもらう仕組みづくりを行います。
- 区民相互の助け合いをベースとした地域力の向上を図り、区民をはじめ企業や団体等による生活支援サービスの充実など、地域全体で高齢者を支えていく体制を構築します。
- 「みまもりネットワーク事業」の一層の充実を図るとともに、名簿登録者を増やすための周知活動を行い、勧奨していきます。あわせて、民間事業者を含め地域の力を活用して、様々な見守りのツールを増やしていきます。

施策 高齢者の住まいの確保

【主な所管課：福祉推進課・介護保険課】

高齢者の多様な住まい、住まい方を実現するとともに、地域資源を活用しながらサービスを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」により、高齢者がいつまでも住み慣れた地域において、安心して生活を継続できるような環境を整備します。

現状

- 平成 28 年 6 月現在、荒川区の高齢化率は 23.38％となっています。
- 国土交通省の調査によると、民間賃貸住宅の家主７割が「高齢者の入居には抵抗がある」と回答しています。
- 平成 28 年 6 月末現在で、特別養護老人ホームの入所待機者数が 600 人を超えています。
- 区内の主な高齢者等施設の状況は以下のとおりです。

区　分	施設数	定　員
特別養護老人ホーム	７施設	588 床
都市型軽費老人ホーム	５施設	79 人
認知症高齢者グループホーム	12 施設	232 人
有料老人ホーム	５施設	386 床
高齢者住宅	５施設	137 戸

課題

- 在宅での介護が厳しい方の高齢者施設への入所希望が多くなっていますが、施設の定員が足りていない状況にあります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、施設入所希望者の大幅な増加が見込まれ、介護予防事業の積極的な展開を図りつつも、入所施設の不足が予想されます。
- 一方で、大型の高齢者施設の整備に当たっては、用地確保が容易ではなく、新規施設の建設は難しい状況にあります。

今後の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、終の住みかとしての住まいの確保に努めていきます。あわせて、宅地建物取引業関係団体等との連携を強化するなど、高齢者の方々の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進していきます。
- 地域包括ケアシステムによる在宅サービスの支援に万全を期すことに加えて、都市型軽費老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の民間主導による整備についても、必要性等を見極めながら支援していきます。
- 高齢者入所施設については、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどの待機者の状況や現状の課題等を考慮しながら、様々な可能性を検討し施設の確保に努めます。

施策 在宅医療・介護の連携推進

【主な所管課：高齢者福祉課】

地域の医療機関と介護サービス関連の事業者や関係機関との連携体制の下で、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供を行います。

現状

- 医療ニーズが高い高齢者の在宅生活に欠かせない在宅療養診療所や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問看護、訪問看護ステーションの箇所数等は、下表のとおりとなっています。
- また、特別養護老人ホーム等の施設整備が困難な中で、後期高齢者の増加に伴い、在宅療養のニーズは一層高まっていくと考えられます。
- 在宅療養連携推進会議や医療連携会議など、医療と介護の連携強化を目指した会議等を定期的に開催しています。

区　分	箇所数	１か所当たりの高齢者数
在宅療養支援診療所（※１）	18 か所	2,757 人
訪問看護ステーション（※２）	18 か所	2,757 人
定期巡回・随時対応型訪問介護（※２）	3 か所	16,542 人

課題

- 在宅療養支援診療所や24時間対応の訪問看護など、高齢者の在宅療養を支える地域資源の充実を図る必要があります。
- 在宅療養に必要な医療、介護等の情報収集と区民及び関係機関への分かりやすい情報提供の仕組みを構築するとともに、相談機能の充実を図る必要があります。
- かかりつけ医をはじめ、医療や介護に関わる多職種の専門職の連携を十分に図り、高齢者の在宅療養を支える体制の整備が求められます。

今後の方向性

- 医療資源の状況と今後の需要を分析し、不足している部分の強化など、医師会をはじめとした地域医療機関と連携し、在宅療養を支える体制整備を行います。
- 医療と介護の関係者間で、患者又は利用者である高齢者についての情報共有を十分に行い、高齢者が必要な時期に必要な医療を受診し、退院後も在宅において速やかに適切な医療と介護のサービスを利用できる入退院支援体制の整備を行います。
- 在宅療養連携推進会議や医療連携会議を活用し、高齢者の在宅療養を支える医療機関や介護サービス事業者等の顔の見える関係づくりを推進するなど、ネットワークを構築します。

（※１）在宅療養支援診療所数 … 東京都医療機関情報システム「ひまわり」より。（平成28年５月１日現在）
（※２）訪問看護ステーション数、定期巡回・随時対応型訪問介護数 … 東京都福祉保健局「居宅系事業所整備状況一覧」より。（平成 28 年５月１日現在）

施策 障がい者の相談・支援体制の充実

【主な所管課：障害者福祉課】

障がい者が、自らが望む生活を実現するために、個別の希望や要望に沿えるよう相談に応じ、支援していく体制の整備を進めていきます。

現状

- 身体障害者手帳・療育手帳（東京都では「愛の手帳」）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、年々増加傾向にあります。
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づく指定難病が、平成27年７月から拡大されたこと等により、難病認定者のニーズが多様化しています。
- 障がい者の高齢化や障がい（身体、知的、精神）の重複、重度化など、障がい者を取り巻く環境がより複雑なものとなっています。

区　分	平成 18 年度	平成 27 年度
身体障害者手帳所持者	6,550 人	7,001 人
愛の手帳所持者数	862 人	1,369 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	824 人	1,783 人
難病認定者数	1,491 人	2,147 人
複数の障がいを有する方	192 人	510 人

課題

- 複雑化や多様化が進む障がい者や難病患者のそれぞれのニーズ等に応じたサービスの提供や、きめ細やかな支援を行っていくためには、相談・支援の窓口において、総合的な対応力や社会資源を活用するための高い調整力が求められています。
- 保護者や兄弟姉妹など身近な家族に見守られ生活してきた障がい者が、疾病や高齢化により、家族だけでは十分な支援ができなくなるケースもあり、地域全体で障がい者の生活を支えていく体制が必要です。

今後の方向性

- 障がい者の相談・支援において、生涯にわたり必要とされる様々な障害福祉サービスを適切に提供し、地域社会で生活を継続するための体制整備を協議する「自立支援協議会」(※1)の機能を強化するとともに、総合的な相談窓口の整備を進めていきます。
- また、医療との連携が不可欠な難病患者に対し、安心した生活につながるよう、保健所、医師会等の関係機関と連携していきます。
- 高齢期を迎えた障がい者が、介護保険に移行する際にも、個々の障がいの状況に応じたサポートやサービスが継続して受けられるよう、介護保険と障害福祉サービスの円滑な連携を進めます。
- 障がい者が、いつまでも住み慣れた地域で生活を続けられるよう、日中の活動場所としての地域生活支援センター「アゼリア」や障害者福祉会館「アクロスあらかわ」の活動内容の充実を図るとともに、施設公開や福祉避難所開設訓練等を通して、地域社会に開かれた施設となるよう努めます。

（※1）自立支援協議会 … 障害者総合支援法に定められた、地域の障がい者の支援体制の課題について情報共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する機関。

施策 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

【主な所管課：障害者福祉課】

障がい者が、障がいの種別や重さにかかわらず、住み慣れた荒川区にいつまでも安心して住み続けられる環境を整備します。

現状

- 障がい者の保護者の８割を超える方が、保護者や家族の支援を受けられなくなった後（いわゆる「親なき後」）も、子どもに荒川区で暮らして欲しいと望んでいます。（『親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書』荒川区自治総合研究所）
- 住み慣れた地域で、少人数で個々のニーズに沿った支援を受けながら生活することができるグループホームの需要は高まっており、区内の定員数も年々拡大しています。
- 身体障がい者を中心に、適切な障害福祉サービスを受けることで、住み慣れた自宅での生活を継続できるため、居宅介護利用者も増えています。
- 特別支援学校の卒業後の進路として、生活介護施設希望者が増加傾向にあります。

	平成 18 年度	平成 27 年度
区内のグループホーム定員数	33 人	64 人
居宅介護利用者数	148 人	316 人
生活介護施設利用者	78 人	104 人

課題

- 適切な支援を受けながら、日中の活動先に通い、自立した生活を送るためのグループホームの更なる拡充が求められています。
- 自宅での生活を続けるに当たり必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、障がい者自身による主体的な障害福祉サービスの活用をサポートする体制が求められます。
- 生活介護施設の拡充と合わせて、医療的ケアが必要な障がい者への対応が求められています。

今後の方向性

- 地域での生活が定着するよう、民間グループホームの運営の支援を継続するとともに、グループホームを必要とされる方が、地域のグループホームに入居できるよう、その誘致をより一層進めていきます。
- 自宅での生活を継続するための適切な障害福祉サービスを、必要とする方に届けられるよう、民間事業者との連携を進め、サービスの質が向上するよう努めます。
- 生活介護施設の誘致を積極的に進めるとともに、医療的ケアが必要となる重度の障がい者が安心して生活介護施設に通所できるよう、環境整備を進めていきます。
- 乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと生活ステージに合わせて移り変わるニーズに対応するため、障がい者が、自分自身に必要なサービスを自己選択・自己決定するための支援を行い、希望する生活を続けるための切れ目ない障害福祉サービスを提供していきます。

施策 障がい者の就労支援・生きがいの創生

【主な所管課：障害者福祉課】

障がいの種別や程度にかかわらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、社会の一員としての役割を持ち、障がい児者の自己選択・自己決定が尊重される共生社会を目指します。

現状

- 障がい者の就労継続者数は増加傾向にあり、平成 18 年度には 83 人でしたが、平成 27 年度には約 2.5 倍の 210 人に増加しています。
- 区内の就労継続支援Ｂ型作業所の平均工賃は増加傾向にあるものの、平成 27 年度の一人当たりの平均月額工賃は 12,885 円となっており、都平均 15,086 円と比べて低い状況にあります。
- 『親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書』（荒川区自治総合研究所）によると、障がい者の保護者の約７割の方が、障がい者と地域社会とのつながりが少ないと感じています。

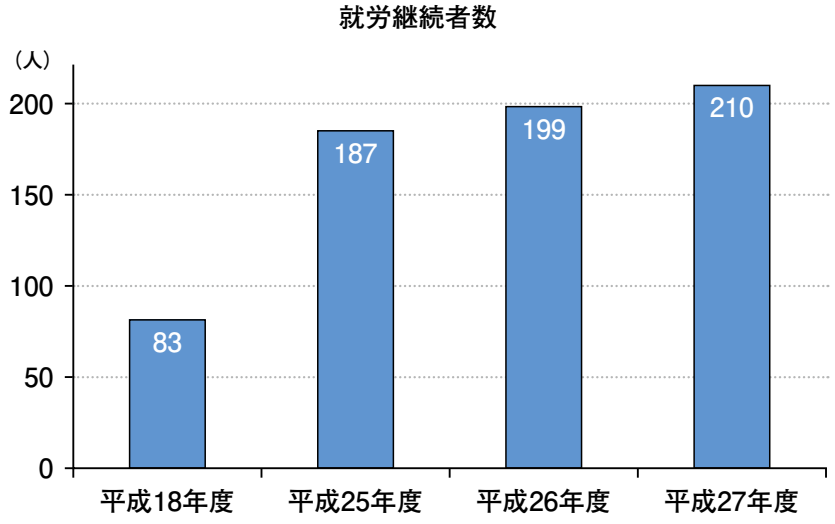

課題

- 障がい者の個性や特性、可能性を伸ばし、就労を継続できるよう、個々の適性に応じた就労の場の確保や、日々の課題に寄り添い見守る、職場定着支援が求められます。
- 日々の生活の糧を得る場、地域社会の中の居場所として福祉作業所の果たす役割は大きく、安定した収入が得られるよう福祉作業所の工賃向上を図るとともに、障がい者一人一人が生きがいを持てるよう支援を行っていく必要があります。
- 障がい者アートをはじめとした文化、パラリンピックにつながるスポーツ等の社会参加の場を充実させ、障がい者が地域と交流する機会を増やす取り組みが必要です。

今後の方向性

- 一般就労の推進や特例子会社の誘致などを含めた就労の場の確保を図るとともに、障がい者の希望や個性に寄り添った丁寧な就労支援を進め、就労を続けられるよう支援体制の強化を図ります。
- 福祉作業所間の連携を密にし、作業発注企業の新規開拓や共同受注、受注調整等を進め、区内作業所全体の工賃向上を図りながら、各作業所のオリジナル製品の開発や販路の拡大などにも努めます。あわせて、障がい者一人一人の適性に応じたきめ細やかな支援を行い、生きがいを持って作業できるような環境の整備に努めます。
- 地域生活支援センター「アゼリア」や障がい者福祉会館「アクロスあらかわ」等での文化・スポーツに関わる活動を地域に知っていただき、障がいのある方もない方も同じように参加できるよう活動の幅を広げ、障がい者が地域社会と交流できる場としていきます。

施策 障がいのある子どもの健全育成

【主な所管課：障害者福祉課、保育課、学務課】

障がいのある子どもや、発達に関して療育を必要とする子どもが、それぞれの状況に応じて必要な訓練や適切な支援を受け、その子の持つ可能性を広げ、将来の見通しを立てることで、保護者も安心して子育てできる環境の整備を進めます。

現状

- たんぽぽセンター（児童発達支援等事業）の利用人数は増加傾向にあります。
- 区内全認可保育園で、障がい児等特別の支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回し、対象園児や園、保育士へのサポートを行っています。
- 障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるよう、適切な教育の場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）についての就学相談を実施しており、相談件数は年々増加傾向にあります。
- 発達障がいのある児童も年々増加傾向にあり、在籍する小学校から週１回程度、通級指導学級のある小学校に通級しています。

	平成 18 年度	平成 27 年度
たんぽぽセンター年間延べ利用人数	3,574 人	4,347 人
在籍人数	119 人	177 人

課題

- 障がい児や、発達障がいを含む療育を必要とする子どもへの相談支援体制の整備と、必要とする訓練を十分に受けることができる療育体制の一層の拡充が求められています。
- 個別化する療育の提供に際し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう、専門的な療育や訓練を提供できる環境整備を進める必要があります。
- 障がい児を育てる保護者、家族への支援が複雑化しており、療育の効果を上げ、将来の見通しを立てるためにも、家庭との密接な連携が必要です。
- 障がいや疾病の程度が重く、集団保育が困難な子どもに対する保育の場を確保していく必要があります。
- 就学相談の結果、適当と判断された就学先と保護者が希望する就学先とが異なるケースも増えており、様々な支援方法について検討する必要があります。
- 在籍校を離れて通級指導学級に通うという児童の不安解消や、移動にかかる負担の軽減を図る必要があります。

今後の方向性

- 障がいや療育に関する相談が増えることが想定されるため、たんぽぽセンターの充実や、児童発達支援センター設置の必要性なども併せて検討を進め、より一層の療育環境の整備を図ります。
- 保育園・幼稚園・学校をはじめ、心理職やスクールソーシャルワーカーなどの専門職がより一層連携し、個々の子どもの成長を支援できる体制づくりを行っていきます。
- 家庭と専門機関が両輪となって療育を進めることができるよう、保護者、家庭への障害福祉サービスなどの情報提供を適切に進め、途切れることなく療育を提供していきます。
- 重度の障がいや疾病があり、集団保育が困難な子どものいる家庭に対して適切な保育サービスを提供し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
- これまで以上に保護者の気持ちに寄り添い、子どもの立場に立った就学相談を実施し、子どもにとって適切な「教育の場」を保護者が選択できるよう支援していきます。
- 区立小学校全校に「特別支援教室」を導入し、これまでの情緒障がい等通級指導学級での指導が全ての小学校で受けられるよう、環境を整備します。

施策 バリアフリーの推進

【主な所管課：障害者福祉課、交通対策課】

誰もが安心して安全に過ごすことができるバリアのないまちを目指すとともに、障がいや高齢などを理由とした差別のない「心のバリアフリー」が進んだ社会の実現に向け、取組を強化します。

現状

- 平成 21 年度に策定した『荒川区バリアフリー基本構想』を踏まえ、平成 22 年度に「町屋駅・区役所周辺地区」、平成 23 年度に「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、平成 24 年度に「南千住駅周辺地区」、平成 25 年度に「熊野前駅周辺地区」の４つの重点整備地区におけるバリアフリー基本構想を策定しました。
- 平成 27 年度現在、４か所の重点整備地区における公共施設や道路における特定事業計画（※1）の着手率は３～４割程度となっています。
- 平成28年4月に障がいを理由とした差別をなくすための「障害者差別解消法」が施行され、区では差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」などを定めました。
- また、障がい者団体や地域の方からのご要望に応じ、「障害者差別解消法」に関する説明会を開くなど、区の方針を広く周知しています。

課題

- ４か所の重点整備地区の特定事業計画については、施設利用者の意見を反映させながら、各事業者が着実に進めていく必要があります。
- バリアフリー化が進んでいない施設や場所等の一部には、構造的・物理的な問題から、用地確保や大規模改修等の長期的な改善が必要な場合もあります。
- 障がい者や高齢者に対する、地域社会や民間事業者の理解を促進する必要があります。

今後の方向性

- 重点整備地区において、各事業主体が定めた特定事業計画を推進するため、「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」の開催など、事業者・利用者の協力を求めながらバリアフリー化を図ります。
- 重点整備地区以外においても、公共施設の更なるバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設についても、各事業者に指導を行いながら、区域全体のバリアフリー化を図ります。
- 誰もが障がいの有無にかかわらず、住みやすく暮らしやすい共生社会の基盤となる「心のバリアフリー」を進めるため、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる啓発事業を中心に、障がいへの理解を広げます。

（※１）特定事業計画 … バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等があります。

Ⅱ

子育て教育都市

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

政策０３

子育てしやすいまちの形成

政策０４

心豊かにたくましく生きる子どもの育成と
生涯学習社会の形成

子育て・教育分野の GAH 指標の実感度

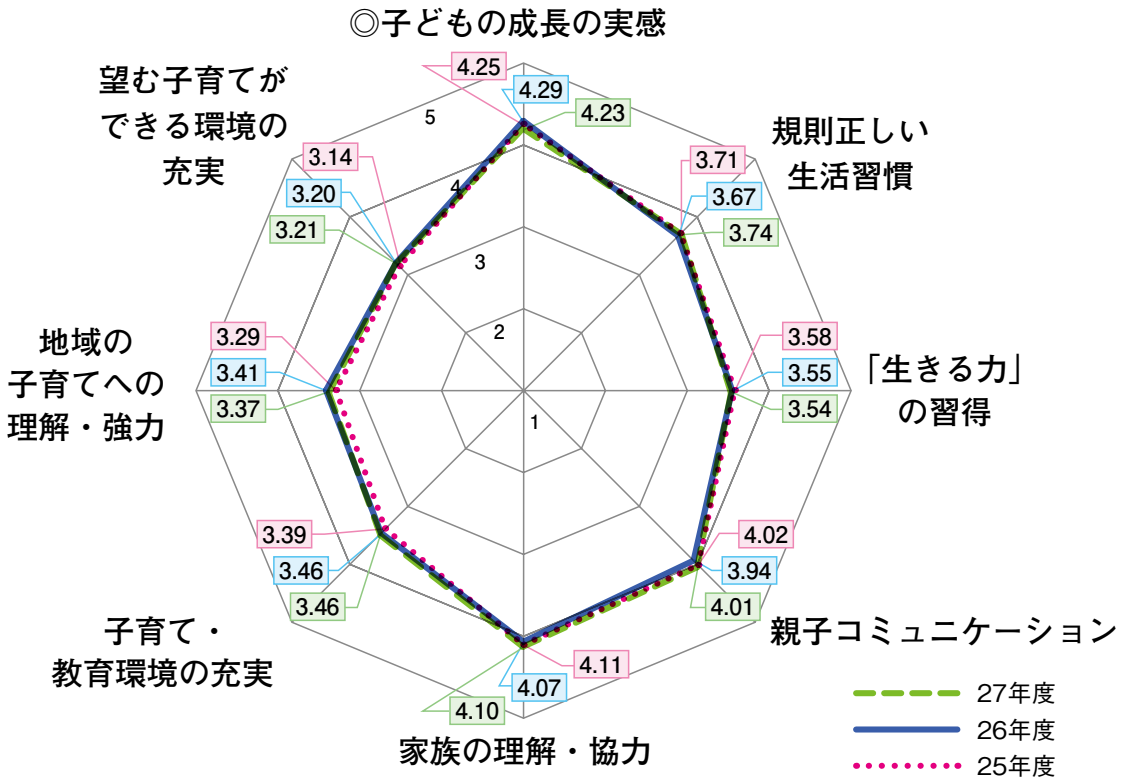

「子育て･教育分野」の指標は、他の分野に比べ、総じて実感度が高くなっています。中でも「子どもの成長の実感」は、全ての指標の中で、最も実感度が高いという結果が出ています。

「子育て・教育分野」の中では、「望む子育てができる環境の充実」の実感が相対的に低く、続いて「地域の子育てへの理解･協力」や「「生きる力」の習得」などが低くなっています。

また、子どもの年齢が上がるにつれて、各指標の実感度が低くなる傾向があることが分かりました。

子どもの発達段階に応じた適切な支援を行えるよう、地域と協働して子育て環境を充実させていくとともに、子どもたちが「生きる力」を身に着けられるような教育を、より一層推進していく必要があります。

政策 03 子育てしやすいまちの形成

- **多様な子育て支援の展開**
- **保育・幼児教育の環境整備と質の向上**
- **子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援**
- **児童相談所の設置及び円滑な運営**
- **親子の健康推進**
- 小児医療の充実

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 家庭と地域とが協力して、社会全体で子育てを支援していきます。
- 多様な子育てニーズに対応し、子育て環境を充実させることにより、子育て世代にとって暮らしやすいまちを形成していきます。
- 未来社会の守護者である子どもたちが健やかで心豊かに成長していくための支援を戦略的に進めていきます。

子どもたちの様子

施策 多様な子育て支援の展開

【主な所管課：子育て支援課】

全ての子育て家庭が安心して子育てができるような支援体制を構築します。

乳幼児及びその保護者に対する多様な子育て施策を展開するとともに、児童が放課後等に安全・安心に過ごせる環境を整備し、児童の健全育成と全ての子育て家庭の福祉の増進を図ります。

現状

- 少子化・核家族化の進展、地域コミュニティが希薄化していること等により、子育てに対する不安や負担感を持つ家庭、地域社会から孤立する家庭が増加しています。
- また、共働き家庭の増加等、保護者の就労状況についても多様化しています。
- 国の調査によれば、夫婦の平均理想子ども数、平均予定子ども数はいずれも低下し、過去最低となりました(理想子ども数2.32人、予定子ども数2.01人)。理由として「子育てや教育に対する経済的理由」や「子育てについての負担感」が挙げられています。
- 平成26年度における区内の出生数と合計特殊出生率は平成18年度と比較してどちらも増加しています。合計特殊出生率については、東京都平均は上回っていますが、全国平均と比べた場合、依然として低い数値にあります。
- 平成27年度の区における「18歳未満の子供がいる世帯」の子どもの人数は平均1.5人（１世帯当たり）となっています。
- 保護者の多様なニーズに応えるため、延長保育、就労などを要件としない「子育て交流サロン」(※1)や一時保育、病児・病後児保育などを実施しています。

子どもたちの様子

課題

- 身近に相談できる人がいない在宅育児家庭や共働き家庭が安心して子育てができるよう、区民ニーズを的確に把握しつつ、地域の関係機関と連携・協力を図るなど、子育て家庭を支えていく体制を強化する必要があります。
- 全ての児童が、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後に安全で安心して過ごすことのできる場が必要です。
- 在宅で育児をしている家庭を含めた全ての子育て家庭が、必要なサービスを選択し利用できる環境づくりの推進が必要です。

今後の方向性

- 子育て交流サロンの拡充により、身近に相談ができる交流の場を提供するほか、在宅育児家庭が安心して子育てができるよう、一時保育事業やファミリーサポートセンター事業等を充実し、社会全体で子育て家庭が安心できる地域をつくります。
- 「放課後子ども総合プラン」(※2) の拡大等により、「小１の壁」の解消と、次代を担う人材の育成を図るとともに、児童が放課後に安全で安心して過ごす居場所を確保していきます。
- 子育て家庭に対する切れ目ない支援を提供するとともに、子育てに対する経済的負担を軽減するため、多子世帯や低所得者をはじめ、様々な世帯のニーズに的確に対応した支援を行っていきます。

（※１）子育て交流サロン … 主に在宅育児中の保護者とその子どもが、いつでも気軽に訪れ、同世代の親子同士で交流できる場として提供しています。常駐している保育士等による相談・助言などを通じて不安や悩みの解消を図ります。

（※２）放課後子ども総合プラン … にこにこすくーると学童クラブを一体型を中心として整備し、両事業の児童に多様な体験プログラムを提供するとともに、交流を図る「放課後子ども総合プラン事業」を実施しています。

施策 保育・幼児教育の環境整備と質の向上

【主な所管課：保育課】

就学前の子どもたちが発達段階に応じた適切な保育・教育を受ける環境を整えるとともに、子どもたち一人一人がその可能性を伸ばし、豊かな創造力を育むことができるよう、更なる保育・幼児教育の環境整備と質の向上を図ります。

現状

- 区では増加する保育需要に応えるため、国家戦略特区制度を活用した全国初の都市公園内における保育所の整備など、様々な手法により、平成18年以降2,000人を超える保育定員を拡大しました。
- その結果、平成26年には待機児童の実質ゼロを実現しましたが、共働き家庭の増加や子育て家庭の転入などにより、その後も保育需要は増加しています。
- 区立幼稚園では芸術教育やふれあい教育を実施し、私立幼稚園に対しては魅力ある園づくりを支援することで、子どもの社会性の育成や、豊かな体験の機会を設けています。
- 一方、区内私立幼稚園の数が減少したことにより、平成28年度については、私立幼稚園に通う園児の約６割が区外の私立幼稚園に通園しています。より身近なところで幼児教育が受けられる環境を整備するため、区有地に私立幼稚園を誘致しました。
- 保育施設の増加と運営主体の多様化を踏まえ、区では、保育の質を確保するため、各保育施設等を園長等経験者が巡回し、適切な指導やアドバイスに努めています。
- 保育園・幼稚園と小学校では、小学校への円滑な接続を図るため、保育体験や体験授業、学校行事への参加など、様々な交流を進めています。

課題

- 財源や公有地が限られる中、保育需要を踏まえた定員の更なる拡大と施設整備が必要となります。あわせて、担い手となる保育士を確保する必要があります。
- 私立幼稚園については、保護者の需要を把握し、既存園の定員拡大や預かり保育の充実を図る必要があります。
- 就学前の子どもたちと小学生との交流の機会を更に増やし、保育者と小学校教員とが相互理解を深め、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。
- 保育施設の相互交流や合同事業の実施などを通して連携・協働することにより、荒川区全体の保育の質の更なる向上を図っていく必要があります。

今後の方向性

- 今後も保育需要の増加が想定されるため、地域の年齢別の需要を把握し、民間活力も積極的に活用しながら、引き続き待機児童ゼロの達成を目指します。また、保育士の処遇改善等を支援することで人材の確保を促します。
- あわせて、保育需要のピークを迎えた後の需要の減少を見据えた施設・運営手法のあり方について検討していきます。
- 幼稚園に関するニーズを把握することで、希望に応じた幼児教育の提供や預かり保育の拡充など環境整備に努めていきます。
- また、子どもの可能性を広げる情操教育を推進し、更なる幼児教育の充実に取り組みます。
- 公私立の保育士や幼稚園教諭、教員が協力して策定した『荒川区就学前教育プログラム』を効果的に活用して、幼稚園・保育園等と小学校との一層の連携を図り、滑らかな接続を推進します。
- 区内を複数の地域に分け、その地域ごとに各保育施設等が連携・協力する体制を構築し、保育サービスのネットワーク化を推進します。

施策 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援

【主な所管課：子育て支援課】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

ひとり親家庭等の自立の促進と安定した生活の実現を図るとともに、子どもの健やかな育ちを支援します。

現状

- 区では、区民の不幸を一つでも減らしていくという観点から、子どもの貧困・社会排除の問題に取り組んできました。平成23年に荒川区自治総合研究所が公表した『子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書』の提言を受け、乳幼児家庭への全戸訪問や、学習支援事業、保護者への就労支援の強化等、様々な施策を進めています。
- また、平成 27 年度から子どもたちに生活や学習の支援を行いながら、「子どもの居場所」を提供する団体に対して、支援するとともに、実施場所の拡大を図っています。
- ひとり親家庭の保護者は、一人で生計の維持と家事・育児を担う負担を抱え、所得や就業などに困難を抱えるケースがあります。
- 平成 28 年度に実施したひとり親家庭を対象とした調査では、子どもに関する悩みの項目では「教育・進学」を選ぶ方が一番多くなっています。通塾に関する項目を子どもの学齢別で見ると、中学生の通塾率が４割と一番高く、高校生の通塾率は２割と一番低くなっています。また、ひとり親家庭を対象とした支援事業の認知度が低い事業がありました。

課題

- 子どもの貧困問題は、様々な要因が複雑に絡み合って生じています。貧困が原因で子どもの未来が左右される懸念があり、こうした状況を打破し、全ての子どもが将来に対し夢や希望を抱くために、経済的な支援や学習支援、生活支援などの施策を充実していく必要があります。
- 子どもたちが、身近な地域の中で支援を受けながら安心して生活していくためには、「子どもの居場所」等の取組を区内全地域に拡大する必要があります。
- ひとり親家庭の保護者が経済的に自立し、仕事と子育てを両立することができるよう、関係機関との連携を強化することで、就労支援や相談の機会を拡充し、個々の家庭に応じた適切な支援につなげていく必要があります。

今後の方向性

- 子どもたちへの学習支援や保護者への就労支援等を充実していくことで、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、子どもの未来を守るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ボランティア等の住民主体の団体に対する活動支援を充実するなど、区の強みである「地域力」を生かし、地域と一緒に子どもを見守ることで、子どもとその保護者が社会から孤立するのを防ぎ、その家庭全体を支援していきます。
- ひとり親家庭の保護者や、厳しい経済状況にある保護者の自立促進を図るため、それぞれの家庭の状況にあった支援や情報提供を行い、関係する機関と連携しながら総合的な支援を行っていきます。
- アンケートやヒアリング等を積極的に実施し、ひとり親家庭のニーズを的確に捉え、支援事業の充実とより効果的な周知を実施していきます。

施策 児童相談所の設置及び円滑な運営

【主な所管課：子育て支援課】

児童相談所を設置し、児童相談行政を担うことで、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行います。そして、全ての子どもの生命と安全を守り、子どもたちが健やかに成長し、未来に希望を抱ける地域社会とするために、児童相談行政の更なる充実を図ります。

現状

- 区の子ども家庭支援センターに寄せられる相談内容は複雑多岐にわたっており、平成 27 年度における児童虐待に関する相談は、平成 21 年度と比較して 6 倍強に増加しています。
- 区では、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、地域の関係機関で構成された「荒川区要保護児童対策地域協議会」等により、地域のネットワークを活用した支援体制を確立しています。
- 区ではこれまで、児童相談所の早期移管を国や都に求めてきましたが、平成28年５月に児童福祉法が改正され、特別区が「児童相談所」を設置することが可能となりました。

課題

- 児童虐待に関わる支援は、発生防止から相談、一時保護、家庭復帰まで、切れ目ない一貫した支援を行うとともに、子どもと保護者が生活する地域の協力を得ながら対応していく必要があります。
- 区が児童相談所を設置し、運営するためには、都や特別区間における十分な連携が必要です。
- また、高度な専門性を有した質の高い職員の確保、育成といった体制の構築や社会的養護が必要です。

今後の方向性

- 里親の拡大や児童養護施設（グループホーム等）の誘致など、社会的養護の体制整備に取り組みます。
- 都や特別区間の連携体制を確保し、質の高い専門人材による職員体制を構築した上で、児童相談所の早期開設を目指します。
- 地域の関係機関とのきめ細やかな連携や情報の共有と、区が持つ子どもに関する詳細な情報を活用することにより、迅速かつ適切に子どもを支援します。
- 子ども家庭支援センター機能との連携を図るとともに、区の組織を最大限活用し、効率的な事務の執行体制を構築します。

施策 親子の健康推進

【主な所管課：健康推進課】

誰もが安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦に寄り添った産前産後の支援を行います。また、乳幼児が健やかに発育･発達し、親が安心して育児ができる環境を整備します。

現状

- 母親学級や両親学級など、これから出産を迎える親を対象とした各種講座の参加者は増加傾向となっています。
- ４か月健診、１歳６か月健診、３歳児健診などの乳幼児健診は、高い受診率となっています。また、こうした健診時にアンケートを実施し、育児不安の早期発見に努めています。

課題

- 少子化、核家族化の進展に伴い、子どもと接した経験が少ない親が増えており、相談・支援体制の更なる充実を図る必要があります。
- 乳幼児健診未受診者、就学時健診未受診者は少ない状況ですが、未受診者は何らかの問題を抱えている場合も考えられることから、適切なフォローアップが必要です。
- 育児不安を感じる人の割合は､出産後間もない時期（４か月健診時）が最も高くなっており、ストレスや不安が重度化し、虐待につながらないよう、その兆候への早期対応が必要です。

今後の方向性

- 妊娠中の身体の管理方法や産後の育児不安等について、妊婦に寄り添った適切な相談支援体制を充実させ、妊娠中の心身の不安の解消を図ります。
- また、出産を終えた後も、子育て中の親子がいつでも気軽に交流できる場を提供するなど、子育ての孤立化の防止や育児不安の解消に努め、身近な地域で安心して子育てをしていくことのできる環境づくりを進めます。
- 乳幼児の健やかな成長を支えるため、引き続き多くの方が乳幼児健診を受診できる取組を進めます。未受診者については電話等のフォローを行うとともに、居所不明児童とならないよう関係機関と情報共有を図り、全対象者の状況把握に努めます。
- 児童虐待の予防、早期発見、早期対応を行うため、母親学級やママメンタル事業、特別育児相談等の様々な機会を捉え、親の心の問題や精神疾患等の親側の不安の要因に寄り添う支援を行うとともに、支援の必要な親子に対しては、関係機関が連携を図り継続的に支援していきます。

０歳児の様子

政策 04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

- **確かな学力の定着・向上**
- **創意と工夫にあふれた教育の推進**
- **体験学習等の推進**
- **児童生徒の健康づくりと体力向上**
- **魅力ある教師の育成**
- **学校施設等の整備**
- 小中学校・幼稚園の運営
- 余暇を利用した学習機会の提供
- **地域と連携した学校づくり**
- **子どもの健全育成**
- **家庭教育の支援と地域教育力の向上**
- **生涯学習活動の支援**
- 地域文化とコミュニティの拠点づくり【再掲】

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 特色ある学校づくりの推進や教員の指導力向上、教育施設の整備などを行うことにより学校教育の充実を図り、確かな学力を育成するとともに、個性や能力を十分に発揮し、たくましく生きる力を育んでいきます。
- 郷土を愛し、人を思いやる心や正義感、公共心を養うとともに、自然や生命を大切にする、豊かな感性や創造力を育む教育を進めていきます。
- 健康の大切さを自覚し、規則正しい生活習慣を身に着けられるよう、食育の充実と体力の向上に取り組む教育を進めていきます。
- 家庭教育やキャリア教育などの推進を通して、学校と家庭・地域とが連携して、地域社会全体で教育を進めていきます。
- 生きがいや自己実現、人生の豊かさなどの源となる生涯学習を促進します。

学校での授業の様子

子どもたちの自然体験

施策 確かな学力の定着・向上

【主な所管課：指導室】

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術の習得が求められることから、知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等、確かな学力を子どもたちに身に着けさせます。

現状

- 平成28年度の全国学力・学習状況調査において、小学生については、全国平均正答率を上回っています。一方、中学生においては、数学の「主として知識を問う問題」に関して、全国平均正答率を下回っています。
- 子どもたちに、主体的に学ぶ態度の育成や、授業で学習したことの定着を図るために、「あらかわ寺子屋」などの始業前や放課後の補充学習教室を実施しています。
- 全ての子どもたちが学びやすい環境で学びに向かうことができるように、また、特別な支援を要する子どもたちに個に応じた支援を行うために、区立小中学校の通常の学級に特別支援教育支援員及び補助員を配置しています。

学校図書館を活用した学習

あらかわ寺子屋による補充学習

課題

- 更なる学力の定着・向上を図るためには、日常の授業において、子どもたちに分りやすく、かつ学びの楽しさが実感できる授業の実施や、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等を身に着けるための習得・活用・探究などの学習活動を、バランスよく構築・実施することがこれまで以上に必要となっています。
- 「あらかわ寺子屋」などの補充教室については、学習内容を含め更なる拡充が求められています。
- 全ての子どもたちに対して、個に応じた指導や支援を行うためには支援員等の配置に加え、担当する教師の高い識見と専門性がこれまで以上に必要となっています。

今後の方向性

- 学校図書館やタブレットパソコン等のＩＣＴ機器の活用を通して、新しい学びを実践し、全ての教科で子どもたちが主体的に考え、対話や議論を行い、体験、表現するような様々な学び方を体験できる学習活動を十分に設け、子どもたちの確かな学力をこれまで以上に伸ばすことを目指します。
- 「あらかわ寺子屋」などの補充教室について拡充を図っていくために、各学校において、より創意工夫をして実施するとともに、長期休業などに民間事業者等を活用するなど、子どもたちが主体的に学ぶ態度や学力の定着を図るための学習環境の充実を目指します。
- 個に応じた支援の更なる発展に向け、区立小中学校の全ての教師の研修を更に充実させ、教師の識見や専門性の向上を目指します。

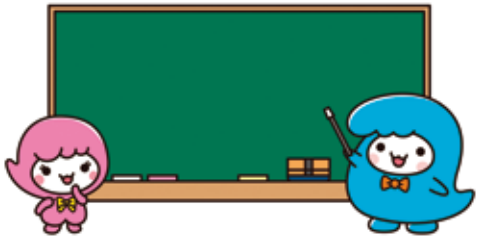

施策 創意と工夫にあふれた教育の推進

【主な所管課：指導室】

学校図書館の充実やＩＣＴ機器の活用、校長の裁量権を生かした特色ある学校づくり等を進め、これからの変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を養います。

現状

- 各校が更に特色ある教育活動を進めるため、平成20年度から、各小中学校において校長の裁量で予算を執行できる「学校パワーアップ事業」を実施し、学校を支援しています。
- 国語力向上のため、学校図書館の蔵書数の基準に対する割合で、区は小学校が163％、中学校 138％と学校図書館の充実を図ってきました。
- 情報化社会の急速な進展に対応するため、平成 21 年度に電子黒板、平成 26 年度に区立全小中学校へのタブレットＰＣ導入等のＩＣＴ機器を利活用しながら、学習効果の高い、分りやすい授業を展開しています。
- 子どもたちに、英語を通じてのコミュニケーション能力を身に着けさせるため、小学１年生から「荒川区小学校英語科指導指針」に基づき、小学校卒業時までに日常的な場面で自分の思いや意見を英語で伝え、簡単な英語の読み書きができるようになることを目標に英語教育を実施しています。

課題

- 「学校パワーアップ事業」により推進されている教育活動について、更に地域や保護者に対して定期的に発信する制度を整理し、学校の魅力を十分に伝えていく必要があります。
- 学校図書館の授業での活用回数が小中学校共に伸びているものの、教科によって活用にばらつきがあることから、学校図書館の更なる活用が求められています。
- ＩＣＴ機器の活用は進んでいるものの、子どもたちの発達の段階に応じて身に着けるスキルの明確化や「主体的・協働的・探究的」な学びによる「21 世紀型スキル」の習得が求められています。
- 今後、グローバル社会をたくましく生き抜くための学習として、タブレットＰＣを活用した英語教育学習の教材開発や、英語教育における小学校と中学校の円滑な接続を目指した学習活動が必要です。

今後の方向性

- 各学校が特色ある教育活動を更に充実させるため、ヒアリングや学校訪問などを行い、効果的な予算執行や効果検証、情報発信する方法の好事例を広めるとともに、各学校が様々な手段を活用して地域や保護者に情報を発信していきます。
- 学校図書館の活用について、司書教諭と学校司書の更なる連携を図るとともに、学校図書館の三つの機能（「読書センター」「学習・情報センター」「メディアセンター」）を充実させ、全ての教科等の学習と関連した取組を進めていきます。
- 小中学校で、「21 世紀型スキル」の中のＩＣＴ活用力等を高めるよう、ＩＣＴ機器の更なる活用を推進します。また、プログラミング学習や問題解決学習等による論理的な思考を育むよう、工夫した授業の取組を推進していきます。
- 英語の「話す」「聞く」「読む」「話す」の４技能がバランスよく身に着くような教育を実施します。さらに、学校の中にいる外国人指導員や日本人英語アドバイザーを更に活用・充実させ、日常生活の中で「いつでもどこでも英会話」ができるような英語環境を整えます。

ワールドスクール（秋田市イングリッシュ・ビレッジ）

英語科用の教室掲示板

施策 体験学習等の推進

【主な所管課：文化交流推進課、生涯学習課、児童青少年課、学務課、指導室】

自然体験等を通して、子どもたちに「生きる力」や「思いやりの心」、「他者への共感」「自己肯定感」等を育みます。また、ものづくり体験や勤労体験を通じて、子どもたちの「創造性」や「自主性」を醸成します。

現状

- 荒川区自治総合研究所では平成27年度に「自然体験を通じた子どもの健全育成研究プロジェクト」を立ち上げ、自然体験が子どもたちに与える影響について研究をはじめ、平成 28 年 3 月に中間レポートを発表しました。
- この中間レポートでは、自然体験により磨かれた感性は多くの体験の機会を与え、それが間接的に「生きる力」の滋養を促し、結果、現実肯定感が大きく向上すると分析しています。
- 区では、幼稚園・保育園で行う身近な自然との触れ合いをはじめ、小中学生のチャレンジキャンプや自然まるかじり体験塾、さらには区民ハイキング等、乳幼児から大人まで、様々な自然体験関連事業を行っています。
- また、中学校では、職業観や勤労観を培うキャリア教育を充実させるために、社会生活での責任や勤労の大切さを体験的に学ばせる「勤労留学」を全校で実施しています。

課題

- 荒川区自治総合研究所の研究結果を踏まえ、子どもたちが多様な経験を積むことができる機会を拡充していくことが求められます。
- 子どもたちが親元を離れて生活する自然体験事業への参加を促すには、保護者が自然に関心を持ち、自然体験事業への意義を理解することが大切です。
- 職業体験等を通して自分の将来を考える機会となるよう、多様な体験の機会を設ける必要があります。

今後の方向性

- 自然への畏敬の念や子どもたちの「生きる力」を育むため、交流都市との相互交流事業や全国連携事業等、豊かな自然があふれる自治体や、子ども関連団体、ＮＰＯ等との連携により、これまで以上に自然体験事業の質・量共に充実を図り、自然体験事業の裾野を広げます。
- 親子で参加できる自然体験教室など、保護者の自然体験への関心等が高まる工夫をし、子どもたちが積極的に自然体験の機会を得られるよう環境を整えます。
- 身近な地域での多様な体験や、人との交流・活動を通じて他者への共感や思いやりなど豊かな心を育み、自己の生き方を子どもたち自らが考えるキャリア教育を更に推進します。

秋田市での枝豆収穫

ホタルの幼虫の放流

子どもたちの自然体験

施策 児童生徒の健康づくりと体力向上

【主な所管課：学務課、指導室】

子どもたちが健康な心身を育み、生涯にわたって健康づくり・体力向上に取り組むことができるよう、望ましい基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、学校における体育やスポーツの環境を充実します。

現状

- 文部科学白書によると、「子どもの就寝・睡眠時間」、「子どもの朝食」の状況などから、成長期の子どもが身に着けるべき必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れているとされています。
- 荒川区においては、朝食を摂っている子どもの割合は、平成27年度においては小学校93.2%、中学校87.2%となっており、文部科学白書のデータ（小学生85%、中学生78%）と比較すると上回っていますが、100%には達していません。
- 平成27年度に実施された「東京都児童･生徒体力･運動能力、生活･運動習慣等調査」の結果によると、荒川区の体力合計点は全国平均値をやや下回っています。

課題

- 荒川区では、朝食を摂っている子どもの割合は高くなっているものの、前期基本計画にて設定した目標である「朝食を摂っている子どもの割合100%」を目指すため、更なる普及啓発を進めていく必要があります。
- 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえ、児童生徒の体力向上を図る必要があります。

今後の方向性

- 小中学校に通う児童生徒が「運動・栄養・休養・睡眠」の調和のとれた規則正しい生活習慣を身に着け、健康な心身を育むための健康教育を推進します。

- 特に、毎日欠かさず朝食を取ることは、１日の活動を開始させるためのエネルギー源となるだけでなく、心の安定や体力の維持・向上にも大きくつながるものです。「早寝・早起き・朝ご飯」の重要性について普及啓発し、家庭における食育を推進します。
  また、学校給食を活用した食育として、教師と栄養士が共同した指導の実施や学校給食の質的な向上に取り組みます。

- 体力向上のための取組としては、体育の授業において、子どもたち一人一人の実態を把握し、個に応じた指導を行います。また、部活動の活性化を図るため、外部指導員の更なる配置充実を進めます。

- 運動の苦手な児童に対しては、休み時間の外遊びなどの機会なども活用することで、運動の楽しさを知り仲間と協力して進んで運動に親しもうとする習慣を育みます。
  また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と関連させたスポーツを親しむ機会を、学校教育においても設けていきます。

学校給食

弁当レシピコンテスト

車いすバスケットボール体験

施策 魅力ある教師の育成

【主な所管課：指導室】

荒川区の未来を担う子どもたちが、たくましく生きる力を培い、地域社会の構成員として信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長するために、その師としてふさわしい、魅力ある教師の育成を目指します。

現状

- 21世紀の知識基盤社会にたくましく生きる荒川区民を育成するために、教師の教育に対する使命感や指導力の向上に努めています。
- 「学校評価アンケート」において、「悩みや不安、心配ごとを相談できる先生がいる」、「先生は、分からなかったり困ったりしたときに相談するとアドバイスをくれる」等の肯定的な回答が70％を超えているなど、信頼されている教師が多くいます。
- 様々な経験を持つ教師が相互に学び合い、互いに指導技術を高め合うことができるように、教育委員会は、「荒川区教育委員会教育研究指定校」など、校内研究の活性・充実を支援しています。

課題

- 教師の教育に対する使命感や指導力を更に向上させるためには、経験年数や職層に応じた研修を更に充実していくことが必要です。
- 教師の信頼を更に高めるため学校の取組を明確に伝え、地域とともに子どもたちを育てていく意識を更に向上させていくことが必要です。
- 校内研究の成果を各学校にとどめるのではなく、区内全体でその効果を共有することが必要です。

今後の方向性

- 教師のニーズを加味した研修内容を企画するなど、経験年数や、職層に応じた多種多様な研修会を更に充実させ、教育に対する使命感や専門性の高い、実践的指導力を持つ教師を育成していきます。
- 学校運営の見直しによる校務の効率化や校務の一層の情報化を図り、教師が子どもと向き合う時間や地域と連携するための準備の時間などを確保し、地域とともに子どもを育てていく意識を持った教師の育成を目指します。
- 校内研究の効果を積極的に公表し、学校間の情報共有を図ることで教師や区内の学校教育の質の向上を図ります。

音楽づくりの授業

情報教育に関する教員研修

施策 学校施設等の整備

【主な所管課：教育施設課】

児童生徒の安全確保と学級数の増加等に対応するとともに、多様な学習にも対応できる学校施設を整備します。

さらに、地域の施設利用や学童等の子育て支援との連携を見据えた効果的な学校施設の活用を推進します。

現状

- 平成14年頃から児童生徒数は増加傾向にあり、特に急増した白鬚西地区では平成20年度に汐入小学校の増設校舎を整備し、平成22年度には汐入東小学校を新設しました。他の地区でも、平成29年度から第三瑞光小学校の増設校舎も開設するなどの対応をしています。今後も人口ビジョンにおいて、学齢人口は増加する見込みとなっています。
- 学校施設においては、安全性を確保するため耐震補強工事を全校で実施するとともに、非構造部材についても耐震化及び落下防止対策等を行っています。また、教室の冷房化など学校施設に求められる機能を確保しています。
- 学校施設は、建築後40年以上経過した施設が半数を超え、老朽化が進んでいます。既存施設を効果的かつ効率的に維持管理するため、計画的な大規模改修及び修繕を実施しています。
- 体育館等の地域団体への貸出し、余裕教室の学童クラブ等の子育て支援施策への活用、災害対策用のミニ備蓄倉庫の設置など、学校施設を地域等のため効果的に活用しています。

課題

- 児童生徒の増加に応じて、学校施設の改修や増築等を行う場合には、建築法令等の規制を踏まえて、計画的に実施していく必要があります。
- 学校施設の安全性や求められる設備機能を確保していくには、確実な管理とともに、改修等の機会を捉えて適切に機能向上を図る必要があります。
- 学校施設を維持していくため、定期的な点検・診断による老朽化等の状況把握や、計画的な大規模改修及び修繕による予防保全が必要であり、また、耐用年数を想定した改築についても検討していく必要があります。
- 児童生徒数の増加に伴い、学童クラブ等の子育て施設としても学校施設を活用することが求められています。

今後の方向性

- 児童生徒数の増加に伴い、教室等の拡充が見込まれる際には、建築法令等の適合範囲を調査したうえで、校舎の改修又は増設等により対応します。法令等に適合するため、また、教育環境の充実のために必要となる教育用地の取得等も視野に入れ適宜進めます。
- 施設の安全性確認や、設備の保守点検、機器の更新など適切な管理を実施します。改修等を行う際には、より柔軟に学校施設の活用が図られるとともに、習熟度別学習やＩＣＴ等、多様な学習形態に対応できる施設を整備します。
- 定期的な点検・診断に基づいた、計画的な大規模改修及び修繕で予防保全を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、老朽化に対応するため、改築等についての計画を策定します。
- 子育て施設としての協力については、学校教育で必要な教室等を確保しつつ、施設の効率的な活用を進めます。

施策 地域と連携した学校づくり

【主な所管課：指導室】

地域社会に開かれた学校づくりを進め、地域と一体となった学校教育を推進していきます。

現状

- 地域の声を反映した学校運営を推進し、学校と地域との一層の連携を図るために、学校評議員制度を実施しています。また大学と連携した学校評価を実施しています。
- 学校の授業や教育活動が気軽に参観できるよう、区立小中学校を一斉に公開する期間を設けています。
- 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、専門的な技能や知識、経験を有する地域の方々をゲストティーチャーとした「専門的な講話」、「体験談」、「専門的技能の実演」等の支援をいただいている学校があります。

課題

- 学校運営や教育内容等について、保護者や地域の意向を的確に把握する必要があります。
- 保護者や地域の方々に日常の授業の様子を参観してもらい、学校の教育内容についての理解を深めていただき、教育活動への協力を得ることが求められます。
- 専門的な技能や知識、経験を有する地域の方々などの視点を生かした教育を展開し、地域と連携した活動を充実させる取組を区内の多くの学校へ広めていくことが必要です。

今後の方向性

- 区立小中学校が保護者や地域住民の意向を十分に反映し、信頼に応えることのできる開かれた学校づくりを一層推進していきます。
- 地域や保護者が参加できる授業や行事、公開講座等特色ある教育活動を行うとともに学校運営の状況等の周知に努めます。
- 地域の方々と触れ合い、講話を聞く等により、子どもたちの郷土や地域社会に対する興味や関心を高め、各学校における地域に根ざした特色ある教育活動の充実を図ります。

図書ボランティア懇談会

タブノキの植樹

地域のゲストティーチャーによる講義

田植え作業

施策 子どもの健全育成

【主な所管課：指導室】

子どもを取り巻く環境の急激な変化により、子どもたちや保護者が抱える課題も多様化・複雑化している中、子どもの感性を豊かにして、人生や社会の在り方を創造的に考えるために、道徳教育や人権教育を通して、自己肯定感を高め、人や社会とのつながりを深めることで心豊かな子どもたちを育成します。

現状

- 東京都から「人権尊重教育推進校」に４校が指定を受け、人権の視点を取り入れた研究を行い、学校教育活動全体を通じた計画的な人権教育に取り組んでいます。
- たくましく生きるための知性と豊かな人間性の育成のため、区独自で作成した荒川区の郷土に関する資料「荒川区道徳教育郷土資料集（５冊）」を活用し、道徳教育を行っています。
- 不登校やいじめ等を早期に発見し、悩んでいる子どもや保護者に寄り添った相談や対応を十分に行うため、教育相談室の心理専門相談員が学校を巡回し、子どもたちや保護者の相談や教師への助言を行っています。

いじめない宣言

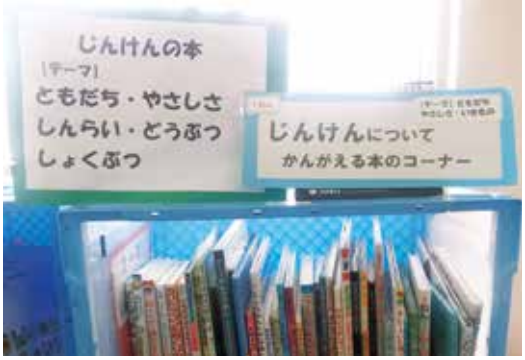

人権について考える本棚

人権心のカレンダー

人権標語

課題

- 「人権尊重教育推進校」では、人権に関する標語や作文の作成等に取り組んでいます。毎年、研究発表会を行い、区内・外の学校に人権に関する推進校の研究成果を伝えています。今後更に人権尊重推進校以外の学校においても、更に人権の視点を生かした教育活動を推進し、充実させる必要があります。
- 平成 27 年度学習指導要領一部改正に伴い、平成 30 年度より道徳が特別の教科として新設します。それに伴い、これまで使用していた区独自の郷土資料集を「新しい教科　道徳」の内容に沿った教材として見直しを行う必要があります。
- 不登校やいじめ、虐待などに起因する背景が複雑化・多様化し、児童生徒や保護者が抱える課題について、専門的な視点も含めて解決を支援することが求められています。

今後の方向性

- 「人権尊重教育推進校」の研究成果を受け、人権感覚を高める取組を推進し、区内の小中学校全ての教育活動において、人権に関する取組を充実させていきます。
- 区独自で使用していた道徳の教材を、平成30年度改定の学習指導要領に沿った内容で修正を行い、考えたり議論したりする授業を実践することで豊かな心を育む道徳教育を行っていきます。
- 不登校やいじめ、虐待などに対応するため、心理専門相談員やスクールソーシャルワーカー等の適正な配置をするとともに、定期的な学校訪問、教育相談室や適応指導教室の活用、子ども家庭支援センター、児童相談所や警察等の関係機関と学校間との連携を更に深めていきます。

施策 家庭教育の支援と地域教育力の向上

【主な所管課：生涯学習課、指導室】

子どもたちが個性や能力を十分に発揮し、心豊かに成長するためには、学校・家庭・地域の連携が不可欠であり、区は、家庭教育への支援を継続するとともに、地域社会の発展を支える地域教育力の向上を図ります。

現状

- 少子化が進む一方、子育てに関する情報があふれ、不安を抱える親たちもいることから、子どもの叱り方やほめ方、能力の伸ばし方等に関する専門家の講義や、区立小中学校ＰＴＡと連携した講座等を実施しています。
- 核家族化の進展等に伴い、地域とのつながりが希薄化する中、子育て世代の交流を目的とした地域子育て教室等を開催しています。
- 平成 23 年度に「地域教育力向上支援事業」を創設し、子どもを核とした家族や近隣住民との交流事業を支援しているほか、子育てサークル等が行う子育てに関する自主的な学習活動に対し、講師や託児に要する謝礼の支援を行っています。
- 地域の商店や事業所等の協力を得て勤労体験をする「勤労留学」、親元を離れて共同生活をする「合宿通学」、様々な知識や技能を持った地域の方々を指導者として迎えて体験活動をする「街の先生教室」等、荒川区では地域をあげた子どもたちの教育を推進しています。
- 子どもたちが安心して学び生活できる環境を整えるため、ＰＴＡやボランティアによる学校安全パトロールなど、学校内外の安全確保に地域ぐるみで取り組んでいます。

課題

- 学校・家庭・地域が連携しながら、地域ぐるみで子どもを育てる気運を一層醸成していく必要があります。
- 人気の高い講座等は、定員をオーバーするなど偏りがあることから、希望者全員が受講できるよう工夫する必要があります。
- 子育て中の区民の悩みやニーズを把握し、学習の機会を提供する必要があります。
- 子どもを核とした交流事業を行う団体が増加している一方、子どもの成長に伴い、地域行事や子育てイベント等に参加する機会が少なくなる区民も多いことから、ライフステージに応じた地域ぐるみの子育てへの関わりを確保し、地域教育力の向上を図る必要があります。

今後の方向性

- 様々な知識や技能を持った地域の方々をより積極的に学校に招くなど、地域と一体となってキャリア教育を更に推進していきます。
- 多くの保護者が家庭教育の基礎知識や必要性について正しい情報を取得できるよう、子育てや孫育てに関する講座やイベント等の内容を充実するとともに、子育て中の区民が参加しやすい工夫をする等、より多くの子育て世代の参加を促していきます。
- 子育てサークルや、子育て家庭と地域の交流事業等を実施する団体などへの支援を進めるとともに、託児ボランティアや昔遊びの紹介等を通じた、多世代が参加し学び合う子育て講座等を開催するなどにより、地域教育力の向上を図ります。

施策 生涯学習活動の支援

【主な所管課：生涯学習課】

乳幼児から高齢者まで全ての区民が生涯にわたる「学び」を通じて人や社会とのつながりを深め、心豊かな生活や生きがいづくりにつながるよう、学習情報や学習機会の提供、「学び」の場の整備、協働・連携の促進等により、生涯学習活動を支援します。

現状

- 平成 23 年度に実施した荒川区政世論調査では、「生涯学習・スポーツ活動に参加・実践したい」と回答した区民は約５割でした。同調査では、「生涯学習・スポーツ活動に参加･実践しなかった理由」として、「時間的なゆとりがない」が第１位となっています。
- 生涯学習センターで実施している区民カレッジは、受講希望者が定員を超えて抽選となることがあるなど、受講者数は年々増加しています。一方、町屋文化センターで実施している文化総合講座は、受講者数がやや減少傾向にあります。
- 荒川区ホームページ内の「あらかわまなびプラザ」において、区内施設の利用方法や各種講座の案内、また区内で活動している団体やサークルの情報などを幅広く総合的に提供しているほか、ツイッター等を活用してタイムリーな情報を発信しています。
- 平成 22 年度に開校した荒川コミュニティカレッジでは、平成 28 年９月までに 208 人が修了し、現在６期生が学んでいます。働き世代や子育て世代、退職後の方など、それぞれの世代が受講しやすいよう、昼間コースと夜間コースを設定するとともに、託児を設けています。

課題

- 時間や施設へのアクセス等、様々な制約がある区民に対し、学習機会の提供や、学習の場の拡大を図る必要があります。
- 区で実施している各種講座等に多くの区民の参加を促すため、講座内容の充実やＰＲ方法の多様化を図る必要があります。
- 荒川コミュニティカレッジの楽しさを多くの区民に知ってもらうため、より積極的なＰＲが必要です。また、荒川コミュニティカレッジの受講生自身が学びたい講座や、区民のニーズに合わせた様々な教室を開催するなど、柔軟なカリキュラム編成を行う必要があります。

今後の方向性

- 「ゆいの森あらかわ」をはじめとした各図書館や「ふれあい館」など区民に身近な施設を活用し、現役世代も参加しやすい夜間や休日の講座・講演等を実施するなど、学習機会の拡大を図り、多くの区民が生涯学習活動に参加できるようにします。
- 乳幼児から高齢者まで、区民の生涯にわたる「学び」を支援するため、区民の学びのニーズを的確に把握し、受講者の要望等を踏まえた講師の選定を行う等、区民カレッジや文化総合講座、荒川コミュニティカレッジ等の内容の充実を図るとともに、区のホームページや区報、ＳＮＳなど多様な媒体を更に活用し、生涯学習施設情報をはじめ、学習プログラムや講座等の積極的なＰＲを行います。
- 多様な学習の場や機会を提供するとともに、荒川コミュニティカレッジ修了生などによる地域活動団体やサークルの自主的な学習活動への支援を通じて、地域の中に生涯学習の輪を広げます。

Ⅲ

産業革新都市

モノづくり産業を中心とした区内の産業集積を生かしつつ、社会経済状況の変化を踏まえた産業構造の転換への対応や、新産業の創出を支援するとともに、商業の振興を図り、地域経済が持続的に発展するまちを目指します。また、区内の観光資源を積極的に情報発信することにより、人を引き付ける魅力あるまちを目指します。

政策０５

活力ある地域経済づくり

政策０６

人が集う魅力あるまちの形成

産業分野の GAH 指標の実感度

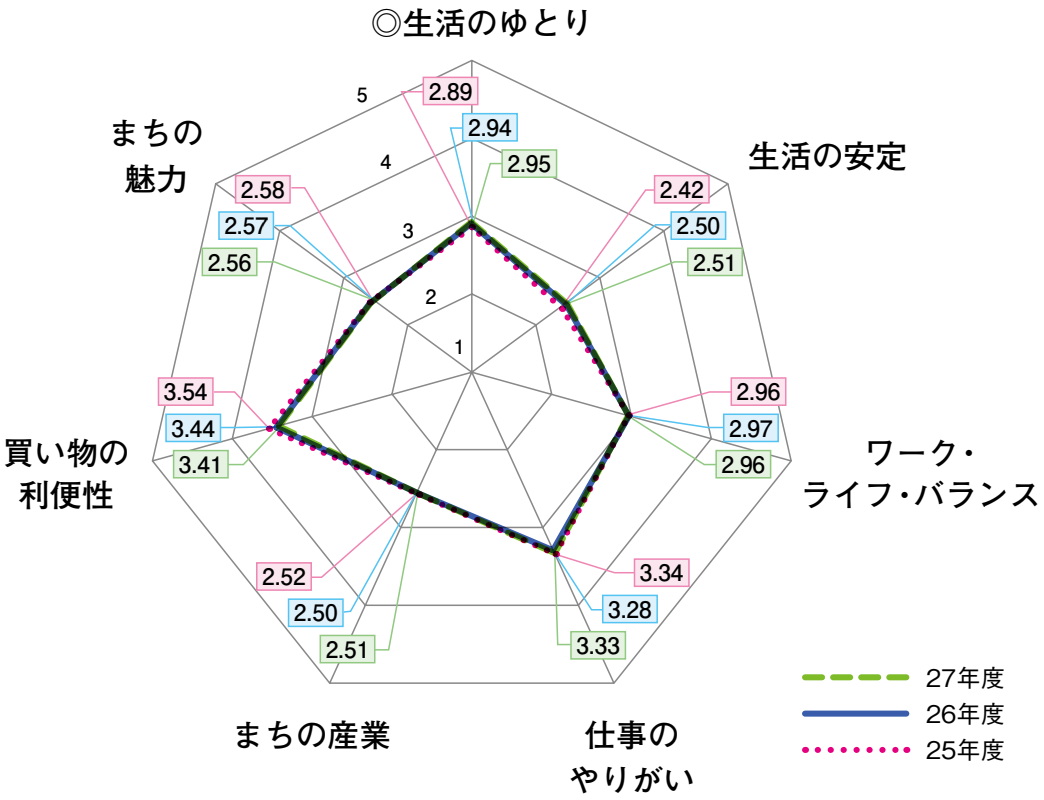

「産業分野」の指標の実感度は、景気の影響を受けるため、測定が難しくなっています。

「産業分野」の指標においては、「買い物の利便性」の実感度が高くなっている一方、「まちの産業」、「まちの魅力」、「生活の安定」の実感度は低い傾向にあります。中でも、「まちの魅力」では居住年数の短い人の実感度が低くなっていることが分かりました。

こうした結果を踏まえ、区の観光資源の魅力を広く周知し、地域経済の活性化につなげる取組を推進していく必要があります。

また、区民一人一人の就労の希望を叶える支援を進めるとともに、就労の支援を区内企業の人材確保につなげます。

政策 05 活力ある地域経済づくり

- 産業基盤の整備・充実
- **創業・新事業創出の支援**
- **企業経営革新の支援**
- **活気あふれる商店街づくり**
- **魅力あふれる個店づくり**
- **就労・人材確保の支援**
- **消費生活の安全安心の確保**

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 国、都、関係機関等との連携を強化し、区が地域産業振興のポータル（窓口）となり、個々の事業者や起業家のニーズに合った支援策を提供していきます。
- 区の豊かな地域資源や産業集積を生かし、地域間連携や産学公金連携によるモノづくりクラスターの形成を計画的に進めることにより、モノづくりの街の再構築を図っていきます。
- 区内企業の後継者の育成や熟練技術者の技能の承継などを支援し、モノづくり企業の発展を促進します。
- 意欲のある商店街の振興や都電などの観光資源の活用により、商業の活性化を図っていきます。

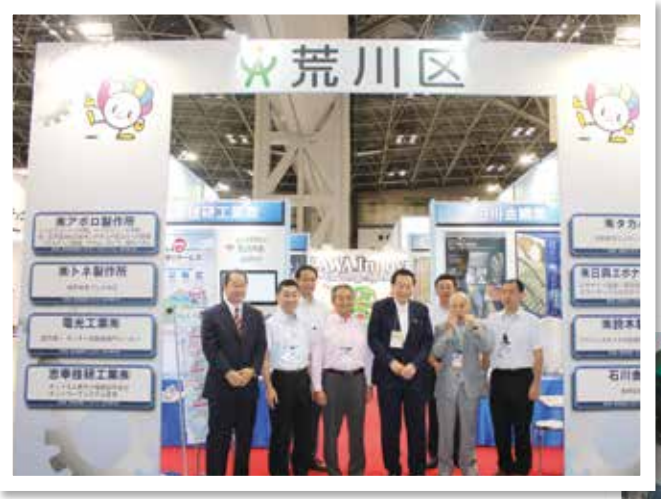

機械要素技術展

商店街の様子

施策 創業・新事業創出の支援

【主な所管課：経営支援課】

創業・起業や新たな事業への取組を支援し、区内企業数の増加を図るとともに、新産業の創出につなげます。

現状

- 国や都と同様にこれまでの景気低迷等により、荒川区においても事業所数の減少傾向が続いています。荒川区は、事業所の約２割を製造業が占めるモノづくりの盛んなまちであり、23 区では、墨田区に次いで２位の集積度（平成 26 年経済センサス）を誇っています。
- 区内で創業・起業した事業所数は、廃止事業所数を下回る状況です。

  ※荒川区内での新設は 1,298 事業所、廃止は 1,501 事業所
- 創業に関する支援融資実行件数は、平成 24 年度まで減少傾向にありましたが、創業専用総合窓口や国の認定を受けた荒川区創業支援事業計画に基づき、民間の支援事業者や地域金融機関と連携することにより、近年では増加に転じています。

創業支援融資実行件数

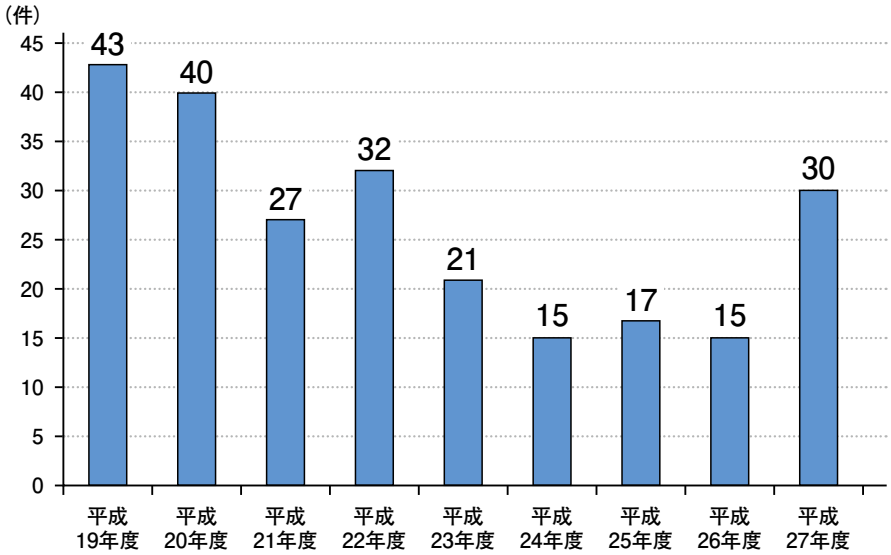

課題

- 創業支援に関する施策情報を、将来有望な潜在的創業希望者に確実に届けるため、より積極的かつ多角的な情報提供を行う必要があります。
- 創業者の持続的な成長を図るため、創業期における限られた経営資源の有効活用や経営基盤の安定化を支援していく必要があります。
- 日暮里繊維街など豊かな地域資源を生かした支援策を構築していく必要があります。

今後の方向性

- 創業支援事業計画の認定支援事業者である、中小企業診断士等の団体や金融機関等との連携を深め、情報提供のチャンネルの多角化を行いながら、意欲的な創業希望者との接触を図り、創業数の増加につなげていきます。
- 創業支援融資の積極的な活用を促進し、意欲的な創業希望者の資金需要に対応します。
- 新たに平成 31 年度に竣工予定の「(仮称) 日暮里地域活性化施設」の中に、デザイン関係等のインキュベーション機能 (※1) を設置するなど、区内の地域資源を最大限活用して創業・起業を支援します。

(※1) インキュベーション機能 … 起業家を育成・支援する機能。

施策 企業経営革新の支援

【主な所管課：経営支援課】

区内企業が安定的な経営を行うため、企業競争力・経営力の強化に向けた新製品・新技術開発や販路拡大が積極的に行われるように支援を図ります。

また、モノづくり企業の熟練技術者等の後継者が持続的に育成され、次世代へ技術を承継できるように支援を図ります。

現状

- 平成25年度荒川区製造業実態調査によると、強化すべき区の施策の第１位は資金の調達支援、続いて、販売の促進策が第２位になっています。
  また、新製品･新技術の開発に関する取り組む意欲については、「積極的である」、「必要に応じて取り組む」という前向きな回答が約４割を占めるものの、実際に開発に取り組んでいる企業は一部となっています。
- 平成25年度荒川区製造業実態調査によると、区内企業経営者の高齢化が進行しており、また、後継者不足から約３分の１の事業者が廃業等を予定している状況です。

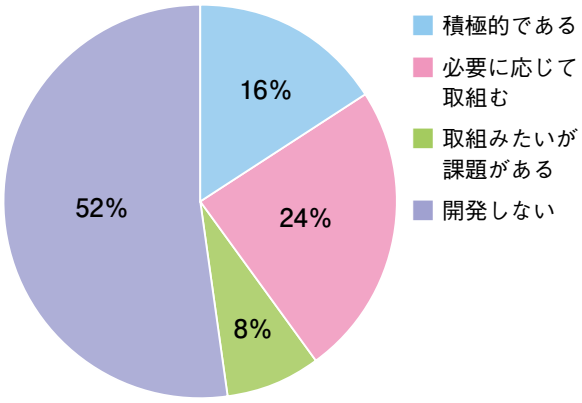

新製品・新技術開発に関する取組意欲について
（平成 25 年度荒川区製造業実態調査）

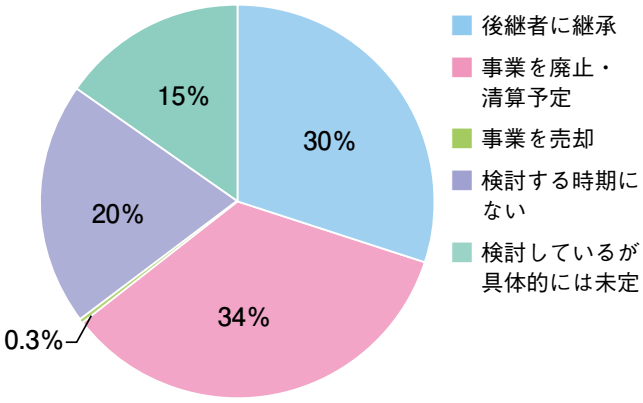

後継者について
（平成 25 年度荒川区製造業実態調査）

課題

- 企業経営者が経営基盤を安定化できるよう、将来を見据え、事業に必要な資金調達、施設の整備や、経営に関する知識やノウハウを修得できるような支援の必要があります。
- 区内企業の収益を向上させ、企業競争力･経営力を強化していくためにも、新製品･新技術の開発や販路拡大などを支援していく必要があります。
- 若者のモノづくりに対する関心の低下もあり、熟練技術者の高度な技術・技能を受け継ぐ後継者が不足していることから、優れた技術・技能を円滑に承継していくための支援の必要があります。

今後の方向性

- 区内企業を取り巻く経済状況を踏まえ、企業経営及び設備投資に必要な資金の調達支援に取り組むとともに、国、都及び関係機関等と連携し、多面的な支援を行います。
- 経営に必要な知識や市場動向等に関する情報を提供するとともに、相談体制を整備することにより、区内企業の経営課題の解決力向上及び経営人材の育成を図ります。
- 区内企業の大規模展示会への共同出展や知的財産戦略支援に取り組むとともに、ＴＡＳＫ（台東、荒川、足立、墨田、葛飾）事業の広域連携により、地域の強みやアイデアを生かした新製品・新技術の開発や販路拡大を図ります。
- 技術・技能が円滑に次世代へ承継していくため、国、都及び関係機関等と連携し、多様な支援を進めるとともに、「モノづくりの街あらかわ」をより丁寧に区民にＰＲし、後継者の確保や技術・技能の承継に関する事業の充実を図ります。

施策 活気あふれる商店街づくり

【主な所管課：産業振興課】

区内商店街で地域住民が日常の買い物をするとともに、商店主等との会話が交わされ人の輪が広がることにより、商店街全体が活性化するよう支援を行います。

現状

- 荒川区商店街連合会加盟会員数は減少傾向にあり、平成 28 年度では、平成 18 年度に比べ約18％減少しています。また、区内の卸売業、小売業、飲食業の事業所数についても、減少傾向にあります。
- 商店街は、区民の日常生活を支える存在であるとともに、地域の人々の交流の場としての役割を担っていますが、商店街の利用減少に伴い、住民と地域コミュニティ、商店街とのふれ合いの機会が減少しつつあります。
- 平成26年度荒川区商業事業者訪問支援事業調査によると、商店街で実施しているイベント等への参加率について、「消極的」、「協力したいが参加できない」と回答した商業者が約 65％となっております。

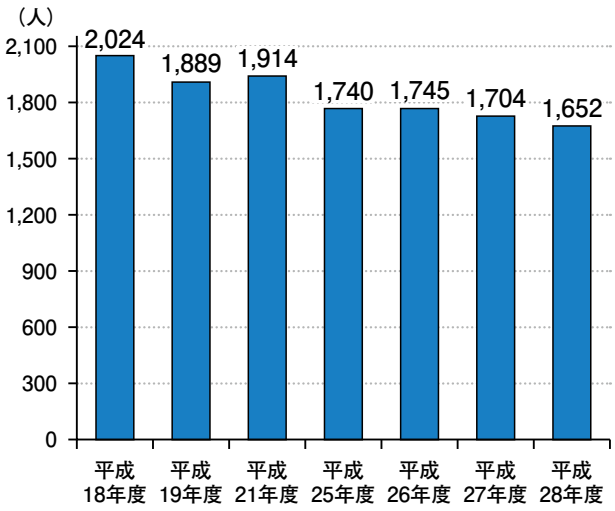

荒川区商店街連合会加盟会員数の推移

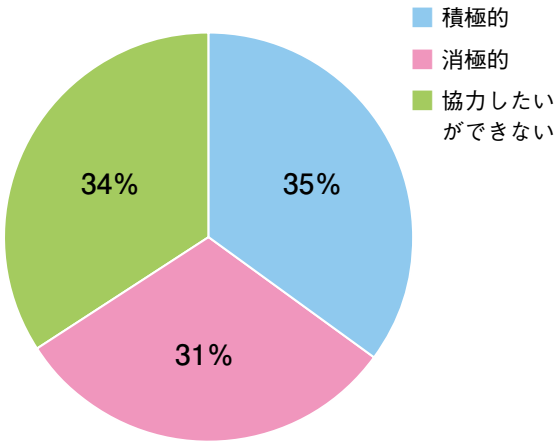

商店街事業参加意向
（平成 26 年度荒川区商業事業者訪問支援事業調査）

課題

- 大型店の増加やインターネット通販の普及等により、商店街での買物が減少傾向にあり、商店街ならではの魅力を強く発信する必要があります。
- 住民と商店街とのつながりが希薄化する中、本来商店街が持っている地域コミュニティの核としての機能を十分に発揮できるよう支援する必要があります。
- 商店街で実施するイベントの減少は、商店街及び地域のにぎわいの低下につながるため、積極的な商店街活動や新たな商店街事業の展開ができるよう支援する必要があります。

今後の方向性

- 商店街が実施するイベント事業への継続的な支援を行うことで、商店街への来訪者を増やし、地域のにぎわいを創出できるよう支援していきます。
- 引き続き、日暮里ファッションショーへの支援を継続するとともに、新たに平成31年度に竣工予定の「(仮称) 日暮里地域活性化施設」などを活用することにより、観光スポットとしても有名な日暮里繊維街の魅力を強く発信し、他地域への来街者を荒川区へ呼び込む流れを構築します。
- 商店街活性化に向けた継続的な支援として、都と連携しながら、商店街の施設整備やイベント事業などのハード面、ソフト面の両方から支援に取り組みます。
- 商店街がコミュニティの核としての機能を更に充実させるために、地域住民を巻き込んだイベントの実施や、ホームページ・ＳＮＳ等を活用した情報発信を積極的に行っていきます。
- 区は、にぎわいコーディネーター・企業相談員(※1)の派遣や各種支援の充実等に取り組むことで、商店街の組織力を強化させ、商店街の活性化につながるよう、きめ細やかなサポートに取り組んでいきます。

（※１）にぎわいコーディネーター・企業相談員 … 中小企業診断士等の資格を有し、商店街振興や地域のイベントの企画・実施の経験を有する専門家が、商店街振興策や個店の経営改善等に関する相談や各種補助制度の案内を行う。

施策 魅力あふれる個店づくり

【主な所管課：産業振興課】

来街者が何度でも訪れたくなる魅力ある店舗を生み出すための支援を充実するとともに、意欲のある個店同士が連携し、技術と知恵を結集させることができる仕組みづくりを支援していきます。

現状

- 平成27年度家計消費状況調査によると、世帯におけるインターネットを通じた商品やサービスの購入金額は、平成26年度は平成14年度に比べ5.2倍に増えています。
- こうした中、区では、これまでに地域に密着した商店街ならではの個店に着目し、その魅力と存在価値を高めるため、「街なか商店塾」、「一店逸品運動」を推進し、こだわりの店の発掘やＰＲを進めてきました。
- 平成26年度荒川区商業事業者訪問支援事業調査によると、他店同業種との交流について、「有り」は約40%、「無し」は約60%という結果となっており、一定の割合は維持していますが、他業種や他地区での連携については、約80%が「無し」と回答しており、新たな関係構築への消極的な姿勢が伺えます。

課題

- 商店街の客足が減少傾向にある中、多くの個店では、顧客との会話を通じて消費者に訴求力を持つという商店街ならではの優位性を生かしきれておらず、その隠れた魅力を引き出すための支援が必要です。
- 個店がノウハウや情報の収集・事業のＰＲ等の取組を単独で行うことは、限界があるため、個店同士が互いに協力し、相乗効果を上げる取組が必要です。

今後の方向性

- 意欲ある個店への継続的な支援として、「街なか商店塾」、「一店逸品運動」を一層推進し、個店の魅力向上に取り組みます。
- 魅力ある個店の発掘を進めるとともに、個店の魅力の一層の向上を図るため、専門的な知識を持ったコーディネーターによるアドバイス、ノウハウの提供等の支援を充実します。あわせて、魅力ある個店を広く周知し来街者の増加を図るため、区内外へのＰＲを積極的に進めます。
- 魅力ある個店同士が、商店街の枠を越えてネットワーク化を進めるとともに、他業種との連携を強化することで、情報交換や相互の支援等を行える機会を充実し、新たなアイデアや取組を創出できるよう支援します。

街なか商店塾

一店逸品発表会

施策 就労・人材確保の支援

【主な所管課：就労支援課】

就労の意欲のある全ての区民が、希望した職に就くことができるよう、一人一人に寄り添った支援を行います。また、区内中小企業における求人活動を支援し、適格な人材確保につなげます。

現状

- 区では平成24年度に就労支援課を設置し、ハローワーク等と連携しながら、これまで国の専管事項とされていた「就労」について積極的に支援を行っています。
- 有効求人倍率など雇用に関する指標は、近年大幅な改善傾向にあります。
- 一方、区は中小企業が多く、区内企業の人材確保は厳しい状況にあります。

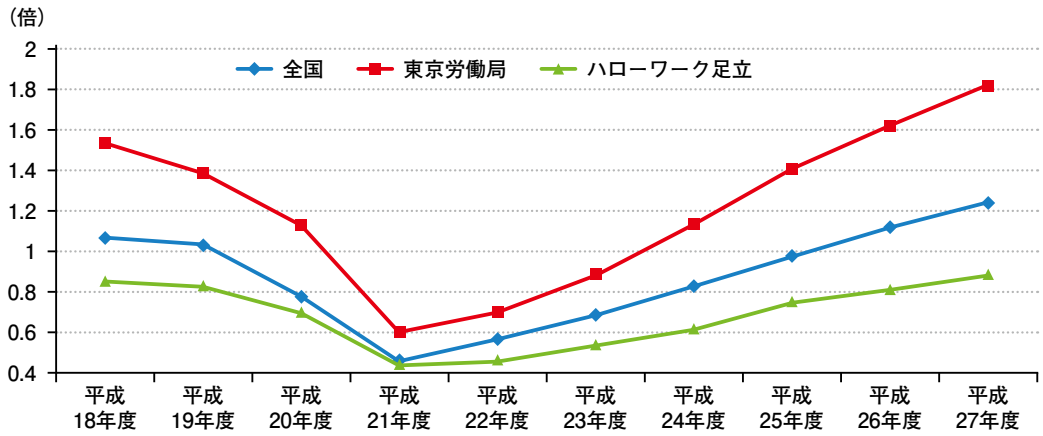

有効求人倍率の推移

課題

- 有効求人倍率等の雇用指標は近年改善傾向が続いていますが、年齢層ごとに個々の課題を抱えているケースがあります。若年層における無業者が一定程度いることや、出産・子育てのために一度離職をした女性は、ブランクも含め再就職が困難であることなどが挙げられます。高齢者については、定年退職後も引続き就労意欲が高い方や、経済的な理由により就労を希望しているケースがあります。
- 企業が持続的に発展していくためには安定した人材の確保が必要です。特に、これまで少人数の社員で経営をしてきた企業等では、求人活動についてのノウハウが乏しく、支援が求められます。

今後の方向性

- 年齢やライフスタイルに応じた就労の希望をかなえるため、個々人の課題にあわせた、きめ細やかな就労支援を行います。
- 働く希望を持った女性を対象に、家庭と仕事を両立する働き方の提案や、子育て中の方の再就職に向けた各種セミナーや相談体制の充実を図ります。また、マザーズハローワークとの連携を一層強化し、子育て女性等の再就職を支援します。
- 働く意欲が乏しい若者や、働きたくても就職活動のノウハウを持たずに就職できない若者及びその保護者を対象に、各種セミナーやアウトリーチ型の訪問支援など相談体制の充実を図ります。また、若者の将来の希望をかなえるため、わかものハローワークとの連携を一層強化し正規雇用としての就職を支援します。
- 高齢者の多様な就労ニーズに応えるとともに、潜在的な労働力の掘り起こしという観点から、定年退職後の高齢者等がこれまでの経験を生かした就労ができるよう各種セミナーの充実を図るとともに、ＪＯＢコーナー町屋と連携し再就職を支援します。
- 区内企業の人材確保という視点からも就労支援に取り組みます。地元の中小企業を中心に、若手人材等の求人ニーズに応えるため、求人活動のアドバイスやコンサルティングを行い、企業見学会や就職面接会を開催し、適格な人材の確保を支援します。

わかもの就労サポートデスク（奥）
子育て女性のおしごと相談デスク（手前）

子育て女性のキャリアアップ講座

施策 消費生活の安全安心の確保

【主な所管課：産業振興課】

消費者トラブルを未然に防ぎ、区民一人一人が安全で安心な消費生活を送ることができるような支援を推進します。

現状

- 平成27年度に寄せられた消費生活に関する相談件数は1,258件となっています。中でも、70歳以上の相談は、平成19年度が126件だったのに比べ、平成27年度は259件と約２倍となっています。
- 荒川区は、高齢者のいる世帯の半分近くが一人暮らしです。高齢者の独居化により、周囲の目が届きにくく、相談がしにくい等、消費者被害の発見が遅れて深刻化する場合もみられます。また、悪質商法の手口は手の込んだものとなっており、消費者が騙されたことに気付かないような巧妙なものが増加しています。
- 消費者相談全体の中で、電子商取引等の利用が飛躍的に拡大していることに伴い、インターネットでの架空請求などのインターネット通信サービスに関する相談が増え、相談全体の４分の１を占めています。

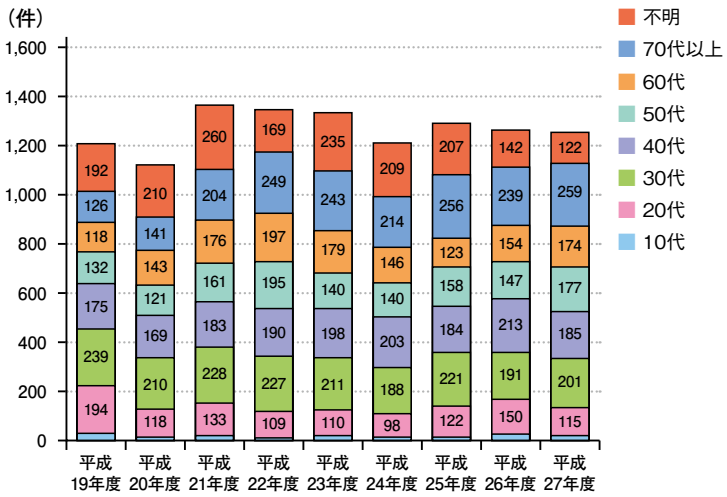

年齢別相談件数の推移

相談の多かった上位５位の内容（相談全件数 1,258 件）

順位	主な相談内容	件数
1	アダルト情報サイト・オンラインゲーム等	231
2	フリーローン・サラ金による多重債務等	92
3	賃貸アパート退去時のトラブル等	82
4	広告代理や商品回収等サービスの相談	60
5	インターネット通信サービス（光回線の契約等）	52

平成 27 年度上位５位相談内容

課題

- 寄せられた相談では、誰にも相談せず、なかなか気付かれなかった結果、消費者被害が拡大しているケースが多いため、初期段階で迅速かつ適切な対応による被害の拡大防止につながるような仕組みを作る必要があります。
- 高齢者や社会経験が乏しい若者を狙った悪質商法が次々に新しい手口で現れ、巧妙化が進んでいます。手口の最新情報が十分に行きわたる前に、被害が拡大しており対策が必要です。
- 通信手段の大幅な進歩により、インターネット通販などのインターネット取引に伴うトラブルや、ＳＮＳをきっかけとして消費者被害に遭う事例がみられます。消費者被害を未然に防ぐには、区民一人一人が正しい知識を身に着ける必要があります。

今後の方向性

- 国民生活センターや都などの関係機関と連携を図り、相談体制を強化するとともに、最新の事例とその対策の情報収集に努めます。
- 区報による啓発記事などにより、消費生活に関する知識を定期的に情報発信します。また、消費者被害防止のための情報を、情報が届きにくい一人暮らし高齢者等にも幅広く提供するため、周知の方法を工夫し、高齢者のみまもり配食サービスで啓発チラシを配布するなど、地域団体、事業者等と協働し、地域の見守り強化を図ります。
- 消費生活に関わる問題意識の向上を図るため、インターネット・ＳＮＳ等を利用した新たな手口の周知も含め消費者教育を効果的に行い、消費者講座の内容や実施方法について、より一層の工夫を行います。

政策 06 人が集う魅力あるまちの形成

- 観光資源の発掘とにぎわいの創出
- 受入体制の充実と観光情報の発信

囲みは、重点施策

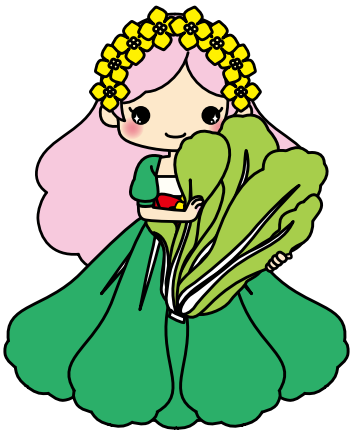

みかわしまーな

政策の方向性

- 地域や産業の活性化を図るため、新たな観光資源の発掘、形成などにより、観光振興を推進していきます。
- 都電荒川線や隅田川、あらかわ遊園などの区内の観光資源、歴史文化資源を有機的に結び付け、回遊性を高める取組を進めていきます。
- 区内外へ積極的な観光情報の発信を進めるとともに、近隣区と連携した観光ルートづくり等により、観光客が荒川区を訪れ楽しめるような環境の整備を進めていきます。

観光案内所

芭蕉像

ラッピング都電

施策 観光資源の発掘とにぎわいの創出

【主な所管課：観光振興課】

荒川区の各地域で培われてきた固有の歴史、伝統、文化、産業や下町の人情などの区の魅力を観光資源として活用するとともに、新たな観光資源の発掘に積極的に取り組みます。

また、区や地域の団体等が開催する集客力の高い魅力あるイベントにより、区内外から多くの人が訪れるきっかけ作りを進め、にぎわいを創出します。

現状

- あらかわ遊園や都電とバラ、日本の伝統的な工芸技術や卓越した技能を持つ職人によるモノづくり、隅田川の水辺空間、奥の細道サミットを契機とした「俳句のまち」宣言など、地域資源を新たな観光資源として効果的に活用しています。
- 区では、それぞれの地域の方々と連携を図り、様々な観光イベントを開催しており、これまでイベント内容の充実、回数の増加など、質、量共に拡充を図ってきました。前期基本計画を策定した平成 18 年と比べ、観光イベントの来場者数は着実に増加しています。

観光イベント来場者数の推移

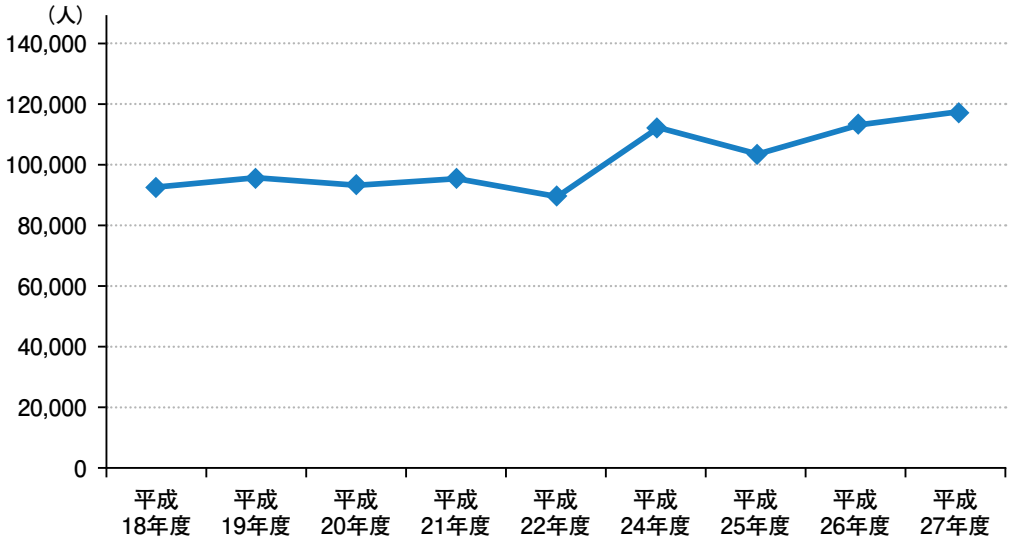

※ 23 年度は、東日本大震災の発災により川の手荒川まつりを中止

課題

- 荒川区を訪れる人を更に増やしていくためには、新たな観光資源となるような“場所”、“もの”等の発掘・育成と併せて、より魅力的なイベント等を実施していく必要があります。
- そのためには、区が主体となった観光振興に加え、区民や区内事業者の観光に対する自主的な取組意欲を高めるとともに、他の自治体との広域的な連携を進め、観光振興を図ることが求められます。

今後の方向性

- 荒川区の歴史、伝統、文化遺産やあらかわ遊園、都電とバラ、モノづくりといった既存の観光資源の更なる活用に加え、新たな観光資源の発掘に積極的に取り組みます。さらに、それらを「荒川ブランド」として育成し、観光資源の魅力向上とにぎわい創出による産業振興を図ります。
- より多くの方に荒川区を訪れていただく機会を増やすため、地域資源を活用した魅力ある観光イベントの充実に努めます。また、区内事業者による観光客誘客のための取組に対して支援を行います。
- さらに、観光資源の活用、観光イベントの実施に当たっては、近隣区とも連携を図ることで相乗効果を高めます。特別区全国連携プロジェクト等も活用し、訪れる機会の更なる拡大を図るとともに、他の自治体とＷｉｎ－Ｗｉｎの関係を構築します。

川の手荒川まつり

水辺フェスタ

モノづくり見学・体験スポット

施策 受入体制の充実と観光情報の発信

【主な所管課：観光振興課】

国内外から荒川区を訪れる観光客の受入体制を充実させるとともに、広く荒川区の魅力を発信し区のイメージアップと知名度向上を図ります。

現状

- 観光ボランティアガイドの活動実績は事業開始当初と比べ増加しています。
- 観光ＰＲ協力所やまちあるきマップの発行部数は、年々増加しています。
- 平成28年度に日暮里観光案内所等を設置し、旅行客等への観光案内と併せて、区の観光情報の発信に努めています。

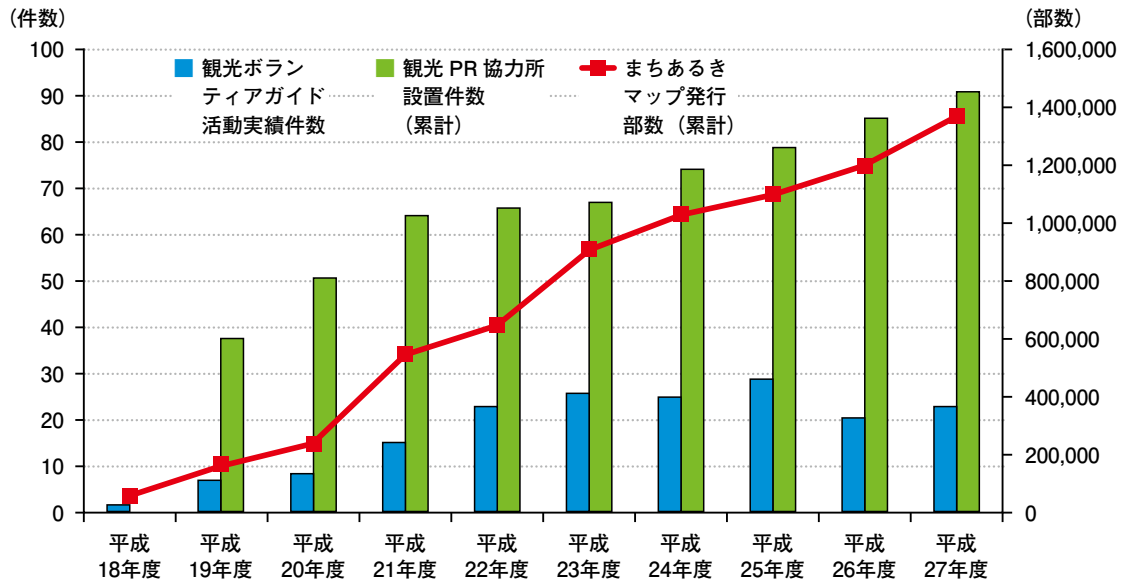

観光ボランティアガイド活動実績件数、
観光 PR 協力所設置件数、まちあるきマップ発行部数の推移

課題

- 区では観光ボランティアガイドの活動促進や観光案内所の設置など、受入体制の充実を図ってきました。今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその後の展開を見据え、外国人観光客を含めた受入環境の整備が求められます。

- 観光ＰＲ協力所やまちあるきマップの発行部数は年々増加していますが、これまでは、区内向けの情報発信が中心となっていました。今後は、区民をはじめ、これまで荒川区を訪れる機会のなかった人たちに対しても、積極的に区の魅力を発信していく必要があります。

今後の方向性

- 荒川区を訪れた人が安心して快適に過ごすことができ、「また訪れたいまち」と思えるように、受入体制の充実を図ります。荒川区を熟知した観光ボランティアガイドによる「まちあるきツアー」では、更に魅力的なコースを考案するなど、魅力向上を図ります。また、観光案内所等を受入の拠点として、区内関係機関や関係団体、交通事業者等と連携し、質の高いサービスを旅行者に提供します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、今後国外からの旅行者の増加が見込まれることから、外国語に対応した観光案内、ユニバーサルデザインによる案内標識の整備など、外国人観光客を「おもてなし」する体制を整備します。
- 「多くの人が荒川区を知っている」という状態を目指し、区のイメージアップと知名度向上を図ります。
  引き続き、観光ＰＲ協力所の拡大を進めるほか、外国語版観光パンフレットの作成等、日本を訪れる観光客にとって、より魅力的なサービスの提供に努めます。
- 区の魅力を広く発信するため、国内外に向けた多様な情報発信手段の検討・活用を進めます。

まちあるきの様子（南千住地区）

観光パンフレット

Ⅳ 環境先進都市

地球環境を守るため、内外から注目される先進的な地球温暖化・ヒートアイランド対策を、地域ぐるみで積極的に推進するまちを目指します。また、隅田川や公園など、水と緑に恵まれた良好な居住環境や美しい街並みを大切にした景観の形成に配慮したまちを目指します。

政策07

地球環境を守るまちの実現

政策08

良好で快適な生活環境の形成

環境分野の GAH 指標の実感度

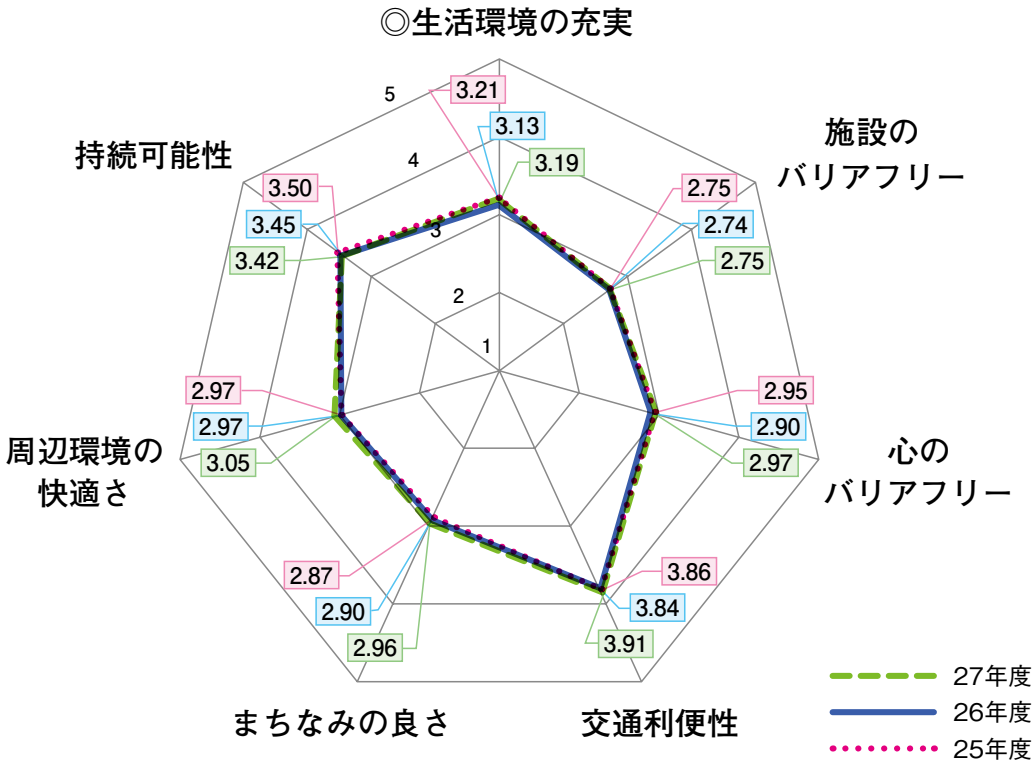

「環境分野」の指標は、総じて実感度が高い傾向にあります。

「持続可能性」の指標については、3.5 程度で推移しており、比較的実感度が高くなっていると言えますが、年代別に見てみると、若い人ほど実感度が低い傾向にあることが分かりました。

こうしたことから、環境配慮活動について、若い世代の意識の醸成等、より一層の取組を推進していくことが重要です。

また、「まちなみの良さ」等、一部実感度が低い傾向の指標もあることから、誰もが利用しやすい施設の整備や、景観に配慮した快適な生活環境づくりを進めていくことが必要です。

政策 07 地球環境を守るまちの実現

- 温暖化対策の推進
- 資源循環型社会の形成
- ごみの適正処理の推進

囲みは、重点施策

あらかわリサイクルセンター

圧縮後のペットボトル

打ち水の様子

資源回収

政策の方向性

- 地域のコミュニティを生かした、様々な地球温暖化・ヒートアイランド対策を荒川区から発信し、地球環境対策をリードしていきます。
- 区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。
- 環境ビジネスの視点から、再生可能なエネルギーや資源の活用など新たな環境保全の取組を支援していきます。
- 区民の環境に対する意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちへの環境教育を推進していきます。
- 屋上や壁面など、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、地域に花や緑を増やす取組を進めていきます。

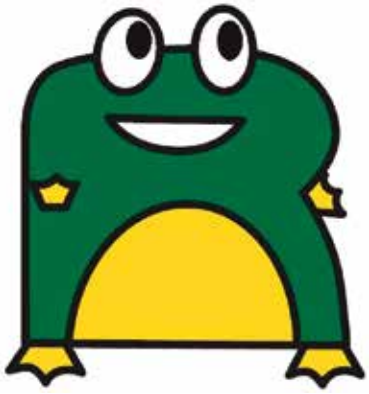

荒川区リサイクルキャラクター「りっくる」

施策 温暖化対策の推進

【主な所管課：環境課】

パリ協定（ＣＯＰ２１）を踏まえて策定された国の『地球温暖化対策計画』や『東京都長期ビジョン』で定めるエネルギー消費量・CO_2排出量の削減目標に基づき、区民・事業者・区が一体となってCO_2排出量が少ない社会の実現を目指します。

現状

- 現行計画で定めた区全体のエネルギー消費量の削減目標は、平成 32 年度までに平成 12 年度比で 30％削減することとしています。平成 25 年度の削減率は約 23.9％となっており、削減率は年々上昇しています。
- また、区全体のCO_2排出量の削減目標は、平成32年度までに平成12年度比で 25％の削減を目指しています。平成 19 年度から減少を続けてきましたが、平成 23 年度以降は東日本大震災を契機に増加に転じており、平成25年度のCO_2排出量は平成12年度比で約 29.7％増加している状況です。
- ＣＯ$_2$排出量を部門別にみると、家庭部門のCO_2排出量の割合が最も多く、排出量も増加傾向にあります。
- 業務部門、運輸部門、産業部門等（以下「事業所」という。）のCO_2排出量は減少していますが、従業員数が少なく、小規模な事業者になるほど削減目標の設定等を行っていない傾向にあります。

荒川区のエネルギー消費量及びCO_2排出量の推移

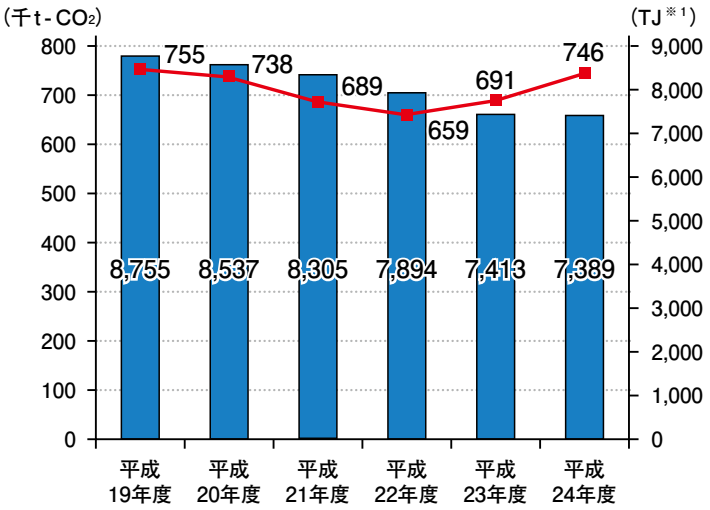

荒川区の部門別CO_2排出量

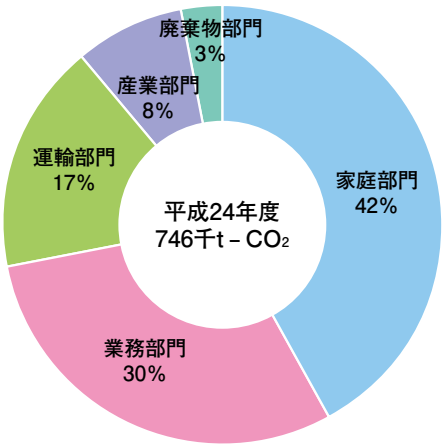

課題

- 家庭部門から排出される CO_2 の内訳をみると、照明や家電製品、給湯、冷暖房等の日常利用で発生する CO_2 が大半を占めており、区民の省エネルギー行動への意識啓発が求められます。
- 事業所に対するアンケート調査の結果によると、省エネルギーや CO_2 排出量の削減を進める上での課題として「コストの問題」という回答を最も多く挙げており47％を占めています。また、「ノウハウがない」という回答も26％あり、各種助成制度の充実を図るとともに、正しい知識の普及啓発を図る必要があります。
- 平成12年度から区全体のエネルギー消費量は減少傾向にあるにもかかわらず、CO_2 排出量は平成23年度以降増加しているため、更なる CO_2 削減対策として次世代エネルギーの導入を促進する必要があります。

今後の方向性

- 各家庭での省エネルギー行動の周知を強化することで日常的な省エネルギー行動の実践に加え、再生可能エネルギーの機器の導入を促進し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を図ります。
- 事業所における再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入など、エネルギー合理化につながる計画的な設備投資の支援を行うことに加え、省エネルギー診断等による適切な運転方法の見直しを実施できるように啓発を行い、より削減効果の高い省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を促進します。
- さらに、区全体のエネルギー消費量、CO_2 排出量の継続的な削減に取り組むため、区民、事業者、区、低炭素地域づくり協議会（※2）、他自治体が一体となって連携と協働により、家庭や事業所に対する普及啓発を積極的に進めていきます。
- 加えて、CO_2 排出量の軽減への次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーについて、区が率先して活用を進めるとともに、普及促進に向けて積極的に取り組んでいきます。

（※1）TJ（テラジュール）… テラは10の12乗、ジュールは熱量の単位。

（※2）低炭素地域づくり協議会 … 区民・事業者・区が協働することにより、低炭素社会を実現することを目的とした協議会

施策 資源循環型社会の形成

【主な所管課：清掃リサイクル課】

区民・事業者・区がそれぞれの立場で協力し、ごみの減量や資源回収量の拡大など、地域に深く根差した３Ｒ「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」活動を進め、質の高い循環型社会の実現を目指します。

現状

- 人口増加が続く中、総ごみ量全体については、減少傾向で推移しています。平成20年度以降は、可燃ごみ・不燃ごみ・持込ごみは減少傾向にあり、粗大ごみはやや増加しています。
- 家庭から排出される可燃ごみの組成状況は厨芥類ごみ（生ごみ）が52.4％を占めている一方、資源として回収できる紙類が8.7％含まれています。また、不燃ごみでは、資源回収品目となっているびん類が10.2％、缶類が3.4％含まれています。
- 区は、町会・自治会による地域活動が活発に行われており、この地域特性を生かして、全国に先駆けて資源の行政回収を停止し、集団回収による資源回収システム「あらかわ方式」を確立する等、リサイクル先進自治体としての取組を行ってきました。
- さらに古布やスプレー缶など、これまで廃棄されてきたものを新たに資源化するなど、ごみの減量に取り組んでいます。

総ごみ量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・持込ごみ）の推移

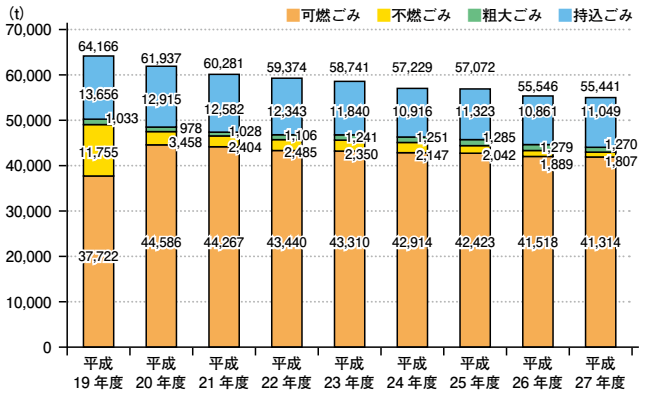

家庭から排出される可燃ごみの組成割合

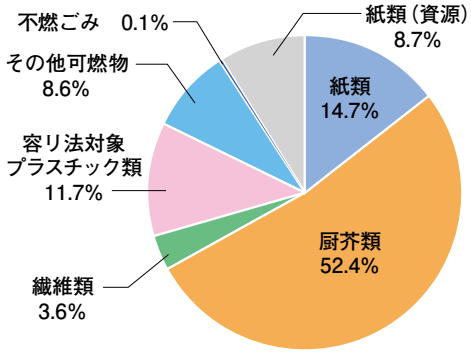

出典：平成26年度ごみ排出原単位等実態調査報告書

課題

- 今後、更なる総ごみ量を削減するために、３Ｒの中でも特に効果の高いごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を重点的に取り組む必要があります。
- 家庭から排出される可燃ごみの約半数を占める厨芥ごみには、調理くずのほか、食べ残しや手つかずの食品（食品ロス（※1））が多く含まれており、厨芥ごみの減量のためには、水切りの励行とともに食品ロスの削減の取組を推進する必要があります。
- 可燃ごみの中には紙類が、不燃ごみや粗大ごみの中には金属類が多く含まれており、これらは再資源化（リサイクル）できるため、区民、事業者に資源回収の重要性を十分に説明し、これらを資源化していく必要があります。
- 集団回収等の担い手が高齢化とともに退いてしまうため、若い世代の担い手を育てることが必要です。

今後の方向性

- 区民や事業者がごみを可能な限り発生させない生活習慣を定着させるため、ごみの発生抑制対策について、区報やホームページでの周知に加え、出前講座やイベントへのブース出展などの普及啓発活動を重点的に行います。
- 食品ロスの削減や厨芥ごみの減量に配慮した行動が取れるように保育園・幼稚園、学校等と連携し、幼少期から意識付けを行っていくとともに、子どもをとおして家庭への浸透を図り、家庭でのごみ減量のための発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組を一層推進します。
- 新たなリサイクル技術の活用及びリサイクル方法の開拓により、リサイクル品目を拡大するとともに、「あらかわリサイクルセンター」をリサイクル活動の拠点施設としての機能を充実していきます。
- 若い世代の集団回収等の担い手を育成するために、子どもの頃からの環境教育を一層推進するとともに、「あらかわリサイクルセンター」を普及啓発や人材育成の拠点施設として充実していきます。

（※１）食品ロス … 賞味期限切れや食べ残しなどで、食べられるのに捨てられてしまう食べ物。

政策 08 良好で快適な生活環境の形成

- **緑とうるおい豊かな生活環境づくり**
- 快適な居住環境の形成
- 快適な生活道路の整備
- まちの美化の推進
- バリアフリーの推進【再掲】

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 都心に近接した立地と交通の利便性を生かしつつ、身近な居住環境の整備を図り、住みやすく働きやすい快適な街を形成していきます。
- 下町の風情を残した街並みを生かして、開発と調和の取れた魅力ある景観づくりを推進していきます。
- 公園等の整備や電線類の地中化など、環境に配慮した清潔で美しい街づくりを推進していきます。

都電とバラ

施策 緑とうるおい豊かな生活環境づくり

【主な所管課：道路公園課】

緑あふれ、潤いと安らぎの場である公園を区民に提供し、誰もが快適と感じる生活環境をつくります。また、街なかにも緑のあるオープンスペースを確保することにより、街の防災性を向上させ、区民の生命財産を守ります。

現状

- 『荒川区花と緑の基本計画』に基づき、公園等面積 55.2ha を目指し、平成18年度には 41.6ha であった公園等の面積を着実に増加させ、平成 27 年度には 42.9ha となっています。
- 都電荒川線の沿線をバラで包み込み、美しい景観の創出や区民の心に潤いや安らぎを提供するため、バラの植栽数の増加に取り組んでおり、平成18年度の12,600株から、平成 27 年度には 13,440 株に増やしました。
- 区内に花と緑の空間を創出していくために、区民が主体となる花壇づくりを支援し、街の環境美化と区民のコミュニティの醸成を図っています。その結果、平成18年度の 13 か所から、平成 27 年度には約 7 倍の 90 か所まで街なか花壇が増えています。

課題

- 『荒川区花と緑の基本計画』で目標に掲げている、公園等面積を確保するためには、引き続き、公園等を整備する必要があります。
- 都電沿線バラの植栽数を増やすとともに、バラを区民とともに育てていくため、その担い手である「荒川バラの会」の活動をより一層充実させる必要があります。
- 「街なか花壇」は地域偏在があるため、花壇数や協力者の少ない地域には、更なる協力を呼び掛けるとともに、各団体、ボランティアの高齢化が目立ってきたため、若い世代もボランティアに参加してもらう必要があります。

今後の方向性

- 公園等面積の整備目標の達成に向けて、都市計画公園の整備を着実に実施するとともに、防災や防犯の観点を持って、地域バランスを考慮しつつ、今後更なる用地の確保に努めます。
- 都電沿線の公園等で積極的にバラを植栽するとともに、「荒川バラの会」の活動と併せ、都電沿線を区の「みどりの軸」「景観軸」として更に発展させます。さらに緑化推進のシンボルとしてＰＲするとともに、区の観光資源や商店街の振興策としても活用を図っていきます。
- 「あらかわ園芸名人」と「街なか花壇」、「荒川バラの会」の活動を連動させるとともに、町会等との連携も図り、若い世代によるボランティア活動への参加を促し、活性化を図っていきます。また、防災スポットの整備に併せて「街なか花壇」の設置を検討するなど、防災性の向上とともに身近な緑の増加に努めていきます。

荒川バラの会活動

街なか花壇

V

文化創造都市

伝統文化の継承と新しい文化の創造とが調和している多彩なまちを目指します。また、あらかわのまちに息づく連帯感や助け合いの心、下町らしい人情味あふれるコミュニティを最大限に生かして、地域の連携と協働が活発に行われるまちを目指します。

政策09

伝統文化の継承と都市間交流の推進

政策 10

活気ある地域コミュニティの形成

文化分野の GAH 指標の実感度

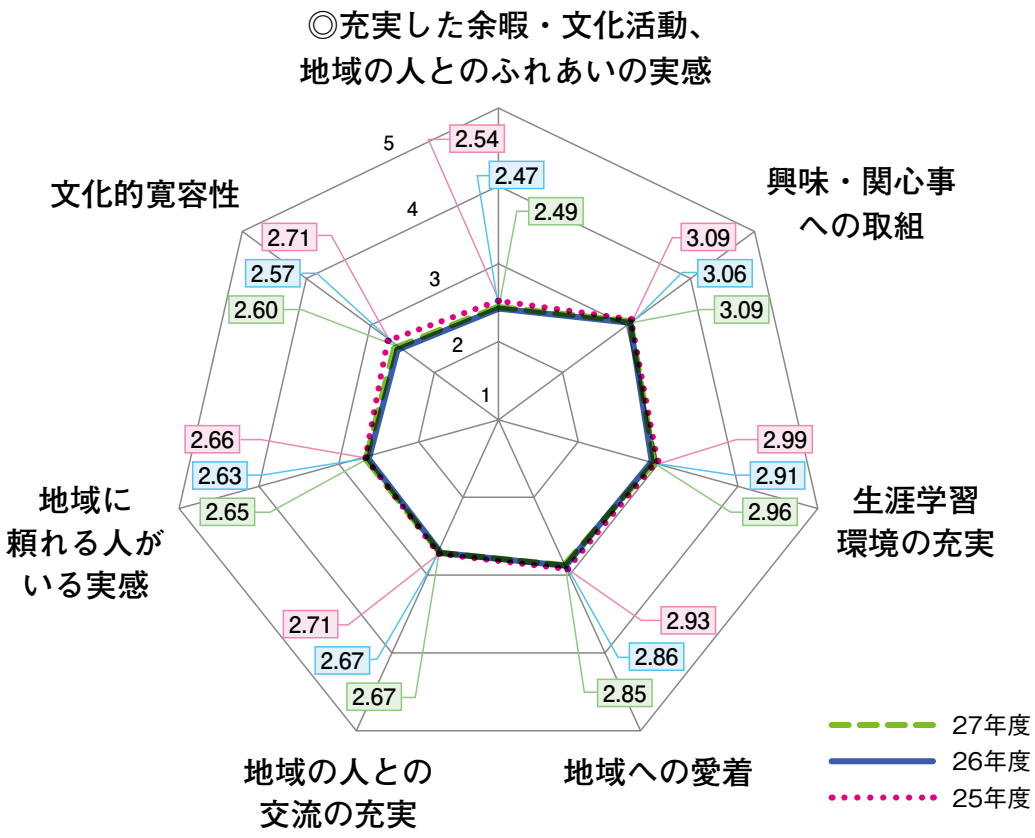

「文化分野」の指標では、「充実した余暇・文化活動、地域の人とのふれあいの実感」が低くなっています。

これまでの幸福度に関する研究から、「地域の人との交流の充実」や「地域に頼れる人がいる実感」といった、地域とのつながりに関する指標の実感度が高い人ほど「幸福実感」が高い傾向にあることが分かっています。

こうした結果から、文化活動、生涯学習活動、町会活動等を積極的に支援し、地域のつながりを更に深め、地域全体の幸福実感を高めていく必要があります。

政策 09 伝統文化の継承と都市間交流の推進

- ■芸術文化の振興
- ■国内・海外都市との交流の推進
- ■伝統的文化の保存と継承

囲みは、重点施策

特別区全国連携プロジェクト

政策の方向性

- 区民が芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、地域の文化資源の発掘と積極的な情報発信を進めていきます。
- 都市間交流など、国内外の交流を活発に進め、郷土や地域文化に対する誇りと愛情を深めるとともに、異文化に対する理解を促進していきます。
- 先人たちが創り育んできた伝統工芸や伝統文化の保存や継承に努めるとともに、新たな文化の創造を図り、伝統と革新とが調和した文化振興を推進していきます。

荒川区長賞受賞作品

荒川区俳句のまち宣言

伝統工芸技術保持者

施策 芸術文化の振興

【主な所管課：文化交流推進課】

区民の芸術文化活動を支援し、区の地域特性や特色等を生かした芸術文化を区内外に発信するとともに、優れた芸術文化に触れる機会を増やすことを通じて、区における芸術文化の振興を図ります。

現状

- 区と荒川区文化団体連盟（加盟 21 団体）は、荒川区文化祭を共催で実施しています。平成 28 年に第 65 回目の文化祭を開催しました。
- 平成20年12月、区は東京藝術大学と「芸術・文化振興のための連携に係る合意書」を締結し、乳幼児期における芸術教育の研究や、卒業・修了制作作品への荒川区長賞の授与と同作品の区内設置など、区民がより身近なところで芸術に触れる機会を提供しています。また、東京藝術大学卒業生グループと小学生等の協働による壁画製作も継続して実施しています。
- 平成 24 年 4 月に公益法人となった荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）は、「荒川区芸術文化振興プラン」に基づき、区と連携しながらコンサートや絵画、写真、彫刻等の展覧会、文化活動への支援などを行い、区における芸術文化の更なる充実を図っています。
- 平成27年３月には区の歴史的・地域的な特性を踏まえて「荒川区俳句のまち宣言」を行い、区が俳句のまちであることを区内外に向け強く発信するとともに、子どもから大人まで俳句文化の裾野を広げる取組を推進しています。
- 平成28年4月には、子どもの芸術文化活動を中心とした未来への投資や、区の芸術文化の裾野を広げ、国内外へ発信する文化プログラム等をより積極的に展開するため「芸術文化振興基金」を創設しました。

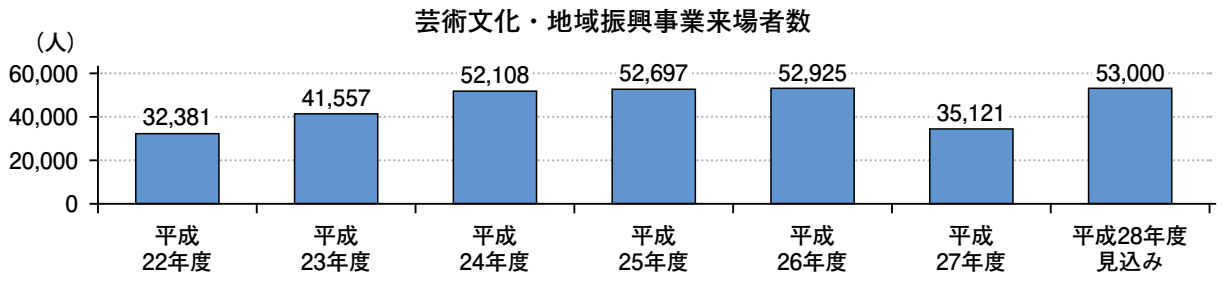

※平成 27 年度は、サンパール荒川が大規模改修により事業実施が無かったため、減少

課題

- 区内の芸術文化団体等では構成員の高齢化等が進み、活動の縮小や休止を余儀なくされる団体もあることから、芸術文化活動の活性化のため、より多くの区民や若者等の参加を促す支援を行う必要があります。
- ＡＣＣの芸術文化事業や東京藝術大学との連携事業など、区民に定着し、地域に根付いた取組も多い一方、より多くの区民が芸術文化に触れる機会を増やすためには、様々な角度から工夫を凝らし、芸術文化振興事業を展開する新たな活動の場や発表の場の提供が必要です。
- 区ならではの特色として「俳句のまちあらかわ」をより一層浸透させ、俳句文化の裾野を広げるためには、小中学生を中心とした俳句事業や効果的なＰＲを区内外に向けて行う必要があります。
- 芸術文化振興基金については、将来を見据えた活用方法や基金が枯渇しない方策等を検討する必要があります。

今後の方向性

- 荒川区文化祭や各芸術文化団体等の活動などについて、若い世代をはじめ広く区民に周知するため、ＳＮＳなどを活用し積極的にＰＲし、文化団体の活動を活性化させます。
- ゆいの森あらかわを活用したワークショップの開催など、区民参加型の芸術文化振興事業の充実を図るとともに、ＡＣＣや東京藝術大学等との切れ目のない連携により、質の高い芸術文化に触れる機会を提供します。
- 「俳句のまちあらかわ」の区内外への更なるＰＲに努めるとともに、既存事業の充実や新規事業の展開により豊かな俳句の心を未来に伝え、俳句文化の息づくまちの実現を目指します。
- 将来にわたる区の芸術文化の更なる発展を目指し、積極的に基金の活用を図るとともに、継続的な基金運用を行うことで、未来を担う子どもたちが良質な芸術文化に触れ、芸術文化に親しむ機会を提供します。

施策 国内・海外都市との交流の推進

【主な所管課：文化交流推進課、総務企画課、防災課、観光振興課】

全国各地域の自治体と幅広い交流を進め、より豊かな区民生活の実現を目指すとともに、相互の都市の活性化を図ります。

海外都市との国際的な交流を深め、多文化が共生する魅力あるまちを目指します。

現状

- 区では、様々な縁や結び付きを契機として幅広い都市間交流を行っています。

国内交流都市	29 自治体
川の手荒川まつりへの参加	26 自治体
災害時相互応援協定	16 自治体
特別区全国連携プロジェクト（※１）	202 自治体
幸せリーグ（※２）	99 自治体

※特別区全国連携プロジェクトの登録自治体数は、荒川区のみでなく特別区全体のものである。

- 海外都市とも、高校生相互派遣や日暮里ファッションショー、スポーツ大会の開催等、文化・スポーツ・教育など様々な面で交流を行っています。
- 現在もオーストリア共和国ウィーン市ドナウシュタット区、韓国済州市、中国大連市中山区の３都市と交流を行っています。

課題

- 国内交流都市、特別区全国連携プロジェクトや幸せリーグ等を通じて、全国各地域の自治体との交流が増えてきた中で、双方の都市にとって有益な交流を更に実施する必要があります。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、海外からの旅行者等の増加が見込まれることから、日本人と外国人の相互理解を深めるとともに、区全体でおもてなしを実現するため、様々な分野における国際交流を拡大する必要があります。

今後の方向性

- 区民が主体となった他自治体との交流を積極的に支援します。生活環境や地域文化の異なる地域との交流を深めることによって、我がまちへの愛着と誇りを醸成するとともに、豊かな自然と触れ合う場など様々な体験をする機会を提供し、豊かな区民生活の実現を図ります。
- 「特別区全国連携プロジェクト」における全国各地域とのつながりを活用し、区内でのイベント開催や地域住民相互の交流等を通じて、全国各地域と区内双方の産業振興や観光振興、地域の活性化等を推進します。
- 「幸せリーグ」における自治体職員同士の交流を促進し、共通する行政課題についての情報交換や先進事例を取り入れることにより、新たな施策の立案につなげ、区民サービスの一層の向上を図ります。
- 友好都市や幸せリーグ加入自治体等と災害時相互応援協定を締結し、物資の提供にとどまらず、人の応援、被災者の受入など、様々な助け合いの関係を構築します。
- 区内のスポーツ団体、文化団体等が、イベント等を契機に他の自治体を訪問・交流することを通じて、それぞれの分野での技能や質の向上、団体や団体活動等の活性化を図ります。
- 海外都市との交流を促進することによって、海外都市に対する区民の関心を高め、相互理解を深めるとともに、外国人との多文化共生意識を育み、世界に開かれた街としての荒川区の魅力や活力を、より一層高めます。

（※１）特別区全国連携プロジェクト … 全国の各地域と産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につなげるための取組として、特別区長会が実施している。
（※２）幸せリーグ … 正式名称は、「住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合」。自治体同士が相互に学び合い、高め合うことを通じて、真に住民本位の自治体運営を実現し、誰もが幸福を実感できる地域社会を築いていくことを目的とした基礎自治体の連合体。（平成25年6月設立、平成29年3月現在 99 自治体が加入）

施策 伝統的文化の保存と継承

【主な所管課：生涯学習課】

区に伝わる有形・無形の文化財を、区民全体の財産として保存・継承するとともに、そのすばらしさを広く内外に周知し、未来へと伝えます。

現状

- 区では条例に基づき文化財の登録・指定を行い、文化財の保護に努めています。区の文化財の特徴としては、江戸以来の伝統的な技術である無形文化財・伝統工芸が挙げられ、平成 28 年度現在、18 人の指定無形文化財（工芸技術）の保持者がいます。
- 「荒川ふるさと文化館」では、区の歴史や民俗資料、文化財を紹介する企画展を定期的に実施しています。
- また、子どもたちに伝統文化のすばらしさを伝えるため、伝統工芸技術を体験できる「あらかわ職人道場」や、伝統工芸技術保持者を学校に派遣し、技術の実演・解説・体験学習等を行う「学校職人教室」を実施しています。
- 区の伝統工芸技術を披露する「あらかわの伝統技術展」は、単一自治体が実施する伝統技術展としては日本最大規模であり、入場者は年々増加しています。
- 継承者育成を目的として、研修手当や指導料を助成する「伝統工芸技術継承者育成支援事業（荒川の匠育成事業）」を実施しています。

課題

- 区の伝統文化のすばらしさを広く浸透させ、未来に引き継ぐためには、様々な場面を通じて、その魅力に直接触れる機会を子どもたちに提供することが重要です。
- 伝統工芸技術の修得には長い年月を要することから、伝統工芸技術者自身のたゆまぬ技術の向上・研鑽と併せ、長期間にわたり後継者を育成するための支援が必要です。
- 確かな技術に基づいた質の高い伝統工芸品の良さを多くの人に知ってもらい、また、多くの人の手に行きわたるよう、区として更なる周知を行う必要があります。

今後の方向性

- 次代を担う子どもたちをはじめ、区に住む人々が伝統文化に対する理解を深め、区の文化財等を通じて郷土への愛着と誇りを持つことができるよう、「荒川ふるさと文化館」の収蔵資料や常設展・企画展の更なる充実を図るなどにより、伝統文化のすばらしさを区内外に積極的にＰＲします。
- 伝統工芸技術を未来に継承するため、伝統工芸に興味・関心があり、職人となる希望を持つ若者に対して、見習いとしての現地実習から本格的な修業に至るまで、ステップに合わせたサポートにより支援を継続して行います。
- 荒川ふるさと文化館に設置する「(仮称) 伝統工芸ギャラリー」等において、伝統工芸技術の実演や体験、伝統工芸品を展示・販売を行う機会を設けるなど、荒川区の伝統工芸の魅力を広く発信するとともに、伝統工芸品の販路拡大の支援を行います。

区指定有形文化財・木造二天王立像

職人教室

政策 10 活気ある地域コミュニティの形成

- ■地域活動の支援と人材育成
- ■地域文化とコミュニティの拠点づくり
- ■「読書のまちづくり」の推進
- ■スポーツの推進
- ■青少年健全育成運動への支援
- ■人権・平和の普及啓発

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 町会や自治会などの自主的な活動を支援するとともに、ボランティア活動に対する普及啓発を進め、地域コミュニティの機能を更に高める取組を進めていきます。
- 新しく区民となられた方々が円滑にコミュニティへ参加できるよう支援し、地域社会の活性化を図っていきます。
- 活気に満ち溢れた地域コミュニティ形成のため、地域に親しまれた図書館の運営やスポーツ活動を通じ、地域における交流を促進します。

盆踊り大会

餅つき大会

障がい者スポーツフェスティバル

施策 地域活動の支援と人材育成

【主な所管課：区民課、地域振興課、生涯学習課、総務企画課】

あらゆる世代の区民があたたかい地域づくりを目指して楽しく集い、区民と行政が一体となって相互交流を促進し、次代の地域活動の担い手となる人材を発掘・育成します。

現状

- 荒川区では、多くの世帯が町会に加入しており、概ね60％の加入率で推移しています。一方で、世論調査の結果によると「地域活動・行事に参加していない」割合は52.4％となっています。
- これまで荒川区の地域活動を担ってきた町会等の各種団体では、その中核を担う方々の高齢化が進んでいます。
- 平成22年度に開講した地域活動の学びの場である「荒川コミュニティカレッジ」では、修了生は平成28年9月末で累計208人となり、その修了生が中心となって地域で活動する新たなグループを立ち上げています。
- 区では、荒川区社会福祉協議会のボランティアセンターの分室である「地域活動サロンふらっと．フラット」と連携し、団塊世代の退職後の社会参加等を支援しています。

課題

- 全世帯の約60％が町会に加入しているものの、実際に活動を行ったり地域の行事に参加したりする人は一部となっており、積極的な参加を促していく必要があります。
- 町会等の地域団体に若手の加入を促進するとともに、既存メンバーのスキルアップを図るなど、将来、組織の中核を担う人材の育成が求められています。
- 「荒川コミュニティカレッジ」での学びを生かし、より積極的に地域活動に参加できる場や機会を創る必要があります。
- より多くの区民が地域活動に積極的に参加するためには、福祉や子育て等の分野はもとより、語学、園芸、手芸、演芸など、専門分野や得意分野等を生かせるボランティア活動の場が必要です。

今後の方向性

- 様々な機会を通じて地域活動や区政についての情報を区民に提供し、ライフステージに応じて、ＰＴＡ、ボランティア、町会活動、民生委員などの地域活動に参加できるよう、きっかけづくりを進めます。
- 荒川区の先人たちが築いてきた「地域力」を若い世代につなげるため、町会活動等の地域活動における後継者の発掘・育成のサポートなど、それぞれの団体の実情に応じた支援を行います。
- 地域活動等に関する「学び」のニーズを的確に捉え、荒川コミュニティカレッジ等において多様な講座を実施し、地域の活動内容を主体的に学ぶ機会を提供するとともに、これまでの「学び」や「経験」を地域で生かせるよう、活動の場や地域との結び付きをコーディネートします。
- これまでのボランティア活動に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えて、通訳、観光案内、環境美化等のボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアを行う区民自身の生きがいづくりや健康づくりにもつながるよう、多岐に渡る地域活動を支援します。

荒川コミュニティカレッジの講座風景

荒川コミュニティカレッジ公開講座
（首都大学東京荒川キャンパスにて）

施策 地域文化とコミュニティの拠点づくり

【主な所管課：複合施設準備室、図書館課、地域振興課】

区民の文化活動や生涯学習活動、更には地域活動等を支援し、充実したサービスにより、心の豊かさや日々の生きがいづくりに寄与する地域コミュニティの拠点を整備します。

現状

- 区では、老朽化が進む荒川図書館の建替えを踏まえ、新たな図書館と吉村昭記念文学館の整備、更には子育て支援の拠点づくりといった、生涯学習や子育てに関する課題に対応するため、中央図書館、文学館、子どものための施設を融合した施設、「ゆいの森あらかわ」が平成 29 年 3 月に開館します。
- 地域コミュニティ活動の拠点である「ふれあい館」は、平成16年度に2館開館し、平成 28 年度現在、区内全体で 13 館となっています。
- 「ふれあい館」では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした講座等を実施しており、利用者数は年々増加しています。

ふれあい館入館者数の推移

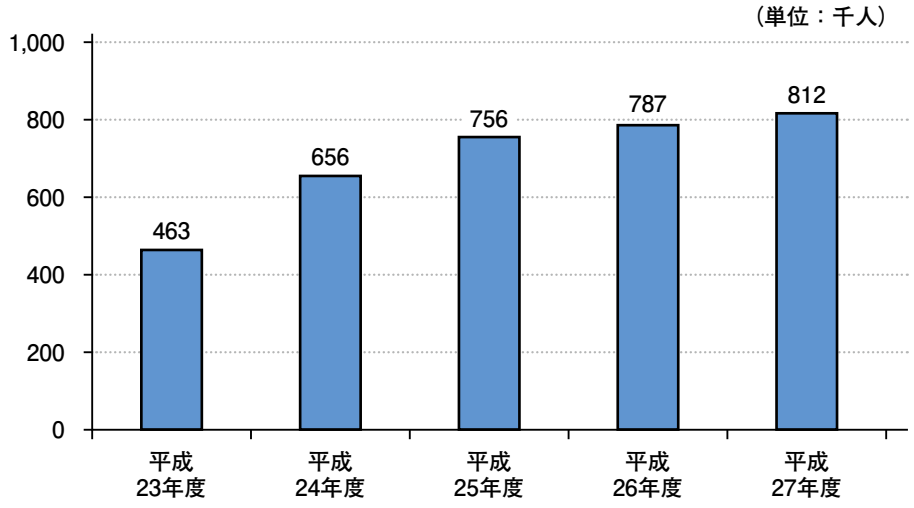

※入館者は事業参加者及び貸室利用者とする。

課題

- 自主的な学びや体験の場としてだけでなく、コミュニティの拠点として新たに整備する「ゆいの森あらかわ」では、時代とともに変化し多様化するニーズに的確に応えるため、柔軟な施設運営が求められます。
- 『ふれあい館整備ニュープラン』で整備を予定している20館のうち7館が未整備の状況にあり、新たな用地確保に向けた検討が必要です。
- 今後も見込まれる転入者の増加や高齢化の進展等を踏まえ、新たに区民になった人も含め、多くの区民に親しまれるコミュニティ施設として各図書館や「ふれあい館」の一層の充実を図る必要があります。

今後の方向性

- 「ゆいの森あらかわ」や各図書館が地域の文化とコミュニティの拠点となるよう、区内外からの利用者の交流はもとより、近隣施設や民間団体との事業連携など、多面的なアプローチにより事業を展開する施設運営を行います。
- 区民の「学びの場」として、「ゆいの森あらかわ」や各図書館における図書資料の充実やレファレンスサービスの向上を図り、区民自らの主体的な学びを支援します。また、科学や芸術文化等に関する様々な事業を展開し、多種多様なニーズに応える「体験の場」としての環境を整えます。
- 日暮里地域における公共施設の順次建替え・更新計画を進め、新たなふれあい館を整備するなど、引き続き20館の整備を実現するため、用地の確保に努めるとともに、区民ニーズや利便性等も考慮しつつ、様々な整備手法を用いて開設を目指します。
- 「ゆいの森あらかわ」をはじめとした各図書館や「ふれあい館」は、乳幼児から高齢者まで、幅広い世代の区民が利用する施設です。その特性を生かしてコミュニティスペースの整備や多世代が交流するイベント等を開催し、地域における人と人とのつながりを深めます。さらに、ボランティア活動を行う場としても施設を活用し、地域と人とが結び付くきっかけづくりや区民の生きがいづくりを支援します。

施策 「読書のまちづくり」の推進

【主な所管課：図書館課、複合施設準備室】

図書館における蔵書の充実やレファレンス（読書支援）の更なる向上を図り、生涯学習やボランティア活動の拠点として地域に親しまれる図書館づくりを進めるとともに、学校図書館等と連携した読書活動の促進により読書環境を整え、「読書のまちづくり」を推進します。

現状

- 図書館の年間入館者数は、平成23年度の134万人をピークに微減の傾向にあり、平成27年度は127万人となっています。
- 平成27年度の荒川区政世論調査では、図書館を利用しない割合は57.5％と半数を超えています。
- 各図書館では、それぞれ分野を定めて専門資料を収集し、特色ある蔵書整備を進めています。
- 図書館の利用者登録率（平成28年４月１日現在）は、小学生（７～12歳）62.9％、中学生（13～15歳）49.9％であり、20歳以上は23.1％となっています。
- 『荒川区子ども読書活動推進計画』（平成18年４月策定、第三次の計画を平成28年４月に策定）に基づき、柳田邦男絵本大賞の開催や学校図書館との連携、10代の子どもたちに向けた参加型イベントの実施等により、子どもたちの読書環境を整備し、自主的な読書活動を支援しています。

課題

- より多くの区民が図書館を利用するよう、本を借り読書を楽しむ空間としてだけでなく、飲食や会話も楽しめる滞在型の図書館づくりを進める必要があります。
- 各図書館における特色あるサービスや収集資料の内容について検討を深め、より多くの区民に愛される図書館づくりを進める必要があります。
- 図書館の利用者登録率は、中学生以降低下傾向にあるため、子ども読書推進活動を更に推進し、生涯を通じた図書館利用へつなげていく必要があります。
- 荒川区全体が「読書のまち」となるよう、区内公共施設や民間事業者等と連携した読書環境の整備が必要です。

今後の方向性

- 生涯学習や地域活動の拠点として、区民に愛される図書館づくりを進め、乳幼児から高齢者まで、様々な世代が利用できる滞在型図書館の実現を目指します。
- 地域の特性や利用者のニーズを踏まえながら図書館のあり方を検討し、専門資料の収集や特色ある蔵書整備など、地域に根ざした図書館づくりを進めます。
- 各図書館の特色を踏まえたレファレンスの充実を図るとともに、デジタルアーカイブや地域資料のデータベースの提供など様々な情報を発信し、知的好奇心の追求や問題解決の場としての図書館づくりを進めます。
- 図書館の利用者登録率が低下し始める10代後半以降の区民にとって図書館がより身近な存在となるよう、ライフステージに応じたイベントの開催や専門講座等の実施などを通して魅力ある図書館づくりを進めます。
- 学校・幼稚園・保育園等と連携を更に促進するとともに、お話し会や理科読など図書館事業の充実を図り、子どもたちの読書習慣を育みます。
- 図書館の蔵書や館内スペースを有効活用し、学習支援事業を実施するなど、子どもたちが安心できる居場所づくりを進めます。
- 区内公共施設や民間事業者等と連携し、区を挙げて「読書のまちづくり」を進めます。

柳田邦男氏による読み聞かせ

ティーンズイベントの様子

施策 スポーツの推進

【主な所管課：スポーツ振興課】

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の区民がスポーツを楽しめる環境を整えるとともに、指導者やアスリートの育成等によりスポーツのレベルアップを図り、区におけるスポーツ活動を推進します。

現状

- 平成27年度に実施したアンケートによると、運動不足を感じている区民は8割を超えており、週に１回以上運動やスポーツを行っている割合は４割弱に留まっています。また、障がい者スポーツに関心がある割合は４割弱となっています。
- 子どもたちの運動能力は23区の平均を下回り、運動をする子どもとしない子どもの二極化が進んでいます。一方、壮年期から中年期にかけては子育てや仕事に追われ、スポーツをする機会が減少しています。
- 区では、スポーツ推進委員や一般社団法人荒川区体育協会と連携し、ニュースポーツを始めとする様々なスポーツイベントを実施しています。
- スポーツの技術力向上のため、実績ある指導者によるアドバイザー制度を設けているほか、オリンピアン・パラリンピアンを始めとしたトップアスリートと子どもたちが直接触れ合う事業も実施しています。
- 広い空地の少ない荒川区では、河川敷を野球場やサッカー場等に整備して活用するほか、尾久八幡中学校グラウンドと区民運動場の相互利用を行うなど工夫しながらスポーツ環境の整備を行っています。さらに、小中学校の体育館や校庭は、授業で使われない夜間帯を活用して「スポーツひろば」を実施しています。
- 土日における区内体育施設の予約状況は、ほぼ100％となっており、多くの区民に利用されています。
- 区のスポーツ施設の拠点である「荒川総合スポーツセンター」は築30年以上が経過し老朽化が進んでいます。

課題

- アンケートでは、週１回以上の運動をしていない理由として「仕事や介護、育児等で忙しい」、「体力に自信がない」、「経済的理由」のほか、「特に理由はない」との回答も多いことから、区民がスポーツを楽しむきっかけづくりや、身近な場所で気軽にスポーツができる環境づくりが不可欠です。
- 障がい者スポーツの用語に関するアンケートでは、「パラリンピック」は９割近い区民が知っている一方、「デフリンピック」や「スペシャルオリンピックス」は７割以上が知らないと回答しており、障がい者スポーツをより多くの区民に知ってもらう取組を進める必要があります。
- 子どもたちがスポーツの楽しさや感動を知る大きな動機付けとして、トップアスリートと直接触れ合う機会を増やすことが重要です。
- 各種競技の技術力の向上や、オリンピアンを始めとするアスリートの育成には、指導者やスポーツボランティアなどスポーツを支える人々の育成が肝要です。
- 区内体育施設の予約状況を踏まえ、更なるスポーツ環境の整備を進める必要があります。
- 区民が身近な場所でスポーツに親しむためには、老朽化した施設の改修をはじめ、民間のスポーツ施設等との連携を強化する必要があります。

今後の方向性

- スポーツの裾野を広げ、スポーツを楽しむ区民を増やすため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、区内スポーツ関連機関や団体等との協働によりライフステージに応じたスポーツ活動を支援し、生涯にわたるスポーツ活動の充実を図ります。
- 障がい者スポーツフェスティバルの開催をはじめ、車いすバスケットボールやボッチャ等の体験など、障がい者スポーツを多くの区民に知ってもらう機会を増やすとともに、障がい者スポーツを支える人材の育成を進め、障がい者スポーツの推進を図ります。
- 元スポーツ選手やアスリートによる直接指導など、運動能力の開発や技術力の向上を促進する取組と併せ、指導員やボランティアの育成、競技大会へ出場する選手等を支援する仕組みなどを充実し、区におけるスポーツのレベルアップを図ります。
- 老朽化した荒川総合スポーツセンターの大規模改修はもとより、新たな体育館の整備を含め、多目的広場や運動場等の拡張・整備を進めるほか、民間のスポーツ施設等との連携・協力により、区民のスポーツ環境の更なる充実を図ります。

Ⅵ

安全安心都市

都市基盤の整備を着実に進めるとともに、地域コミュニティが機能している荒川区の強みを最大限に生かし、ハード、ソフトの両面から、災害に強い安全なまちを目指します。また、地域ぐるみでの防犯活動や交通安全対策を通じて、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちを目指します。

政策 11

防災・防犯のまちづくり

政策 12

利便性の高い都市基盤の整備

安全・安心分野の GAH 指標の実感度

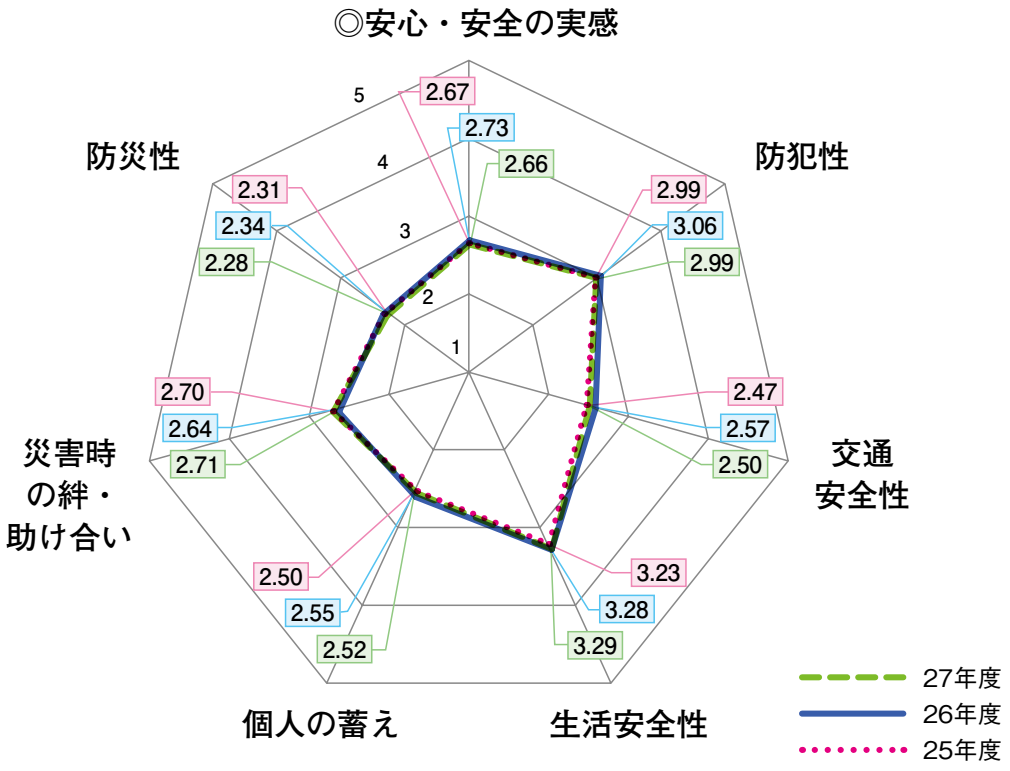

「安全・安心分野」は、他の分野に比べ、実感度が低い指標が多くなっています。中でも、「防災性」は、全ての指標の中で、最も実感度が低くなっています。

また、「災害時の絆・助け合い」についてみてみると、若い世代や区内居住年数の短い人、さらには集合住宅に住む人、一人暮らしの人の実感度が低いことが分かりました。

こうした結果から、区民が災害時に不安を感じることのないよう、より一層災害に強い街づくりを進めるとともに、地域の人との結び付きを強めるような施策を実施していく必要があります。

政策 11 防災・防犯のまちづくり

- **災害時における体制の強化**
- 防災基盤の整備
- **災害に強い街づくりの推進**
- **犯罪をゆるさないまちづくりの推進**
- 交通安全対策の推進

□ 囲みは、重点施策

政策の方向性

- 地域の防災組織の活動の支援に取り組むとともに、関係機関との連携の強化や区民への情報提供の充実を図り、災害に強い安全なまちの実現を目指していきます。
- 災害に強い街づくりに向けて、木造住宅密集地域の改善や空き家対策を進めていきます。
- 子どもや高齢者などを地域で守る体制づくりを進め、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちの実現を進めていきます。

安全・安心パトロールカー

避難所体験訓練

中学校防災部の活動

施策 災害時における体制の強化

【主な所管課：防災課】

過去の自然災害における教訓を踏まえ、「自助」、「共助」、「公助」の取組を総合的に推進することにより、災害時における体制の強化を図ります。

現状

- 今後30年以内に70％の確率で首都直下地震が発生すると言われていますが、区政世論調査によると、15％の区民は地震への備えを全くしておらず、水や食料の備蓄については60％以上の区民が備えをしていない状況です。
- 荒川区では、全ての町会に防災区民組織が設置されています。そのうち約９割の組織において自主的に訓練が行われており、高い実施率となっています。
- 過去の震災における教訓等を踏まえ、より実情に即した対応が行えるよう、絶えず『荒川区地域防災計画』の見直しを行っています。
- 災害時の相互応援について16の自治体と協定を結んでいます。また、73の民間企業等と災害時協力協定を結んでいます。
- 近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊したりして甚大な被害が発生する事例も増えてきています。

課題

- 大規模災害発生時においては、ライフラインをはじめ物流、通信手段等も途絶することが想定され、区民一人一人が「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、日頃から防災への備えを進める必要があります。
- 若い世代の防災訓練への参加率が低くなっており、参加を促進していく必要があります。
- 災害対策に関する各種計画や区の災害対策体制、他自治体等からの支援の受入体制等について、具体的な手順の検討や訓練の実施等により、実効性の高いものとしていく必要があります。
- 荒川等が決壊した際の浸水想定に基づき、具体的な避難方法の検討や避難場所の確保等を進めていく必要があります。

今後の方向性

- 個人による水・食料の備蓄や防災対策器具の設置など、区民の災害への備えを促進するため、様々な機会を捉えて「自分の身は自分で守る」という自助の意識の普及啓発を図るとともに、各種助成制度の利用促進を図っていきます。
- 幅広い年齢層の方が防災訓練に参加するためのきっかけづくりを進めるとともに、中学校防災部への活動支援等を通じて、地域防災を担う次の世代の育成を進めていきます。
- 複数の町会が合同で実施する避難所開設訓練や、中学校防災部、町会、消防団等が連携した永久水利施設（※1）を活用した訓練など、荒川区の地域力を生かした、世代を超えて地域が一体となった共助による防災対策を推進します。
- 区の災害対策体制を強化するため、情報収集伝達システムの更新・機能強化、実践を想定した災対本部訓練の実施、災害時の職員行動マニュアルの更新などを進めます。さらに、発災時に他自治体や民間企業からの支援を円滑に受け入れるため、物資の搬送体制や受入体制等について具体的な内容を定めるなど、公助による災害対策の強化を図ります。
- 大規模水害への対策として、避難方法や避難場所等について周知、啓発を進めるとともに、国や都、近隣区、関係機関等と調整の上、広域避難場所の確保及び広域避難計画の策定を進めます。

永久水利施設を活用した訓練

（※1）永久水利施設 … 上水道が断水し消火活動が困難となった場合に、河川水や地下水といった枯渇しない水源を活用し消火活動を行うための設備。

施策 災害に強い街づくりの推進

【主な所管課：防災街づくり推進課】

耐震性や耐火性のある建物への更新が進み、容易に消火や避難が可能な道路やオープンスペースが整備された防火性の高い都市構造を目指し、区民の誰もが安心して暮らせる災害に強い街づくりを推進します。

現状

- 区面積の約６割を占める密集市街地は、地域危険度が高く、震災時には甚大な被害が想定されています。
- 市街地の「燃えにくさ」を示す指標である不燃領域率（※1）は、区全域では 66.9%（平成 23 年度）ですが、密集住宅市街地整備促進事業地区（不燃化特区）では 60.2%（平成 27 年度）となっています。
- 不燃化特区内において、耐震性や耐火性が劣る木造建築物が約 7,000 棟存在します。
- 平成 27 年度に実施した区内の空き家実態調査によると、971 棟が空き家であり、そのうち 42 棟が「速やかに除却すべき著しい空き家」である老朽度ランク４・５に位置付けられている状況です。

課題

- 老朽木造住宅の建替えや除却、主要生活道路の拡幅整備等については、区民の協力が欠かせないことから、更なる事業への理解を得る必要があります。
- 各戸訪問による意向調査の結果等から、老朽木造住宅の建替えや除却には資金面に関する課題があります。また、適正に管理されていない空き家は地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしています。
- 幅員が狭小な道路が多く、いまだに消防活動困難区域が解消されていません。また、公園や広場等のオープンスペースが不足していますが、ある程度まとまった土地を確保することは困難な状況です。

今後の方向性

- 各戸訪問や住まいの相談会等の様々な機会を捉えて、区から積極的に自助・共助の重要性を周知するとともに、危機意識の共有化を図ることにより、地域が一体となって防災街づくりに取り組む気運を高めます。
- これまでの取組に加えて、不燃化特区制度を活用した老朽木造住宅の建替えや除却への助成金等による支援や税金の減免など、都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、平成32年度まで様々な施策を重点的かつ集中的に展開します。
- 緊急車両のスムーズな通行や避難経路の確保及び火災時の延焼防止を図るため、主要生活道路の拡幅整備を更に進めます。
- 空家等対策計画に基づき、危険な老朽空き家の除却に加えて、空き家の流通や活用の促進を含め、段階に応じた施策を展開し、総合的かつ計画的な取組を推進します。
- 公園や広場だけではなく、防災に資する小規模な用地についても積極的に防災スポットとして取得し、オープンスペースの確保に努めます。

主要生活道路拡幅前

主要生活道路拡幅後

（※１）不燃領域率 … 地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建物建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定されます。70％を超えると市街地の焼失率がほぼ０になると言われています。

施策 犯罪をゆるさないまちづくりの推進

【主な所管課：生活安全課、教育総務課】

区内の犯罪に関する情報や被害防止の方法などを広く区民に周知することで、防犯意識の向上を促すとともに、安全・安心パトロールカーによる巡回や防犯カメラの設置などにより、犯罪が起きにくい環境を整備します。

体感治安の向上を図り、区民の誰もが安全安心を実感できるまちの実現を目指します。

現状

- 区では、区内３警察署と治安対策に関する覚書を締結し、共に治安ナンバーワンを目指すパートナーとして、様々な取組を行ってきました。その結果、前期基本計画を策定した平成 18 年と比べ、荒川区の刑法犯罪認知件数は大幅に減少しています。
- 区では、「指定重点犯罪」（※1）等の凶悪犯の発生件数は少なくなっている一方、「ゲートウェイ犯罪」（重大な犯罪への入り口）と言われる自転車盗と万引きの割合が高く、全体の５割近くを占めています。

  オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺については、手口が多様化・巧妙化しており、高額の被害が発生しています。
- 区民へのアンケート結果によると、「犯罪への不安を感じている」と回答した人と「感じない」と回答した人の割合は共に３割程度となっています。
- 安全・安心パトロールカーによる巡回、防犯カメラの設置、安全安心ステーションを拠点としたパトロール等、犯罪を抑止するための環境整備を進めています

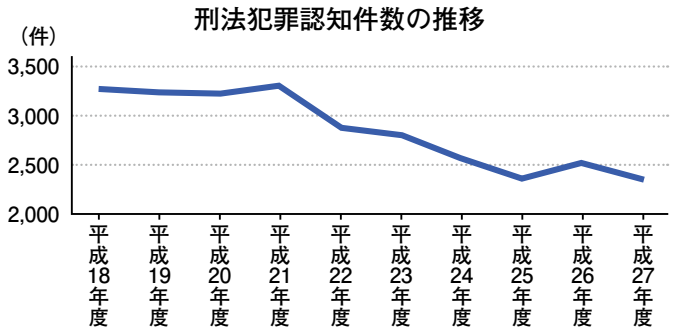

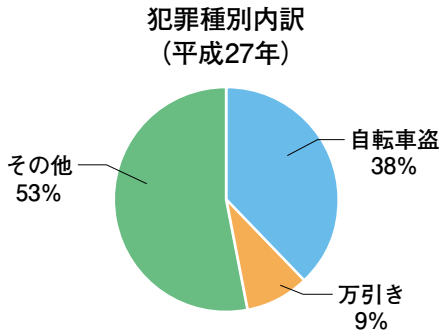

課題

- 犯罪の手口は常に変化していることから、新手の犯罪が発生した場合、それに対応するための方策を早急に検討する必要があります。
- 区内の将来にわたる犯罪の増加を防ぐために「ゲートウェイ犯罪」である自転車盗及び万引きについて重点的な対策を展開することが求められます。
- 荒川区は刑法犯罪認知件数が少なく、23区内でもトップクラスの治安の良いまちです。しかし、アンケートの結果によると「犯罪への不安」を感じている区民が一定程度存在していることから、更なる防犯対策を進めていく必要があります。
- 地域ごとの防犯カメラ設置状況や犯罪件数の増減等も踏まえ、計画的な防犯環境の整備が求められます。

今後の方向性

- 子どもから高齢者まで、区民が犯罪の被害に遭わないための知識を身に着けられるよう、新手の犯罪の発生状況や対策等について、広く周知を図るとともに、学校における防犯教育を推進します。また、町会や地域のボランティア等、地域住民が自ら行う防犯活動に対して支援を行い、区民一人一人の防犯意識の向上を図ります。
- 区内の犯罪を減らしていくためには、区役所や警察等の行政による取組に加え、町会、学校、ＰＴＡをはじめとした区民による防犯活動や事業者の協力が不可欠です。これまで以上に区内警察署との連携を強化するとともに地域と一丸となり、治安ナンバーワンのまちを目指します。
- 「指定重点犯罪」と呼ばれる、特に不安を感じる身近な犯罪を減らすことによって体感治安の向上を図るとともに、重大な犯罪への入り口である「ゲートウェイ犯罪」を減らすことで、将来にわたり犯罪のない安全安心を実感できるまちを目指します。
- 犯罪発生状況等を分析し、安全・安心パトロールカー、安全安心ステーションの効果的な運用、駅前や通学路等への防犯カメラの適正配置など、治安対策を進め、犯罪の発生しない環境を構築します。

（※１）指定重点犯罪 … 特に不安に感じる身近な犯罪として警視庁が指定した、「強盗」「侵入窃盗」「ひったくり」「性犯罪」「特殊詐欺（振り込め詐欺、振り込め類似詐欺の総称）」「自動車盗」「子供に対する犯罪」の７罪種を表します。

政策 12 利便性の高い都市基盤の整備

- ■快適な市街地環境への誘導
- **■都市計画道路の整備**
- **■交通環境の整備**
- **■市街地再開発事業等の推進**

□ 囲みは、重点施策

政策の方向性

- 豊富な交通ネットワークを有効活用するとともに、幹線道路の整備や生活道路の拡幅を計画的に進めるなど、都市の基盤づくりを確実に進めていきます。

- 再開発による拠点整備を進め、多様な都市機能が集積した、にぎわいのある市街地を形成していきます。

荒川区コミュニティバス「さくら」

施策 都市計画道路の整備

【主な所管課：道路公園課】

避難路や延焼遮断帯としての機能確保、木造住宅密集地域の防災性向上、安全に歩行できる空間の確保、電線類の地中化や植樹帯の整備のため、都市計画道路の整備を推進します。

現状

- 都市計画道路については、平成 19 年度に補助 306 号線、平成 22 年度に補助 107 号線の整備完了以降、整備率 58.1％に変動はない状況です。
- 「区部における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」が平成 28 年 3 月に策定され、平成 28 ～ 37 年度にかけて、補助 182 号線、補助 189 号線、補助 193 号線等、優先的に整備すべき路線が定められました（次ページ『都市計画道路整備状況図』における【凡例：未整備（優先整備）】を参照）。

課題

- 都市計画道路の整備に当たっては、整備箇所周辺の建物状況や防災面での緊急性等から優先順位を設定して取り組む必要があります。
- 都市計画道路の整備を円滑に進めるためには、土地所有者等関係権利者の理解を得ることが必要です。
- 既存道路との接続による交通への影響等を考慮する必要があります。

今後の方向性

- 都市計画道路の整備は、現状を見極めた上で、防災街づくりや安全で快適な都市空間の創出等の観点から、優先順位を定めて計画的に進めていきます。
- 用地測量や用地取得交渉に当たっては、引き続き丁寧な対応を継続しながら早期の用地取得完了を目指します。
- 交通管理者である警察や鉄道事業者等と調整を図りながら、より安全で機能性の高い道路の整備を進めていきます。

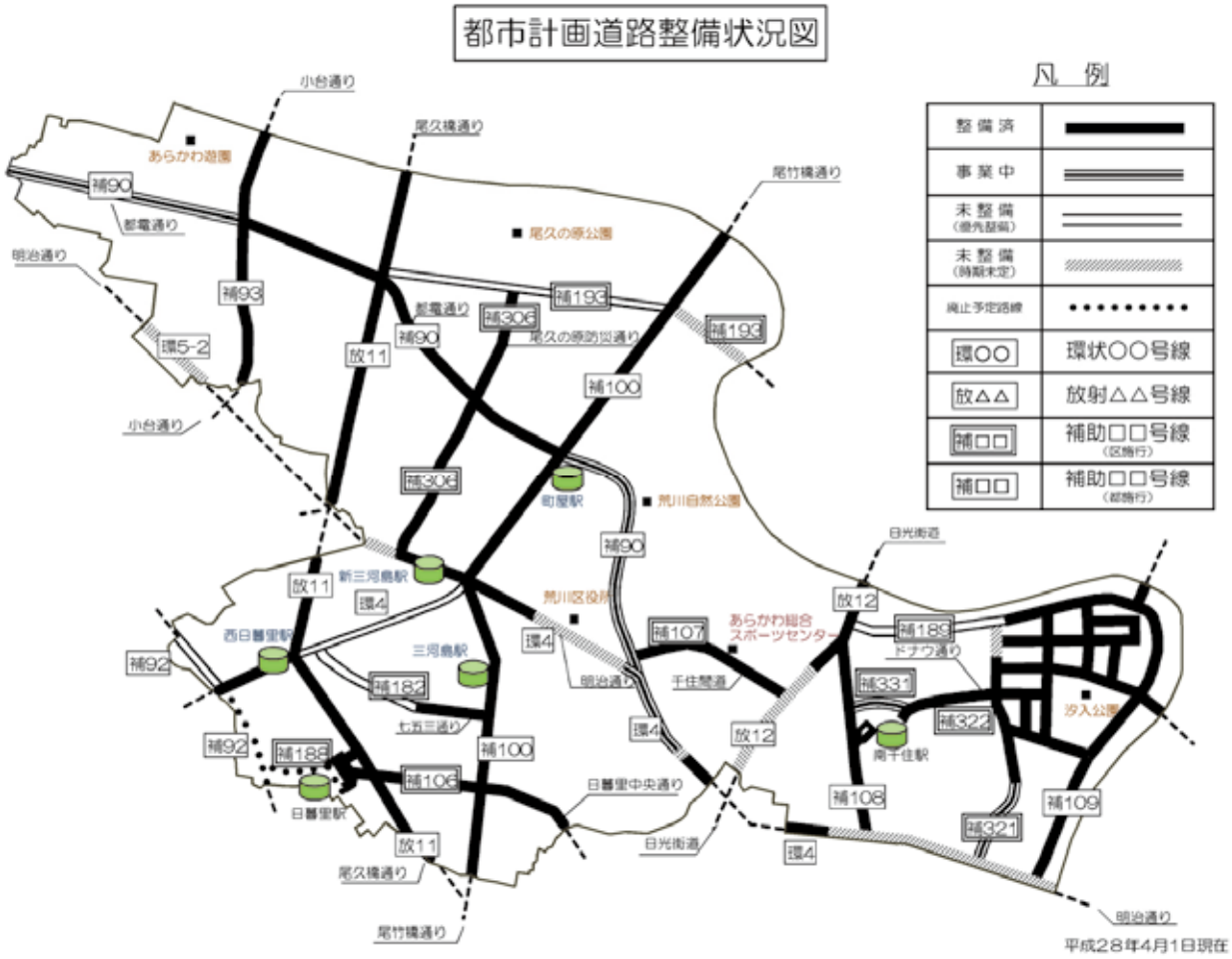

施策 交通環境の整備

【主な所管課：交通対策課】

公共交通機関の充実を図るとともに、交通不便地域における高齢者や障がい者の移動の利便性向上を推進します。

また、放置自転車をなくして安全で安心して通行できる道路環境を整備することに加え、環境に配慮した駅前空間を創出します。

現状

- 区民の身近な足として導入したコミュニティバスは、「さくら」の導入以降、新たに「汐入さくら」「町屋さくら」も運行を開始し、１日平均乗車人員は増加傾向にあり、利用者からの評判も良好です。
  平成 24 年度：2,963 人、平成 27 年度：3,448 人
- 区では、これまでに４か所の自転車等駐車場、11か所の自転車置場を整備し、約7,000台の定期利用及び約 1,000 台の一時利用が可能となっています。
- 南千住駅前や町屋駅前では、民間駐輪場の整備が進み、いずれも収容可能台数は区営自転車駐車場の規模に匹敵する 1,000 台以上となっています。
- ピーク時には駅周辺を中心に6,000台／日以上あった区内の放置自転車は800台／日以下にまで減少しています。

課題

- コミュニティバス未導入地域で交通経路が不足している地域におけるアクセス改善を図る必要があります。
- コミュニティバス全体の利用者が増加傾向にある一方、恒常的に利用者の少ない路線については、区民の利便性の向上等を踏まえ、ルートの見直しを図る必要があります。
- 放置自転車数は大幅に減少しているものの、駐輪場の確保台数や駅と駐輪場の距離など、地域によって対応すべき課題が多様化しています。
- 今後、再開発が予定されている地区においては、適切な駐輪スペースを確保する必要があります。

今後の方向性

- コミュニティバス未導入地域への新規路線導入に向け、運行事業者とともに検討していきます。
- コミュニティバス利用者の多様なニーズ等を的確に捉え、運行事業者と連携して更なるサービス向上を目指し、利用者の増加を図ります。
- 地域ごとに異なる課題等を的確に捉えたうえで、それぞれの状況に応じた放置自転車対策を進めていきます。
- 駅前再開発事業に当たっては、大型自転車駐輪場の整備を進めるとともに、民間事業者参入の活性化につながるようなインセンティブを検討します。

三河島駅前自転車駐車場

施策 市街地再開発事業等の推進

【主な所管課：防災街づくり推進課】

荒川区の拠点となる区内駅前地区において再開発事業を推進することにより、住宅、商業、工業が混在した密集市街地を解消し、安全で快適な街を形成するとともに、駅前にふさわしいにぎわいを創出し、街の活性化を図ります。

現状

- 三河島駅前は人々が行き交う交通利便性の高いエリアであり、三河島駅前南地区においては、市街地再開発事業が実施されたことにより、土地の有効・高度利用が図られています。
- 一方、三河島駅前北地区については、周辺に密集市街地があり、また旧真土小学校を含めて低・未利用地が比較的多いなど、地域の防災性や駅前のにぎわいが不足しています。
- 西日暮里駅前については、区内有数の交通結節点でありながら、駅前の快適性向上やにぎわい創出に寄与するような整備が行われていません。
- また、日暮里台地を除く西日暮里駅前地域においては、オープンスペースが不足しています。
- 西日暮里駅前の再開発エリア内には保育施設、高齢者施設、自転車駐輪場が整備されており、再開発後もこれらの公共サービスの提供が求められています。

課題

- 三河島駅前については、地域に大きな集客を生むような施設や地域の交流のためのオープンスペース等の整備により、駅前としてふさわしい魅力やにぎわいの場を創出させる必要があります。
- 三河島駅前北地区周辺は、大部分が木造住宅密集地域であり、細街路やオープンスペースの整備、老朽建築物の建替え等を推進し、地域の防災性向上を図る必要があります。
- 西日暮里駅前については、地区全体としてのにぎわいを創出するため、区民のみならず区外の人も利用しやすい交流施設や商業施設、防災拠点となるオープンスペース等を整備する必要があります。
- 現存する公共施設については、サービスを途切れさせることなく提供する必要があります。

今後の方向性

- 三河島駅前北地区及び西日暮里駅前地区において、土地の高度利用や地域の防災性向上、オープンスペースの確保、駅前の活性化を図るため、市街地再開発事業を推進します。
- 三河島駅前北地区については、駅前にふさわしい魅力とにぎわいの創出を図るため、商業・業務機能を中心とした都市機能の導入を目指すとともに、区有床の中心的な施設として、新たな体育館の整備を検討します。
- 西日暮里駅前地区については、区内有数の交通結節点である高いポテンシャルを生かして、近隣区や鉄道沿線エリアも商圏とする商業機能や新たな視点も含めた業務機能を追求し、地域活性化につなげるとともに、区有床の中心的な施設として、区外からの利用も想定した、集客力のある質の高いホールを整備し、文化交流の拠点を形成します。
- また、再開発エリアに現存する公共施設の機能については、再開発後のみならず再開発工事期間中においても同等以上のサービスの提供が継続できるよう民間活力の活用も含めて方策を検討します。

Ⅶ 計画推進のために

真の豊かさにつながる区民の幸福度の向上こそが区政の役割であるという考え方の下、ＧＡＨ（グロス・アラカワ・ハッピネス＝荒川区民総幸福度）という尺度を区政に取り入れ、区民とのパートナーシップを大切にした区民に信頼される質の高い区政を推進していきます。

政策１３

区民の主体的な区政参画と連携強化

政策１４

積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

政策１５

目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

政策 13 区民の主体的な区政参画と連携強化

- **区民参画・協働の推進**
- 広聴機能の充実
- 選挙の執行
- 議会運営

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 自立した区民が、主体的に自らのまちをつくり上げていくことを基本に、区政参画の仕組みづくりや参加機会の拡大を図り、区との連携を強化していきます。

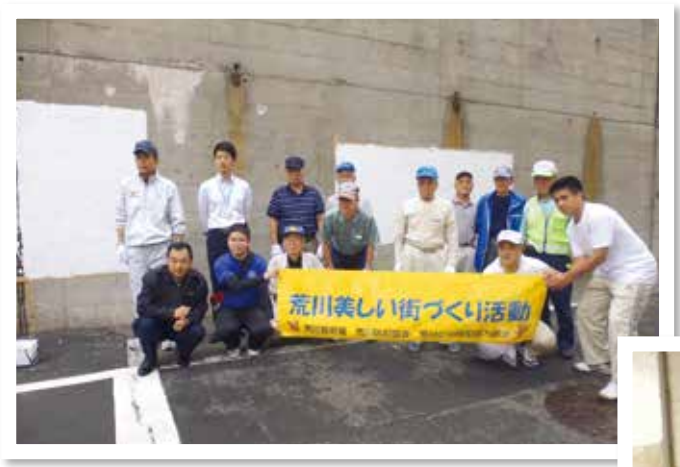

区民による美化活動

落書き消しのボランティア

資源回収

地域の防犯活動

施策 区民参画・協働の推進

【主な所管課：総務企画課】

「幸福実感都市あらかわ」を実現するためのパートナーとして、区民、事業者、地域団体等がそれぞれ対等の立場で、適切な役割分担の下、協働によるまちづくりを推進します。

現状

- 区民の価値観・生活様式の多様化に伴い、区民ニーズや地域課題も複雑かつ多様化し、行政だけでは的確に対応することは難しくなっています。また、個人の自己実現、社会貢献意識が高まり、ＮＰＯやボランティア活動への関心が高まってきています。
- 区では、行財政改革の計画である『あらかわ区政経営戦略プラン』において、区民等との協働による行政サービスの向上及び行政コストの削減を、「協働戦略」として戦略の柱に位置付け、区政の様々な分野において協働を推進しています。
- また、協働の手法についても、イベントの共催・後援、実行委員や協議会への参画、地域団体の活動支援、パブリックコメントの実施など、様々な形態を用いて取り組んでいます。

課題

- 区民、事業者、地域団体等が行っている活動には、広い社会性や公共性を持つものがあり、行政の施策、事業と目的や対象が一致する領域において、協働の可能性を模索していく必要があります。
- 公平で均一な行政サービスの提供を原則としつつも、区民のニーズにきめ細かく機敏に反応しながら、地域の課題に対応していく必要があります。
- 協働の領域や範囲、協働の形態は一定ではなく、地域の実情や社会情勢の変化に適合した形となるよう、常に見直しをしていく必要があります。

今後の方向性

- 協働に参画する区民や団体等の合意形成を図りながら、協働の領域を拡大していきます。
- 区民の視点をまちづくりに反映し、多様化、複雑化する区民ニーズに柔軟に対応するとともに、区民と行政がパートナーとして、それぞれの知識や技術、経験などを持ち寄り、事業等をより効果的・効率的に実施することで、サービスの質・量の向上を図ります。
- 協働のパートナーとなる団体等の特性を生かし、区と区民との役割分担を明確にすることで行政のスリム化を図るなど、参画した主体が相互にＷｉｎ－Ｗｉｎの関係を築くことを目指すとともに、時代の変化にも対応した最適な協働の形について検討していきます。

政策 14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

- **区政に関する情報提供の拡充**
- **窓口サービス等の充実**
- 事務の適性・公正な執行
- 統計・調査の推進
- 各種団体等との円滑な連携
- 監査機能の充実
- 事務の共同処理

囲みは、重点施策

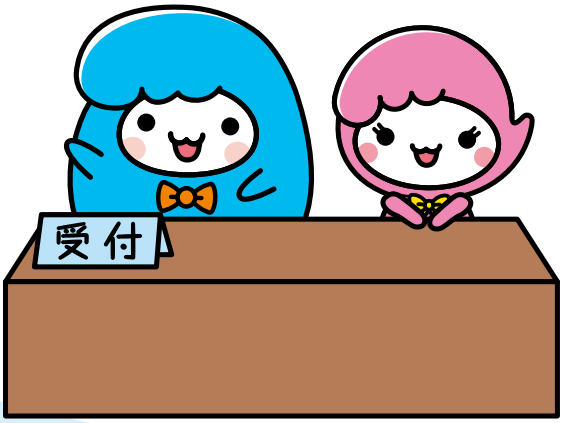

政策の方向性

- 区民への説明責任を果たすため、区政情報を積極的に分かりやすく発信するとともに、新たな情報技術の活用などにより区と区民との双方向のネットワークを充実していきます。

- 透明性の高い公正な区政運営を進めるとともに、区民のニーズに迅速かつ適切に対応する信頼される区役所づくりに努めていきます。

荒川区のホームページ

施策 区政に関する情報提供の拡充

【主な所管課：広報課、総務企画課】

区政への関心と理解を高め、区政への参画、協働の基盤づくりを促進するために、区民がどのような情報を必要としているかを把握するとともに、誰にでも分かりやすい情報を提供することで、必要な情報を必要な人に届けていきます。

現状

- 区政に関する情報については、区報等の広報誌の発行、区ホームページ、ＳＮＳ、ケーブルテレビ等の多様な媒体を活用して幅広く区民に提供するよう努めています。近年ではＳＮＳでの情報発信に力を入れています。
- 見やすく分かりやすい広報を目的に、平成 27 年度には、区ホームページのリニューアルを行い、スマートフォン対応やアクセシビリティ（情報へのアクセスのしやすさ）の向上を図るとともに、区報の全面カラー化、ユニバーサルデザインフォントの利用といった紙面リニューアルを実施しました。平成28年度からは区報閲覧アプリでの配信を開始しています。
- 平成 26 年 1 月に実施した区政世論調査では、主な「区政情報」の入手手段が「区報」（紙媒体）であることが分かりました。しかしその一方で、若い世代においては、ホームページ等のインターネット環境を活用した広報媒体の活用が進んでいます。
- また同調査では、「日ごろの暮らしの中で知りたい区の情報」について、「福祉や健康管理・保健・区内の医療機関に関する情報」（45.1％）や、「防犯・防災対策などに関する情報」（39.7％）を区民が特に必要としていることが分かりました。
- 区が保有する情報の公開を請求する権利を保障するとともに、区政に関する説明責任を果たすため、「情報公開制度」を設けています。平成 27 年度には 140 件の情報公開請求がありました。

課題

- ホームページやＳＮＳといった紙媒体以外での情報発信において、区民がその媒体にどのような情報を求めているかについて把握する機会を増やすとともに、情報の対象者や性質に応じた広報媒体についても検討が必要です。
- アクセシビリティを高めるための仕組みづくりや、区民から関心を持ってもらうための魅力ある情報提供（記事掲載、チラシ作成等）、情報発信のための技術向上が求められます。また、制度や事業を分かりやすく説明することができるよう更なる工夫が必要です。
- 情報公開制度においては、紙媒体による交付が多くなっているため、電子媒体の活用ついても拡大していく必要があります。

今後の方向性

- 今後もＳＮＳ等のインターネット環境を活用した広報媒体の必要性が高まっていくと予想されるため、区民の意向を踏まえながらインターネット環境を活用した広報の充実を図っていきます。
- 全ての広報媒体について、それぞれの特性を生かし、より分かりやすく、関心を持ち続けてもらえるような広報を目指します。
- 情報公開制度においては、引き続き、区民が情報の公開を請求する権利を保障するとともに、電子媒体による交付を拡大するなど、区民への説明責任を果たすためのサービス向上に努めていきます。
- 広報媒体や情報公開制度のほか、様々な手段・方法により、区民が必要とする情報を適時適切かつ積極的に提供できるよう、全庁で取り組んでいきます。

施策 窓口サービス等の充実

【主な所管課：総務企画課、秘書課、職員課、戸籍住民課、地域振興課】

区民の利便性向上を図るとともに、職員の資質向上、事務の効率化を進め、更なる窓口サービス等の向上を目指します。

現状

- 区では、平成18年から毎週水曜日の窓口時間の延長を開始し、さらに平成20年から月２回の日曜日の窓口開庁を行っています。これらの利用者は年々増加傾向となっています。
- 平成 27 年度の実績では、住民票の総発行枚数のうち 18.1%（21,205 件）、印鑑登録証明書の総発行枚数のうち 44.7%（27,243 件）が、コンビニ等の証明書自動交付サービスで発行されています。
- 区民事務所での住民票発行、転入届等の取扱件数は、年間約16万件で推移しています。
- 区民サービスの向上のため、職員の接遇等に関する能力を高めるとともに、「区民の声」等に寄せられた要望等に迅速に対応しています。

水曜延長・日曜開庁実績の推移

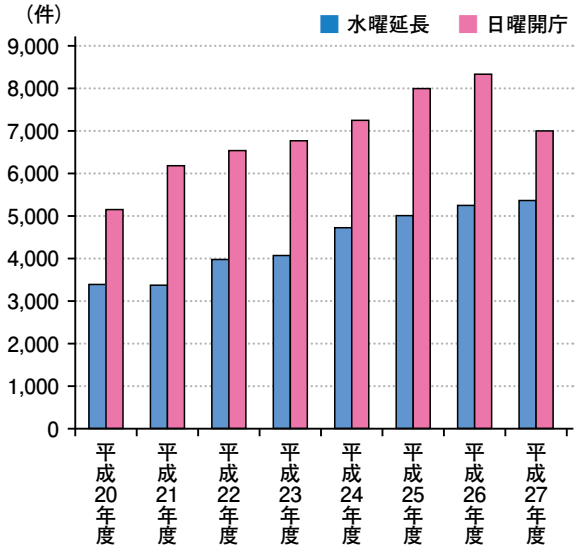

区民の声　取扱件数

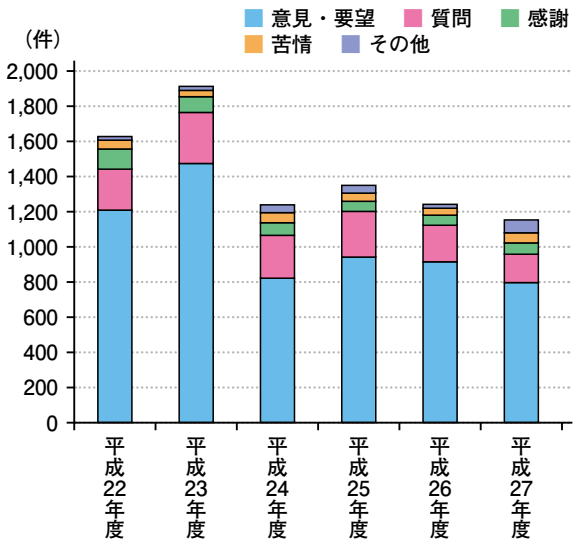

課題

- 今後も想定される転入者の増加等に対応するため、新たに区民となった人にも分かりやすい手続方法など、窓口サービス等の更なる改善を図っていく必要があります。
- コンビニの証明書自動交付サービスを利用するには事前にマイナンバーカードを取得する必要があり、更なる普及促進が必要です。
- 区民事務所の利用者数は横ばいで推移しており、区民に身近な窓口として更なる利便性の向上を図る必要があります。
- 社会情勢の変化に伴い多様化するニーズを的確に捉え、より分かりやすく、区民の立場に立ったサービスを提供していくためには、職員の更なる資質向上が求められます。

今後の方向性

- コンビニ等の区役所以外での証明書発行や、国保・介護保険料、区民税の納付などの手続について積極的に周知を進めるなど、区民の利便性向上を図るとともに、区民の視点に立ったより分かりやすい窓口サービス等に努めていきます。
- 高齢者や障がい者等、区役所まで足を運ぶのが難しい方が、自宅の近くで各種手続ができるよう、区民事務所における取扱業務の見直し等について検討を進め、身近な窓口である区民事務所のサービスの充実を図ります。
- 区役所に来庁した方が、迷わず目的の窓口に行き、スムーズに手続を済ますことができるよう、総合案内カウンターをはじめとした各窓口における職員一人一人の接遇・知識の更なる向上に努めるとともに、プロフェッショナルとしての高い職務意識の醸成を図ります。

政策 15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

- 戦略的な政策形成と行政改革の推進
- 健全な財政運営
- 税収の安定的な確保
- 人材の活用と職員育成の充実
- 情報システムの適正な整備と安全確保
- 公共施設等の効率的な活用と適正な管理

囲みは、重点施策

政策の方向性

- 「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメイン（事業領域）の下、政策目標を明確に設定し、全ての事務事業を対象とした行政評価システムなどを実施することにより、成果を重視した戦略的な行財政運営を行っていきます。

- 先進的な施策や創意あふれる事業の展開により、区民サービスの向上や施策の充実を重視した新しい形の行政改革を不断に推進し、財政の健全化と効率的かつ効果的な区政の実現を図っていきます。

- 質の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革や意欲向上を促すとともに、能力開発を通じた人材育成を図っていきます。

- システムの最適化、利便性向上を図るとともに、情報セキュリティ対策により業務継続性と安全性を確保します。

- 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、長寿命化や更新に取り組み、財政負担を平準化（※1）するとともに、総合的かつ計画的な管理運用に努めます。

（※1）財政負担の平準化 … 大規模な公共施設の整備・改修等には、短期間に多額の経費を要します。将来長期間にわたって効果が生じる施設整備等に当たり、現在の住民が一切の費用を負担するのは不合理といえることから、世代間の負担の公平性を保つとともに、年度間の支出の偏りをなくすため財政負担を平準化する必要があります。

施策 戦略的な政策形成と行政改革の推進

【主な所管課：総務企画課】

戦略的・計画的な政策形成を図るとともに、効率的・効果的な区政運営を推進することにより、一層の区民サービスの向上や施策の充実を図ります。

区民へ事務事業等を分かりやすく説明し、区政への参画意識を高めるとともに、成果重視やコスト意識の醸成など、引き続き職員の意識改革を進めます。

現状

- 昭和58年度に策定した『荒川区行財政体質改善基本計画』を皮切りに、着実に行財政改革を推進してきました。平成21年度からは選択と集中による行政資源の適正かつ効率的な配分により、経営的な視点を取り入れた『あらかわ区政経営戦略プラン』を策定することで「協働」「業務」「人事」「財務」の４つの戦略から、更なる行財政改革を推進しています。
- 全ての政策、施策、事務事業を対象とした分析、評価を行う「行政評価」を毎年度実施することで、事業の改善や見直しを図っています。
- 「行政評価」では成果指標と目標値を定めることにより効果的な評価、見直し・改善に努めています。また。平成26年度からは政策、施策の分析に「幸福実感指標（ＧＡＨ指標）」を導入することで、区民の意向を評価に取り入れ、課題や問題点を明らかにし、既存事業の改善や充実、新規事業立案に結び付けています。
- 平成28年度から新公会計制度（東京都方式）による日々仕訳の発生主義複式簿記を導入しています。

課題

- 社会経済情勢の変化に伴い、ますます多様化する区民ニーズに、限られた行政資源で的確に対応していくためには、更なる行財政改革が必要です。事業の効率化や必要性・有効性等を考慮した改善・見直しに取り組むことで持続可能な行財政運営を行っていく必要があります。
- そのためには、事業や施設運営にかかるコストについて、より精緻な財務情報を用いた分析を行う必要があり、その分析結果を区民に分かりやすく公表するとともに、区政運営に反映させ、ＰＤＣＡサイクル（※1）を更に強固なものとしていく必要があります。

今後の方向性

- 毎年度改定する『あらかわ区政経営戦略プラン』に基づき、これまでに実施してきた行財政改革の理念を継承しつつ、区民サービスの向上と、より一層の効率化を追求していきます。
- 新公会計制度と「行政評価」とを連携することで、より精緻な財務情報に基づいた分析、評価を実現し、区民に対して、事務事業等をより分かりやすく説明していくとともに、これまで以上に職員の自発的な改善意識を向上していきます。

（※１）ＰＤＣＡサイクル … Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の ４段階を繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

施策 健全な財政運営

【主な所管課：財政課】

安定した区政運営を行うためには、健全な財政運営が欠かせません。そのために、中長期的財政状況を見据えた、起債や基金の適切な管理、財政構造の弾力性を測る指標である「経常収支比率」の適正な水準を維持します。

現状

- 基金は、様々な行政需要に対応するため、積極的に活用する一方、適切に積立を進めており、残高は増加しています。
- 起債は、償還が順調に進んでいるため、残高は減少し、ピーク時の半分以下となっております。
- 経常収支比率は、社会保障費の増加などにより高止まりの状況にあります。
- 自主財源比率は 20％台後半で推移しており、平成 27 年度は 27.0％となっています。
- また、平成 28 年度から新公会計制度（東京都方式）の運用を開始し、日々仕訳の実施や財務諸表の作成といった本格的な発生主義の複式簿記を導入しました。

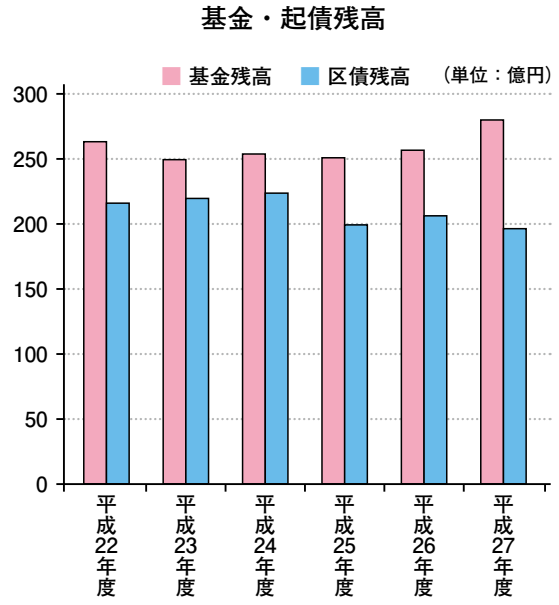

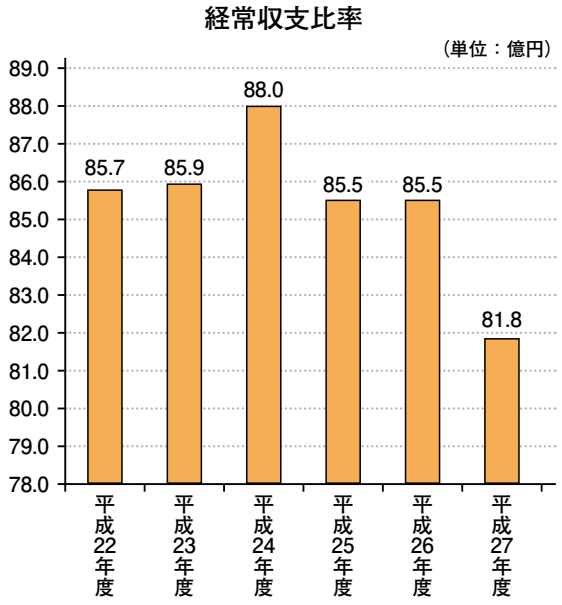

課題

- 新たな施設建設や大規模改修等に対応する財源を確保するため、新規起債の発行が必要となるなど、将来に向けた起債・基金の計画的な運用・管理が重要です。
- 経常収支比率は適正な水準を維持しているものの、歳入経常一般財源で大きな割合を占める財政調整交付金の交付状況により、比率が変動する構造になっています。
- 将来にわたり自主的・自立的な財政運営を行っていくため、更なる自主財源の確保に努めていく必要があります。
- 新公会計制度の導入により入手可能となった詳細な財務情報について、施設の管理・運営等に係るフルコストの把握や行政評価を通した業務改善等、効果的に活用する方法を検討し、財政状況の改善につなげていく必要があります。

今後の方向性

- 今後の新規建設事業等の実施については、中長期的な財政見通しを踏まえ、起債や基金を計画的に活用しながら適正な運用を図っていきます。
- 引き続き適正な経常収支比率を維持するため、特別区税などの経常的な一般財源の確保に取り組むとともに、行政評価等による事業の見直しを徹底し経常的経費の削減に努めます。
- 新たな国庫補助金等に係る情報の庁内共有を徹底し、可能な限り財源の確保に努めます。
- 更なる徴収率向上による区税収入の安定的な確保はもとより、土地や建物等の売却・貸付等により資産の有効活用を図るほか、自動販売機の設置や広告掲載料、リサイクル資源や放置自転車の売却、あら坊グッズの売上等、様々な方法を駆使して自主財源の確保に務めます。
- 行政評価の各種様式に財務諸表を掲載することで、財務情報と非財務情報の一元管理を可能にし、施設の管理、運営等の基礎データとして活用していきます。

施策 人材の活用と職員育成の充実

【主な所管課：職員課】

職員一人一人が、区民を幸せにするシステムの担い手として、高い専門性と知識を有し、持てる力を存分に発揮できる環境を整備することにより、区民の信頼と期待に的確に応え、より質の高い区民サービスの提供を図ります。

現状

- 区政の担い手である職員を、区民の幸せをより高める役割を有する「人財」として位置付け、有為な人材の確保や活用に努め、その育成にも注力してきました。
- 経験者採用を含めた新規採用、専門分野における任期付職員や非常勤職員の活用を進めるとともに、目標管理型人事制度の導入やプロの公務員としての成長を促す各種育成プログラムの実施等により、職員の職務意欲や能力の向上を図ってきました。
- 全ての職員が自分の持てる力を最大限発揮し、キャリアアップが可能な職場づくりを推進してきたことにより、区政の中核を担う管理監督職への昇任意欲も上昇傾向にあり、管理監督職に占める女性職員の割合も約 35％に上っています。
- 仕事を行う上で基本となる職員の心身の健康管理について、メンタルヘルス対策の充実に努めるとともに、職員が生き生きと働き、持てる力を発揮するための職務環境を整備してきました。
- 豊富な実務経験を有するベテラン職員の定年退職に伴い、この10年間で常勤職員の半数に当たる 700 名以上の職員が入れ替わるなど、職員の世代交代が着実に進んでいます。

課題

- ますます高度化・複雑化する行政需要に的確に対応していくために、多様かつ有為な人材を確保するとともに、組織的・計画的な職員育成を行い、限られた人材資源を最大限有効に活用する必要があります。
- 「区民の幸せ」の実現に向けて確実に取り組んでいくため、職員一人一人が成長し続け、個性と能力を最大限発揮できる組織運営を行うとともに、組織の中核となる管理監督職を担う職員を計画的に育成していくことにより、組織力を更に強化していく必要があります。

- 全ての職員が持てる力を余すところなく発揮することができる執務環境を整備していく必要があります。
- 職員が安心して生き生きと働けるよう、健康管理体制の更なる充実を図るとともに、子育て中の職員や家族の介護に携わる職員の増加に伴い、仕事と家庭の調和が図られた働き方を一層推進していく必要があります。
- 定年退職後も引き続き高い職務意欲を有し、フルタイム勤務を希望する高齢職員が増加している状況を踏まえ、これらの職員の経験・能力を最大限活用していく必要があります。

今後の方向性

- 多様な雇用形態を踏まえ、区政の各分野で活躍することができる有為な人材を積極的に確保するとともに、高まる行政需要に機動的に対応するため、より効率的かつ効果的な執行体制を構築していきます。
- 多種多様な人材育成プログラムの実施や職員の能力、適性等を踏まえた適材適所の配置を推進することにより、個々の職員のコア・コンピタンス（強み）の伸長と活用を図るとともに、次代の管理監督職を担う職員を計画的に育成していきます。
- 障がいのある職員が生き生きと働き、能力を如何なく発揮することができるよう必要な支援体制の充実を図るとともに、全ての職員が働きやすい職場づくりを推進していきます。
- 職員が仕事で高いパフォーマンスを発揮できるよう、その土台となる心身の健康管理の充実を図るとともに、男性職員、女性職員を問わず、子育てや介護等に携わる職員に対して、ライフイベントに応じた切れ目のないキャリア形成の支援を行います。
- 高い意欲と能力を有する高齢職員が引き続き活躍できる環境を整備し、若手職員から高齢職員までのあらゆる年代の職員の能力活用を図り、多角的視点による発想や価値観を施策に反映するとともに、これまで以上に職員間の知識・経験の継承を着実に行っていきます。

施策 情報システムの適正な整備と安全確保

【主な所管課：情報システム課】

区の業務をサポートする業務系システムと事務をサポートする情報系システムについて、適正な整備と適切な情報セキュリティ対策を行うことで業務継続性と安全性を確保するとともに、グループウェアやファイルサーバ等共有ツールの活用や各システムの連携などにより効率的な運用がなされるよう、事務環境の向上を図ります。

現状

- ＩＣＴを活用した情報化の推進を実施し、平成25年２月に、現在の情報化計画である「今後の情報システムに関する取組方針」を策定しました。
- 情報システム全体の最適化や基幹システムの再構築により、従来の仕組みで５年間運用した場合と比較し、約２億8,000万円の経費を削減しました。
- 情報システム調達アドバイザーを設置し、システムの調達に関してアドバイスが受けられる環境を構築しました。また、グリーンＩＣＴとして、環境に配慮した整備を行っています。
- 情報セキュリティ対策として、サーバの二重化や生体認証方式の導入、ファイアウォールの更新、情報系ネットワークのインターネット環境からの分離などを実施しました。職員への意識啓発として、標的型攻撃訓練などを行っています。

課題

- 平成30年度に情報系パソコンの更改を迎えるため、この更改に合わせ次期取組方針を策定し、更なる経費削減のための方法を探っていく必要があります。
- タブレット端末やＩｏＴ(※1)をはじめとした、新しい機器・技術について情報収集し、自治体における活用について検討するなど、情報システムの適正な整備を進める必要があります。
- 平成29年７月から始まるマイナンバー制度の情報連携に伴う個人情報の取扱い量の増加や、昨今脅威が増しているサイバー攻撃といった最新の事態に対応できるよう情報を収集し、区全体のセキュリティ対策を強化・拡充していく必要があります。

今後の方向性

- 情報システムは技術革新が著しい分野であるため、４～５年の間隔で新しい取組方針を策定して、情報システム全体の最適化を一層進めていきます。
- システム調達に当たっては、システム利用者の利便性の向上や経費の削減を目指し、調達アドバイザーの更なる活用や、クラウド化の拡充によるサーバ台数の削減などを進めていきます。
- 標的型攻撃をはじめとしたサイバー攻撃に対応するＩＣＴ－ＢＣＰ（※2）の改定や、実践的な訓練の実施を進め、情報システムの業務継続性の確保を進めていきます。
- 情報セキュリティに関する統一的な窓口（ＣＳＩＲＴ）の設置や、継続的な情報セキュリティ・個人情報保護に対する職員の意識啓発を行い、情報セキュリティ対策を強化・拡充していきます。

（※１）ＩｏＴ … Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳される。コンピュータなどの通信機器だけでなく、様々な物（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続することで相互に制御等を行う仕組み。

（※２）ＩＣＴ－ＢＣＰ … 情報システム部門（ＩＣＴ部門）の業務継続計画。情報システム部門において、災害や事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画。

施策 公共施設等の効率的な活用と適正な管理

【主な所管課：総務企画課、財政課、営繕課、道路公園課】

限られた財源を有効に活用し、必要な公共サービスを安全に提供していくため、区民ニーズを踏まえた更新･再配置の実施に加え、ライフサイクルコスト（建設、維持管理･運営等経費）の面からも適切な運営を図っていきます。

また、管理に当たっては、計画的な予防保全を実施することで、公共施設等の長寿命化を図ります。

現状

- 区では、地域特性を踏まえた多様な行政需要に的確に対応し、効率的・効果的に公共施設を整備するため､ひろば館を整理統合してふれあい館20館の整備を目指す『ふれあい館整備ニュープラン』の推進や、区立保育園の段階的な民営化、周辺の公共施設も含めた一体的な順次建替え・更新等に取り組んでいます。
- 公共施設等の多くは高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、同時期に老朽化を迎えるため、集中する改修・改築等に多額の費用が必要となることが見込まれます。
- 平成 27 年度現在で道路は 975 路線、約 200 ｋｍ、公共施設の総延床面積は約 43 万㎡です。

課題

- 人口ビジョンにより、人口の微増が見込まれる中、公共施設等に関しては、地域間の人口分布や区民ニーズの把握・分析を踏まえた更新・再配置の実施など、総合的な管理運用が必要です。
- 道路、橋梁等及び公共施設の長寿命化に当たっては、上記の視点とともに劣化度調査の結果も踏まえ、既存の計画（『荒川区橋梁長寿命化修繕計画』、『荒川区公共建築物中長期改修実施計画』など）を見直した上で、予防保全の観点から計画的な管理運用に取り組む必要があります。また、利用者の安全・安心を確保するため、維持管理のＰＤＣＡサイクルを構築・導入するなど、効率的な管理運用が必要です。

今後の方向性

- 総合管理計画に基づき、公共施設やインフラの長寿命化、更新などに取り組むとともに、様々な機会を通じて、こうした取組内容を区民に対して情報提供を行っていきます。
- 公共施設等の長寿命化・有効活用を図るため、予防保全の観点から維持管理を行い、公共施設等に係る将来的な財政負担の平準化に努めます。
- 公共施設等の有効活用に当たっては、総合管理計画や人口ビジョン等に基づいて、様々な観点による詳細な行政需要の把握や社会情勢の変化等も踏まえ検討します。
- 公共施設等の個別具体的な管理運用の方向性を示す計画を策定し、計画的かつ効率的な公共施設等の活用と適正な管理に取り組みます。
- さらに、こうした取組をより効果的・効率的に実行するために、全庁横断的な推進体制を構築するとともに、職員の意識醸成にも努めていきます。

平成 29 年 3 月発行　　登録（28）0150 号

荒川区基本計画（平成 29 年度～平成 38 年度）

編集・発行　荒川区総務企画部総務企画課
〒 116-8501　荒川区荒川 2-2-3
電話　03（3802）3111（代）

荒川区基本計画

平成29年度から
平成38年度まで